

目次

資料 1	岩泉町防災会議条例.....	3
資料 2	岩泉町防災会議運営規程.....	5
資料 3	岩泉町災害対策本部条例.....	6
資料 4	岩泉町災害警戒本部設置要領.....	7
資料 5	岩泉町における主な災害記録.....	10
資料 6	河川水門調べ.....	12
資料 7	河川水門管理要綱.....	13
資料 8	海岸堤防水門等調べ.....	16
資料 9	海岸水門管理要綱.....	17
資料 10	海岸堤防水門等管理要領.....	19
資料 11	町有除雪機械.....	21
資料 12	土砂災害警戒区域・特別警戒区域.....	22
資料 13	山地災害危険箇所.....	49
資料 14	砂防指定地一覧.....	58
資料 15	気象警報発表基準等.....	61
資料 16	岩手県津波浸水シミュレーション（東日本大震災復興）.....	63
資料 17	岩泉町津波浸水シミュレーション（東日本大震災復興計画）.....	64
資料 18	日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定.....	65
資料 19	最大クラスの津波を包括した津波浸水想定.....	66
資料 20	避難指示等の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）.....	67
資料 21	避難情報の発令基準.....	68
資料 22	避難路の指定について.....	79
資料 23	指定緊急避難場所・指定避難所.....	80
資料 24	災害危険区域内要配慮者利用施設一覧.....	83
資料 25	町内危険物施設一覧表.....	84
資料 26	防火対象物(消防法第 8 条).....	86
資料 27	岩泉町火入れに関する条例.....	87
資料 28	米穀等販売業者一覧表.....	90
資料 29	災害時の政府所有米穀の供給に係る手続きについて.....	91
資料 30	支給物資の種類、支給基準数量等.....	93
資料 31	火葬地・公葬地調べ.....	94
資料 32	ヘリポートの現状.....	96
資料 33	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定.....	97
資料 34	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目.....	99
資料 35	大規模災害時における相互応援に関する協定書.....	101
資料 36	岩手県防災ヘリコプター応援協定.....	103
資料 37	災害時における電力復旧作業の協力体制に関する協定.....	105

資料 38	災害時の情報交換に関する協定.....	106
資料 39	災害時における救助に関する協定書.....	107
資料 40	避難所施設利用に関する協定書.....	109
資料 41	岩泉町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書.....	111
資料 42	災害時における飲料の確保に関する協定.....	116
資料 43	災害時における応急対策業務に関する協定.....	118
資料 44	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書.....	121
資料 45	災害時における電動車両等の支援に関する協定.....	125
資料 46	災害時における物資供給に関する協定.....	128
資料 47	災害に係る情報発信等に関する協定.....	130
資料 48	地域防災計画の項目と担当課（班）一覧表.....	132

資料1 岩泉町防災会議条例

制定：昭和 38 年 3 月 5 日条例第 2 号

改正：昭和 43 年 12 月 23 日条例第 19 号

昭和 54 年 10 月 2 日条例第 22 号

平成 12 年 3 月 8 日条例第 5 号

平成 24 年 9 月 19 日条例第 18 号

平成 27 年 6 月 12 日条例第 18 号

令和 4 年 6 月 7 日条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、岩泉町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 岩泉町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条第 1 項の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によつてその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 3 人以内
 - (2) 岩手県の知事の部局の職員のうちから町長が任命する者 7 人以内
 - (3) 岩手県警察の警察官のうちから町長が任命する者 1 人
 - (4) 町長が町の職員のうちから指名する者 3 人以内
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長及び消防署長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 10 人以内
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 15 人以内
- 6 前項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命し、又は指名する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年12月23日条例第19号)

この条例は、昭和44年1月1日から施行する。

附 則(昭和54年10月2日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月8日条例第5号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 岩泉町水防協議会条例(昭和54年岩泉町条例第21号)は、廃止する。

附 則(平成24年9月19日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例により新たに岩泉町防災会議の委員となる者の任期は、改正前の岩泉町防災会議条例の規定により選出された委員の任期満了の日とする。

附 則(平成27年6月12日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(新たに任命される委員の任期の特例)

2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、岩泉町防災会議条例第3条第6項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する同条第5項第7号及び第8号の委員の任期の満了する日までとする。

附 則(令和4年6月7日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(新たに任命される委員の任期の特例)

2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、岩泉町防災会議条例第3条第6項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する同条第5項第8号の委員の任期の満了する日までとする。

資料2 岩泉町防災会議運営規程

(昭和 44 年 3 月 19 日告示第 12 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、岩泉町防災会議条例（昭和 38 年岩泉町条例第 2 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、岩泉町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(防災会議)

第 2 条 防災会議の招集は、会長が会議開催の 5 日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行なうものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 防災会議は、会長（会長に事故あるときは、その指名する委員）及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第 3 条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 44 年 3 月 19 日から施行する。

資料3 岩泉町災害対策本部条例

(昭和 38 年 3 月 5 日条例第 3 号)

改正 平成 24 年 9 月 19 日条例第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、岩泉町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

4 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

5 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、現地災害対策本部を置くことができる。

2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置く。

3 前項の職員は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

4 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 19 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料4 岩泉町災害警戒本部設置要領

平成6年3月25日制定

平成31年4月1日現在一部改正

令和3年3月1日現在一部改正

令和4年4月1日現在一部改正

令和4年12月16日現在一部改正

(目的)

第1 この要領は気象予警報等予警報が発せられ、又は地震若しくは長雨等による地面現象災害が発生するおそれがある場合において、情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、岩泉町災害警戒本部(以下「災害警戒本部」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第2 災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 沿岸北部に気象警報、高潮警報、波浪警報(海上警報を除く。)又は洪水警報が発表された場合。
- (2) 水位周知指定河川(小本川及び安家川)の基準水位が「氾濫注意水位」を超過した場合((1)の基準で設置した場合を除く)。
- (3) 大規模な火災、爆発等(「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。)が発生した場合で町長が必要と認めたとき。
- (4) 岩手県に津波注意報が発表された場合。
- (5) 町内で震度4を観測した場合。
- (6) 後発地震注意情報が発表された場合(地震及び津波に起因する災害対策本部が設置されている場合、又は(4)及び(5)の基準で設置した場合を除く)。
- (7) その他町長が特に必要と認めた場合。

(所掌事項)

第3 災害警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報等の受領及び関係機関への伝達に関すること。
- (2) 気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係機関への伝達に関すること。
- (3) 各地区の気象等に関する状況並びに被害発生状況の把握に関すること。
- (4) 各部、支部等の対応状況の把握に関すること。
- (5) 応急措置の実施に関すること。
- (6) 後発地震の発生に備えた情報の収集及び関係機関への伝達に関すること。
- (7) その他情報の収集に関すること。

(組織)

第4 災害警戒本部は、本部長、副本部長、本部員、本部職員及び本部支援室をもって構成する。本部長は町長を、副本部長は副町長及び教育長をもって充て、本部員は総務課長、政策推進課長、税務出納課長、町民課長、健康推進課長、経済観光交流課長、農林水産課長、地域整備課長、上下水道課長、消防防災課長、教育次長、議会事務局長及び

危機管理課長を充て、本部職員は関係各課の総括室長以下の職員を充て、本部支援室は指名職員を充てる。

(本部長及び副本部長)

第5 本部長は部務を総括し、会議を主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長事故あるとき、又はかけたときは、その職務を代理する。不在のときも同様とする。

(会議)

第6 災害警戒本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(本部の事務)

第7 災害警戒本部の事務は、危機管理課において行う。

(地区支部)

第8 各地区における災害警戒活動を効果的に実施するため、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める地区に地区支部を置くことができる。

災害警戒本部の設置基準	地区支部を置く支所
沿岸北部に気象警報、高潮警報、波浪警報(海上警報を除く。)又は洪水警報が発表された場合	本部長は、その設置を必要と認めた支所
水位周知指定河川(小本川及び安家川)の基準水位が「氾濫注意水位」を超過した場合((上記の基準で設置した場合を除く))	
大規模な火災、爆発等(「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。)が発生した場合で町長が必要と認めたとき	
岩手県に津波注意報が発表された場合	
町内で震度4を観測した場合	本部長が、その設置を必要と認めた支所
後発地震注意情報が発表された場合	
その他町長が特に必要と認めた場合	

2 地区支部の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 地区内の気象等に関する状況並びに被害発生状況の把握に関すること。

(2) 河川の水位の状況に関すること。

(3) 地区内における各種団体等の対応状況の把握に関すること。

(4) その他災害警戒本部との連絡及び災害警戒本部から指示された事項の処理に関すること。

3 地区支部は、支所長を支部長とし、支部職員は各々の支所職員及び指名職員をもって充てる。

4 津波注意報が発表された場合は、小本地区支部に小本支所の職員及び指名職員をもって充てる。

(廃止基準)

第9 災害警戒本部は、気象警報等が解除された場合等において、本部長が災害の発生のおそれがなくなつたと認めるとき廃止する。

2 災害による被害が相当規模を超えると見込まれるときは、災害警戒本部を廃止、岩泉町災害対策本部を設置する。

(補規)

第10 この要領に定めるもののほか、災害警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

資料5 岩泉町における主な災害記録

発生年月日	災害名	災害内容
明治 29 年 6 月 15 日	三陸沖津波災害	死亡367人 重症257人 流出家屋330棟 浸水家屋 386棟
昭和 8 年 3 月 3 日	三陸沖津波災害	死亡121人 行方不明35人 重症5人 軽傷29人 流出家屋194棟 倒壊家屋14棟 床下浸水家屋317棟 流出船舶(無動力船 360隻 動力船12隻) 流出田畑68ha 流出宅地515坪 道路流出 1 箇所 橋梁流出 1 箇所
昭和 36 年 5 月 29 日	三陸フェーン災害	り災世帯92世帯 り災人員497人 田畑被害1,601ha 山林9,896ha 被害額145,700万円
昭和 39 年 1 月 31 日	豪雪災害	町全域が交通途絶 自衛隊派遣 2 週間 被害額12,717万円
昭和 40 年 11 月 12 日	襲綿大火	全焼家屋23棟 半焼家屋 3 棟 り災世帯27世帯 り災人員133人 被害額4,811万円
昭和 42 年 9 月 21 日	秋雨前線集中豪雨	浸水家屋104棟 道路決壊86箇所 橋梁流出 3 箇所 堤防決壊 4 箇所 被害額8,131万円
昭和 43 年 5 月 18 日	十勝沖地震災害	橋梁破損 1 箇所 養殖ワカメ及びコンブ流出65 t 防波堤等3,286m 被害額2,981万円
昭和 49 年 2 月 9 日	積雪及び低気圧災害	道路決壊 4 箇所 養殖ワカメ流出95 t 被害額6,600万円
昭和 56 年 8 月 23 日	台風 15 号災害	被害家屋 5 棟 被害田畑327ha 道路決壊31箇所 橋梁流出 4 箇所 被害額57,000万円
昭和 56 年 9 月 27 日～27 日	低気圧による大雨災害	冠水田畑27ha 町道決壊27路線 林道決壊 5 路線 被害額18,000万円
昭和 58 年 4 月 27 日	釜津田山林火災	焼失山林1,626ha 被害額69,065.5万円
平成 2 年 11 月 4 日	大雨災害	住宅家屋浸水142棟 土木施設88箇所 農業関係170箇所 林業関係112箇所 水産関係13箇所 生活道98箇所 その他19箇所 被害額133,185万円

発生年月日	災害名	災害内容
平成 23 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震津波	「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」。三陸沖を震源とするマグニチュード9.0（岩泉町は震度4）の巨大地震が発生。小本、中野、茂師、小成地区へ津波襲来 津波痕跡高 20.2m 浸水区域面積 小本、中野地区 約125ha 茂師、小成地区 約6ha 死亡者 13名（関連死3人を含む） 被害家屋数 208棟 被害推定総額 約44億1千万円
平成 25 年 7 月 25 日 ～28 日	国境・見内川地域集中豪雨災害	半壊家屋6棟 7世帯 床下浸水24棟 25世帯 農業施設被害額 36,673千円 土木被害額 437,090千円 水道施設被害 25,600千円
平成 28 年 8 月 28 日 ～31 日	台風第10号災害	死者26人（関連死5人を含む。） 孤立化33地区（428世帯873人） 建物被害1,916棟（住家985、非住家931） 被害総額 438億円
令和元年 10 月 12 日	台風第19号（令和元年東日本台風）災害	住家被害 床上浸水10棟、床下浸水66棟、一部損壊1棟 被害額（概算） 総額427,447千円 建物 2,571千円 商工・観光施設 25,750千円 農地・農業施設等 29,629千円 農林水産関係 219,497千円 土木施設等 150,000千円

資料6 河川水門調べ

(令和5年2月1日現在)

番号	種類	河川名及び 設置場所	形式	開閉 方法	門数	管理操作責任者
1	樋門	小本川 岩泉町 小本	スルース	手動	1	第7分団長
2	樋管	小本川 (オノ神沢) 岩泉町 中里	フラップ	手動	1	第7分団長
3	樋門	小本川 岩泉町 太田	スルース	手動	1	第1分団長
4	樋門	小本川 岩泉町 太田	スルース	手動	1	第1分団長
5	樋門	大川 岩泉町 駒ヶ沢	スルース	手動	1	第6分団長
6	水門	小本川 岩泉町 小本	スルース	自動	6	第7分団長
7	樋管	小本川 岩泉町 小本	スルース	手動	1	第7分団長
8	樋門	小本川 岩泉町 小本	スルース	手動	1	第7分団長

(趣旨)

- 第1 この要綱は、別に定めのあるもののほか、知事が管理する河川に設置されている水門、樋門及び樋管(以下「河川水門」という。)を合理的に管理するために必要な事項を定めるものとする。
- 2 ただし、津波高潮対策機能を有する河川水門については、別に定める海岸水門管理要綱によるものとする。

(管理の原則)

- 第2 河川水門は、洪水、高潮、津波等(以下「洪水等」という。)による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、洪水等の発生の場合に有効かつ適切に操作されるように維持管理されなければならない。

(河川水門の管理の委託)

- 第3 知事は、洪水等による危険が切迫した場合における河川水門の操作の緊急性等にかんがみ、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第99条の規定に基づき、河川管理施設である河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を河川水門所在の市町村に委託するものとする。

(知事の管理事項)

- 第4 知事は、おおむね次の各号に掲げる事項に関し河川水門の管理を行う。
- (1) 特に必要があると認める場合における河川水門の巡視及び点検をすること。
 - (2) 河川管理施設である河川水門の改修工事及び修繕工事を施行すること。
 - (3) 次に掲げる場合において、洪水等による災害が発生するおそれ大きいと認められるときは、関係市町村及び法第26条の規定により許可を受けて河川水門を設置した者(以下「許可河川水門設置者」という。)に対し、警戒勤務態勢をとるよう通知すること。
 - ア 気象予報又は気象警報が発令された場合
 - イ 著しい降雨又は融雪により河川の水位が上昇するおそれがあると認められる場合
 - ウ 河川の水位又は潮位に著しい変動がある場合
 - (4) 許可河川水門設置者に対し、河川水門の管理体制について指導し、及び助言すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、河川水門の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(市町村の管理事項)

- 第5 河川水門の管理の委託を受けた市町村は、次の各号に掲げるところにより、河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を執行するものとする。
- (1) 平常時における河川水門の維持又は操作は、次に掲げるところにより行なうものとする。

- ア 河川水門を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検し、常に良好な状態に維持すること。
- イ 毎年度3回(原則として、6月、8月及び翌年3月とする。ただし、河川水門のうち、既往最高潮位の及ぶ土地の区域内に存する河川水門(以下「潮位関連河川水門」という。))にあっては、原則として、7月、11月及び翌年3月とする。)以上河川水門の開閉部分の試運転(注油を含む。以下同じ。)をすること。
- (2) 前号アの規定により河川水門を巡視したときは、河川水門巡視記録(様式第1号)を作成し、備えておくものとする。
- (3) 次に掲げる場合において、洪水等が発生するおそれがあると認められるときは、警戒勤務態勢に入るものとする。
- ア 次に掲げる気象予報又は気象警報が発令された場合
- (ア)浸水注意報,洪水注意報,津波注意報(潮位関連河川水門の場合に限る。)
- (イ)気象警報、浸水警報、洪水警報
- (ウ)高潮警報、津波警報、波浪警報(潮位関連河川水門の場合に限る。)
- イ 洪水予報又は水防警報が発令された場合
- ウ 河川の水位が警戒水位に達した場合
- エ 海水に著しい変動があった場合(潮位関連河川水門の場合に限る。)
- オ 人体に感じる程度の地震が発生した場合(潮位関連河川水門の場合に限る。)
- カ 特に知事が指示した場合
- (4) 警戒勤務態勢時における河川水門の操作は、次に掲げるところにより行なうものとする。
- ア 水門をいつでも操作できるようにしておくこと。
- イ 夜間に備えて、照明器具を準備しておくこと。
- ウ 洪水等の発生状況を判断し、適切かつ敏速に河川水門を操作すること。ただし、操作及び避難の時間を確保できない恐れがある時は、避難を優先すること。
- (5) 第2号の規定により警戒勤務態勢に入った後で、洪水等の発生するおそれがないと認められるときは、警戒勤務態勢を解除し、河川水門を開放しておくこと。
- (6) 次に掲げるところにより所要の報告をすること。
- ア 毎年度4月15日までに河川水門管理体制報告書(様式第2号)を所管する広域振興局長に提出するものとし、年度途中において河川水門管理体制に変動が生じたときもその都度提出するものとする。
- イ 次に掲げる事項を行ったときは、その都度所管する広域振興局長に報告すること。
- (ア)河川水門の試運転をしたとき
- (イ)河川水門の異状を発見したとき
- (ウ)警戒勤務態勢に入ったとき
- (エ)河川水門を操作(試運転のための操作を除く。)したとき
- (オ)警戒勤務態勢を解除したとき
- (7) 前号イ(ア)の規定による報告は、河川水門の試運転後7日以内に河川水門開閉操作報告書(様式第3号)により行うものとする。

(情報連絡)

第6 知事は、河川水門の管理に関し必要な気象、降雨量、水位、指示等に関する情報連絡を市町村及び許可河川水門設置者との間において相互に密にし、洪水等の発生の際における河川水門の操作に遺憾のないようにするものとする。

(国土交通大臣等に対する協力要請)

第7 知事は、国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者に対し、国土交通大臣及び市町村長の管理する河川に設置されている河川水門及び法第26条の規定により許可を受けて設置された河川水門についても、その管理については、この要綱の趣旨に添って国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者を通ずる一体的運営が期せられるように協力を求めるものとする。

様式第1号 〈略〉

様式第2号 〈略〉

様式第3号 〈略〉

資料8 海岸堤防水門等調べ

(令和5年3月1日現在)

番号	種類	設置場所	形式	開閉方法	門数	管理操作責任者
1	樋門	岩泉町小本 (町道小本港線)	スライド	自動 (横引)	1	第7分団長
2	水門	岩泉町小本 (長内川)	スルース	自動	1	第7分団長
3	樋門	岩泉町小本 (町道小本小掛線)	スルース	自動	1	第7分団長
4	樋門	岩泉町小本 (茂師小成川河口)	フラップ	手動	2	第7分団長

(趣旨)

第1 この要綱は、別に定めのあるもののほか、海岸管理者及び河川管理者(以下「海岸管理者等」という。)が管理する津波高潮対策機能を有する水門、陸閘及び樋門(以下「水門等」という。)を合理的に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。
(管理の原則)

第2 水門等は、津波、高潮、その他海水の変動等(以下「津波等」という。)による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、津波等の発生の場合、有効かつ迅速に操作されるよう維持管理されなければならない。

(水門等の管理の委託)

第3 海岸管理者等は、水門等の操作を適時適切に行うため、水門等の維持又は操作その他これらに係る 日常管理に関する事務を水門等所在の市町村に委託するものとする。
(海岸管理者の管理事項)

第4 海岸管理者等は、おおむね次に掲げる事項に関し水門等の管理を行う。

- (1) 特に必要があると認める場合における水門等の巡視及び点検をすること。
- (2) 水門等の改修工事及び修繕工事を施工すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、水門等の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(市町村の管理事務)

第5 水門等の管理の委託を受けた市町村は、次に掲げるところにより、水門等の維持又は操作その他これらに係る日常管理に属する事務を執行するものとする。

- (1) 平常時における水門等の維持又は操作は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - ア 水門等を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検すること。
 - イ 水門等の開閉に支障となる導水部や路面上の支障物を除去すること。その他水門等の開閉操作 に支障がないよう日常管理すること。
- (2) 前号アの規定により水門等を巡視したときは、海岸水門等巡視日誌(様式第 1 号)を作成し備えておくものとする。
- (3) 水門等は、水門・陸閘操作規則(以下「操作規則」という。)に定めるところにより試運転を行うものとする。ただし、操作規則に定めのない水門等については、毎年 3 回(原則として、7 月、11 月及び 3 月とすること。)以上開閉操作の試運転(水門等の主要部分への注油等を含む。)を行うものとする。
- (4) 操作態勢については、第 6 及び操作規則に定めるところによる。

(操作態勢)

第6 水門等の操作態勢は、操作規則に定めるところによるが、次に掲げる事項を原則とする。

- (1) 津波対応の場合は、現地に赴いての機側操作等による閉鎖は行わないこと。

(2) 津波対応の場合は、水門等の閉鎖操作は遠隔自動閉鎖により行われる。ただし、何らかの事情により遠隔自動閉鎖が行われない場合は、遠隔手動操作により閉鎖を行うこと。

(3) 開放操作は、現地機側操作又は遠隔手動操作により行うこと。

(報告)

第7 委託を受けた市町村は、毎年度4月15日までに当該年度の海岸水門等管理体制報告書(様式第2号)を所管する広域振興局長に提出しなければならない。

2 前号の報告書は、年度途中において水門等の管理体制に変動が生じたときも、その都度提出しなければならない。

3 委託を受けた市町村は、第5第3項に規定する試運転を行ったときは、水門等開閉操作報告書(様式第3号)を、当該試運転の日後10日以内に所管する広域振興局長に提出しなければならない。

<様式については省略>

資料10 海岸堤防水門等管理要領

(趣旨)

第1 この要領は、小本漁港海岸堤防に設置されている水門、ひ門(以下「水門等」という。)を合理的に管理するために必要な事項を定めるものとする。

(管理の原則)

第2 水門等は、津波、高潮その他海水の変動(以下「津波等」という。)による災害から、国土及び住民の生命、財産を守るため、津波等が発生した場合に有効かつ適切に操作できるよう適切な管理をしなければならない。

(水門等の管理の委託)

第3 町長は、津波等による危険が切迫した場合における水門等の操作の緊急性にかんがみ、水門等の維持又は操作、その他これに類する業務の一部を岩泉町消防団(以下「町消防団」という。)に委託するものとする。

(町長の管理事項)

第4 町長は、次の各号に掲げる事項に関し水門等の管理を行うものとする。

- 1 特に必要があると認める場合における水門等の巡視及び点検をすること。
- 2 次に掲げる場合において、津波等による災害が発生するおそれがあると認められるときは、町消防団に対し警戒体制をとるように通知すること。
 - (1) 気象予報又は気象警報が発令された場合。
 - (2) 潮位に著しい変動があった場合。
 - (3) 前各号に掲げるほか、水門等の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(町消防団の管理事項)

第5 町消防団は、次の各号に掲げるところにより業務を執行するものとする。

- 1 平常時における水門等の維持又は管理は次に掲げるところによる。
 - (1) 水門等を随時巡視し、水門等の開閉部分並びにこれらに関する路面等、水門等の開閉に支障のないよう整備すること。
 - (2) 毎年度3回(原則として7月、11月及び翌年の3月とする。)以上水門等の開閉操作の試運転(主要部分の注油を含む。)を行うものとする。
 - (3) 水防関係者及び付近住民に対し水門等の重要性を認識させ、非常の際はだれでも水門等を閉鎖できるよう指導すること。
- 2 前号(1)の規定により水門等を巡視したときは水門等巡視記録(様式第1号)を作成し備えておくこととする。

(警戒体制)

第6 町消防団は、次の各号の一に該当する場合でかつ災害が発生するおそれがあると判断したときは警戒体制につき、遠隔操作により水門等を閉鎖するものとする。

- (1) 津波注意報又は津波警報が発令されたとき。
- (2) 高潮警報又は波浪警報が発令されたとき。
- (3) 海水に著しい変動があったとき。
- (4) 宮古測候所で震度4以上の地震を観測したとき。
- (5) 特に町長から指示されたとき。

(警戒体制の解除)

第7 町消防団は、前条の警戒体制についた後において、災害がおこるおそれがないと判断したときは、警戒体制を解除し、水門等を開放するものとする。

(報告)

第8 町消防団は、毎年度4月10日までに水門等管理体制報告書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の報告書は、年度途中において水門等の管理体制の変更が生じたときもその都度提出しなければならない。

3 町消防団は、第5第1項第2号に規定する試運転を行ったときは、水門等開閉操作報告書(様式第3号)を当該運転後5日以内に町長に提出しなければならない。

4 町消防団は、次の各号の一に該当するときは直ちに電話等で町長に通報するものとする。

(1) 水門等に異状を認めたもの。

(2) 第6の規定に基づき警戒体制につき水門等を閉鎖したとき。

(3) 第7の規定に基づき警戒体制を解除し水門等を開放したとき。

(情報連絡)

第9 町長は、水門等の管理に監視必要な気象、指示等に関する情報連絡を町消防団との間において相互に密にし、津波等の発生の際における水門等の操作に遺憾のないようにするものとする。

様式第1号 〈略〉

様式第2号 〈略〉

様式第3号 〈略〉

資料11 町有除雪機械

(令和5年3月1日現在)

車両番号	車名・形式	車体の形式
岩手000る1270	T CMZ W140 J	ショベルローダ
岩手900る284	T CML 20 J	ショベルローダ
岩手000る1484	T CMZ W140 J	ショベルローダ
岩手000る1799	T CML 34 t	ショベルローダ
岩手900る260	ニイガタNR655	ロータリ除雪車(2.6m,250kw 級)
岩手900る704	ニイガタNR302	ロータリ除雪車(2.6m,220kw 級)
岩手900る714	ニイガタNR302	ロータリ除雪車(2.6m,220kw 級)
岩手00る2275	コマツWA100	ショベルローダ
岩手000る27	コマツWA300	タイヤドーザ
岩手000る1501	コマツWA270-6Y	タイヤドーザ
岩手000る2241	コマツWA200-6Y	ショベルローダ
岩手000る2440	コマツWA200-7Y	ショベルローダ
岩手900る692	コマツWA270-7Y	タイヤドーザ
岩手900る693	コマツWA270-7Y	タイヤドーザ
岩手900る694	コマツWA270-7Y	タイヤドーザ
岩手00る2495	三菱 926E	ショベルローダ
岩手99る5457	CAT 936(4SB 改)	タイヤドーザ
岩手000る1752	CAT910H	ショベルローダ
岩手000る1751	CAT903B2	タイヤドーザ
岩手000る2522	CAT910K	ショベルローダ
岩手000る2906	CAT910K	ショベルローダ
岩手000る3374	CAT910-14	ショベルローダ
岩手000る3373	CAT920-14	ショベルローダ
岩手000る636	三菱 MG430	グレーダ
岩手00る377	三菱 MG230	グレーダ

資料12 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

(岩手県 令和5年1月1日現在)

1 土石流

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
岩泉	A061021	二升石の沢	二升石	坂ノ下	H24. 3. 30
岩泉	A061107	松橋の沢	二升石	和田	H22. 11. 26
岩泉	A062001	二升石の沢 2	二升石	寺野	R3. 3. 19
岩泉	A062002	二升石の沢 3	二升石	橋の下	H24. 3. 30
岩泉	A062003	尼額の沢	尼額	細入	H24. 3. 30
岩泉	A062004	田屋峠の沢	岩泉	田屋峠	H22. 11. 26
岩泉	A062005	土橋の沢	岩泉	土橋	H22. 11. 26
岩泉	A062006	土橋の沢 2	岩泉	天間	H22. 11. 26
岩泉	A062007	西上町の沢	岩泉	天間	H22. 11. 26
岩泉	A062008	上町の沢	岩泉	天間・太田	H22. 11. 26
岩泉	A062009	上町の沢 2	岩泉	和川原	H22. 11. 26
岩泉	A062010	中野の沢	岩泉	中野	H22. 11. 26
岩泉	A062011	惣畑の沢	岩泉	惣畑	H22. 11. 26
岩泉	A062012-1	沢中沢-1	岩泉	沢中	R3. 3. 19
岩泉	A062012-2	沢中沢-2	岩泉	沢中	R3. 3. 19
岩泉	A062012-3	沢中沢-3	岩泉	沢中	R3. 3. 19
岩泉	A062013	乙茂の沢	乙茂	上	H20. 11. 21
岩泉	A062014	乙茂の沢 2	乙茂	和乙茂	H20. 11. 21
岩泉	A062015	乙茂の沢 3	乙茂	和乙茂	H20. 11. 21
岩泉	A062016	上乙茂の沢	乙茂	和乙茂	H20. 11. 21
岩泉	A062017	上乙茂の沢 2	乙茂	和乙茂	H20. 11. 21
岩泉	A062018	上乙茂の沢 3	乙茂	和乙茂	H20. 11. 21
岩泉	A062019	小屋敷の沢	岩泉	小屋敷	H19. 3. 16
岩泉	A062020	小屋敷の沢 2	岩泉	小屋敷	H19. 3. 16
岩泉	A062021	小屋敷の沢 3	岩泉	小屋敷	H19. 3. 16
岩泉	A062022	沢廻の沢	岩泉	沢廻	H19. 3. 16
岩泉	A062023	片畑の沢	岩泉	片畑	H22. 11. 26
岩泉	A062024	片畑の沢 2	岩泉	片畑	H22. 11. 26
岩泉	A062025	村木の沢	岩泉	村木	H22. 11. 26
岩泉	A062101	田屋峠の沢 2	岩泉	田屋峠	H22. 11. 26
岩泉	A062102	田屋峠の沢 3	岩泉	田屋峠	H22. 11. 26
岩泉	A062103	田屋峠の沢 4	岩泉	田屋峠	H22. 11. 26
岩泉	A062104	沢中沢 2	岩泉	沢中	H22. 11. 26
岩泉	A062105	沢中沢 3	岩泉	沢中	H22. 11. 26

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
岩泉	A062106	沢中沢 4	岩泉	沢中	H22. 11. 26
岩泉	A062107	沢中沢 5	岩泉	沢中	H22. 11. 26
岩泉	A062108	尼額の沢 2	尼額	上野	H24. 3. 30
岩泉	A062109	尼額の沢 3	尼額	道の下	H24. 3. 30
岩泉	A062110	夏節の沢	岩泉	夏節	R1. 7. 9
岩泉	A062111	サンゴク沢	岩泉	小屋敷	H19. 3. 16
岩泉	A071016	二升石の沢 4	二升石	下和野	R3. 3. 19
岩泉	A072005	鼠入の沢	鼠入	中鼠入	H22. 11. 26
岩泉	A072006	月出の沢	岩泉	月出	H22. 11. 26
岩泉	A072007	穴ノ沢	岩泉	穴ノ沢	H22. 11. 26
岩泉	A072010	上中倉の沢	下有芸	中日向	H22. 11. 26
岩泉	A072011	上猿沢	猿沢	竹野	H22. 11. 26
岩泉	A072012	下猿沢	猿沢	大向	H22. 11. 26
岩泉	A072101	鼠入の沢 2	鼠入	上鼠入	H22. 11. 26
岩泉	A072103	下猿沢の沢	猿沢	竹野	H22. 11. 26
岩泉	B061137	松橋の沢 3	二升石	日蔭	R3. 3. 19
岩泉	B061138	松橋の沢 4	二升石	滝野	R3. 3. 19
岩泉	B061139	尼額の沢 4	二升石	日蔭	R3. 3. 19
岩泉	B062101	鼠入川の沢	尼額	上野	H24. 3. 30
岩泉	B062102	鼠入川の沢 2	岩泉	坂本	R3. 3. 19
岩泉	B062103	下岩泉の沢	岩泉	坂本	R3. 3. 19
岩泉	B062104	下岩泉の沢 2	岩泉	外川目	R3. 3. 19
岩泉	B062105	荷内川の沢	岩泉	指畑	R3. 3. 19
岩泉	B062106	荷内川の沢 2	乙茂	上	R1. 7. 9
岩泉	B062107	荷内川の沢 3	乙茂	上	R1. 7. 9
岩泉	B062108	上乙茂の沢 4	乙茂	上	R1. 7. 9
岩泉	B062109	上乙茂の沢 5	乙茂	乙茂	R1. 7. 9
岩泉	B062110	上乙茂の沢 6	乙茂	乙茂	R1. 7. 9
岩泉	B062111	上乙茂の沢 7	乙茂	乙茂	R1. 7. 9
岩泉	B062112	本田の沢	乙茂	乙茂	R1. 7. 9
岩泉	B062113	根玉の沢	岩泉	舘市	R1. 7. 9
岩泉	B062114	配羅の沢	岩泉	根玉	R1. 7. 9
岩泉	B062115	夏節の沢 2	岩泉	神成	R1. 7. 9
岩泉	B062116-1	夏節の沢 3-1	岩泉	夏節	R1. 7. 9
岩泉	B062116-2	夏節の沢 3-2	岩泉	夏節	R1. 7. 9
岩泉	B062117	夏節の沢 4	岩泉	夏節	R1. 7. 9
岩泉	B062118	夏節の沢 5	岩泉	夏節	R1. 7. 9

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
岩泉	B062119	夏節の沢 6	岩泉	夏節	R1. 7. 9
岩泉	B062120	夏節の沢 7	岩泉	夏節	R1. 7. 9
岩泉	B062121-1	腰巻の沢-1	岩泉	夏節	R1. 7. 9
岩泉	B062121-2	腰巻の沢-2	岩泉	夏節	R1. 7. 9
岩泉	B062122	夏節の沢 8	岩泉	夏節	R1. 7. 9
岩泉	B062123	サンゴク沢の沢	岩泉	小屋敷	R1. 7. 9
岩泉	B062124	室場の沢 15	岩泉	室場	R1. 7. 9
岩泉	B062125	室場の沢	岩泉	室場	R3. 3. 19
岩泉	B062126	松前沢	岩泉	室場	R3. 3. 19
岩泉	B063101	牛畑の沢	乙茂	乙茂	R1. 7. 9
岩泉	B063102	三田市の沢	乙茂	三田市	R1. 7. 9
岩泉	B063103	乙茂の沢 4	乙茂	三田市	R1. 7. 9
岩泉	B071134	甲地の 3	鼠入	甲地	R2. 3. 31
岩泉	B071135	甲地の 4	鼠入	甲地	R2. 3. 31
岩泉	B071136	甲地の 5	鼠入	甲地	R2. 3. 31
岩泉	B071137	甲地の 6	鼠入	甲地	R2. 3. 31
岩泉	B072111	尼額の沢 5	尼額	日向の沢	R2. 3. 31
岩泉	B072112	鼠入の沢 3	鼠入	中鼠入	R2. 3. 31
岩泉	B072113	鼠入の沢 4	鼠入	中山	R2. 3. 31
岩泉	B072114	鼠入の沢 5	鼠入	中山	R2. 3. 31
岩泉	B072115	鼠入の沢 6	鼠入	下鼠入	R2. 3. 31
岩泉	B072116	森山の沢	鼠入	日影森山	R2. 3. 31
岩泉	B072117	森山の沢 2	鼠入	日影森山	R2. 3. 31
岩泉	B072118	森山の沢 3	鼠入	日向森山	R2. 3. 31
岩泉	B072119	森山の沢 4	鼠入	日向森山	R2. 3. 31
岩泉	B072120	月出の沢 2	岩泉	月出	R3. 3. 19
岩泉	B072121	山屋の沢	岩泉	山屋	R3. 3. 19
岩泉	B072122	山屋の沢 2	岩泉	山屋	R3. 3. 19
岩泉	B072123	山屋の沢 3	岩泉	山屋	R3. 3. 19
岩泉	B072130	申籠の沢	猿沢	林ノ下	R1. 5. 31
岩泉	B072131	下中倉の沢	猿沢	日向前	R3. 3. 19
岩泉	B072132	下猿沢の沢 2	猿沢	上ノ沢口	R1. 5. 31
岩泉	B072133	下猿沢の沢 3	猿沢	上ノ沢口	R1. 5. 31
岩泉	B072134	下猿沢の沢 4	猿沢	上ノ沢口	R1. 5. 31
岩泉	B073106	相沢の沢	猿沢	外山	R3. 3. 19
岩泉	J061127	松橋の沢 5	二升石	滝野	R3. 3. 19
岩泉	J061128	松橋の沢 6	二升石	日蔭	R3. 3. 19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
岩泉	J062101	館市の沢	岩泉	館市	R1. 7. 9
岩泉	J062102	本田の沢 2	岩泉	本田	R1. 7. 9
岩泉	J062103	館市の沢 2	岩泉	館市	R1. 7. 9
岩泉	J062104	根玉の沢 2	岩泉	根玉	R1. 7. 9
岩泉	J062105	根玉の沢 3	岩泉	根玉	R1. 7. 9
岩泉	J062106	神成の沢	岩泉	神成	R1. 7. 9
岩泉	J062122	惣畑の沢 2	岩泉	惣畑向	R3. 3. 19
岩泉	J062123	鼠入川の沢 3	岩泉	西野	R3. 3. 19
岩泉	J062124	鼠入川の沢 4	岩泉	指畑	R3. 3. 19
岩泉	J062125	指畑の沢	岩泉	指畑	R3. 3. 19
岩泉	J062126	乙茂の沢 5	乙茂	大向	R1. 7. 9
岩泉	J062127	乙茂の沢 6	乙茂	大向	R1. 7. 9
岩泉	J062128	乙茂の沢 7	乙茂	大向	R1. 7. 9
岩泉	J062129	乙茂の沢 8	乙茂	大向	R3. 3. 19
岩泉	J063111	袈野の沢 4	乙茂	三田市	R1. 7. 9
岩泉	J063112	乙茂の沢 9	乙茂	大向	R1. 7. 9
岩泉	J071137	案台の沢	二升石	案台	R3. 3. 19
岩泉	J071138	西野の沢	二升石	西野	R3. 3. 19
岩泉	J071139	鼠入の沢 7	鼠入	甲地	R2. 3. 31
岩泉	J071140	鼠入の沢 8	鼠入	甲地	R2. 3. 31
岩泉	J072101	鼠入の沢 9	鼠入	甲地	R2. 3. 31
岩泉	J072102	鼠入の沢 10	鼠入	中山	R2. 3. 31
岩泉	J072103	鼠入の沢 11	鼠入	中山	R2. 3. 31
岩泉	J072104	鼠入の沢 12	鼠入	日影鼠入	R2. 3. 31
岩泉	J072105	鼠入の沢 13	鼠入	日影鼠入	R2. 3. 31
岩泉	J072106	鼠入の沢 14	鼠入	下鼠入	R2. 3. 31
岩泉	J072107	鼠入の沢 15	鼠入	日影鼠入	R2. 3. 31
岩泉	J072108	鼠入の沢 16	鼠入	下鼠入	R2. 3. 31
岩泉	J072109	鼠入の沢 17	鼠入	日影鼠入	R2. 3. 31
岩泉	J072110	鼠入の沢 18	鼠入	下鼠入	R2. 3. 31
岩泉	J072111	鼠入の沢 19	鼠入	下鼠入	R2. 3. 31
岩泉	J072112	鼠入の沢 20	鼠入	中鼠入	R2. 3. 31
岩泉	J072113	鼠入の沢 21	鼠入	下鼠入	R2. 3. 31
岩泉	J072114	鼠入の沢 22	鼠入	日向森山	R2. 3. 31
岩泉	J072115	月出の沢 3	岩泉	月出	R3. 3. 19
岩泉	J072116	大平の沢	岩泉	大平	R3. 3. 19
岩泉	J072129	日向前の沢	猿沢	日向前	R1. 5. 31

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
岩泉	J072130	日向前の沢 2	猿沢	日向前	R1. 5. 31
岩泉	J072131	日向前の沢 3	猿沢	日向前	R1. 5. 31
岩泉	J072132	林ノ下の沢	猿沢	林ノ下	R1. 5. 31
岩泉	J072133	林ノ下の沢 2	猿沢	林ノ下	R1. 5. 31
岩泉	J072134	堤の沢	猿沢	堤	R1. 5. 31
岩泉	J072135	竹野の沢	猿沢	竹野	R1. 5. 31
岩泉	J072136	大向の沢	猿沢	大向	R1. 5. 31
岩泉	J072137	大向の沢 2	猿沢	大向	R1. 5. 31
岩泉	J072138	大向の沢 3	猿沢	大向	R1. 5. 31
岩泉	J072139	大向の沢 4	猿沢	大向	R1. 5. 31
岩泉	J072140	大向の沢 5	猿沢	大向	R1. 5. 31
岩泉	J072158	中日向の沢	下有芸	中日向	R3. 3. 19
岩泉	N483008	森山の沢 5	鼠入	日向森山	R2. 3. 31
小川	A050007	国境の沢	門	国見	H24. 3. 30
小川	A050008	沢川目の沢	門	国見	H24. 3. 30
小川	A050009	沢川目の沢 2	門	国見	H24. 3. 30
小川	A050010	雷峠の沢	門	雷峠	H24. 3. 30
小川	A050101	国見の沢	門	国見	H24. 3. 30
小川	A050102	国境の沢 2	門	国見	H24. 3. 30
小川	A060001	浅不動沢	門	湯沢鹿	H24. 3. 30
小川	A060002-1	浅不動沢 2	門	湯沢鹿	H24. 3. 30
小川	A060002-2	浅不動沢 2	門	湯沢鹿	H24. 3. 30
小川	A060003	浅不動沢 3	門	湯沢鹿	H24. 3. 30
小川	A060004	浅不動沢 4	門	湯沢鹿	H24. 3. 30
小川	A060006	三田貝の沢	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	A060101	国境の沢 3	門	国境	H24. 3. 30
小川	A061001	大久保の沢	門	大久保	H24. 3. 30
小川	A061002-1	横道の沢	門	中瀬	R2. 3. 31
小川	A061002-2	横道の沢	門	中瀬	R2. 3. 31
小川	A061003	中瀬の沢	門	中瀬	R2. 3. 31
小川	A061005	中瀬の沢 2	門	中瀬	R2. 3. 31
小川	A061006	中瀬の沢 3	門	中瀬	R2. 3. 31
小川	A061007	中瀬の沢 4	門	中瀬	R2. 3. 31
小川	A061008-1	名目入の沢	門	水上	H24. 3. 30
小川	A061008-2	名目入の沢	門	水上	H24. 3. 30
小川	A061009	名目入の沢 2	門	名目入	R2. 3. 31
小川	A061010	門の沢	門	日影名目利	H24. 3. 30

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
小川	A061011	町向の沢	門	町向	R2. 3. 31
小川	A061012	滝ノ上の沢	門	滝ノ上	H24. 3. 30
小川	A061013	石畑の沢	門	道ノ上	H24. 3. 30
小川	A061014	道ノ上の沢	門	道ノ上	R3. 3. 19
小川	A061015	山岸の沢	門	山岸	R2. 3. 31
小川	A061016	山岸の沢 2	門	山岸	R2. 3. 31
小川	A061017	谷内向の沢	穴沢	礫	H24. 3. 30
小川	A061018	大宮の沢	穴沢	大宮内	H22. 11. 26
小川	A061019	穴沢	穴沢	上野	H22. 11. 26
小川	A061020	松石の沢	袈綿	碁石峠	H22. 11. 26
小川	A061101	門の沢 2	門	日影名目利	H24. 3. 30
小川	A061102	救沢	門	滝ノ上	H24. 3. 30
小川	A061103	上野の沢	穴沢	上野	R3. 3. 19
小川	A061104	山本の沢	袈綿	山本	H22. 11. 26
小川	A061105	関屋の沢	袈綿	関屋	R3. 3. 19
小川	A061106	本銅口の沢	袈綿	田畑	H22. 11. 26
小川	B050101	国見の沢 2	門	国見	R3. 3. 19
小川	B050102	国見の沢 3	門	国境	R3. 3. 19
小川	B060101	国境の沢 4	門	国境	R2. 3. 31
小川	B060102	国境の沢 5	門	国境	R3. 3. 19
小川	B060103	国境の沢 6	門	国境	R3. 3. 19
小川	B060104	国境の沢 7	門	国境	R3. 3. 19
小川	B060105	国境の沢 8	門	国境	R3. 3. 19
小川	B060106	下見内川の沢	門	下見内川	R2. 3. 31
小川	B060107	下見内川の沢 2	門	下見内川	R2. 3. 31
小川	B060108	下見内川の沢 3	門	下見内川	R2. 3. 31
小川	B060109	上見内川の沢	門	上見内川	R2. 3. 31
小川	B060110	上見内川の沢 2	門	上見内川	R2. 3. 31
小川	B060111	見内川の沢	門	見内川	R2. 3. 31
小川	B060112	見内川の沢 2	門	見内川	R2. 3. 31
小川	B060113	見内川の沢 3	門	見内川	R2. 3. 31
小川	B060114	見内川の沢 4	門	見内川	R2. 3. 31
小川	B060115	見内川の沢 5	門	見内川	R2. 3. 31
小川	B060116	栗宿の沢	釜津田	栗宿	R3. 3. 19
小川	B060117	権現の沢	釜津田	権現	R3. 3. 19
小川	B060118	南三田貝の沢	門	南三田貝	R3. 3. 19
小川	B060119	三田貝の沢 2	門	三田貝	R3. 3. 19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
小川	B060120	三田貝の沢 3	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	B060121	三田貝の沢 4	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	B060122	三田貝の沢 5	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	B060123	南三田貝の沢 2	門	南三田貝	R3. 3. 19
小川	B060124	南三田貝の沢 3	門	南三田貝	R3. 3. 19
小川	B060125	三田貝の沢 6	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	B060126	南三田貝の沢 4	門	南三田貝	R3. 3. 19
小川	B060127	三田貝の沢 7	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	B060128	三田貝の沢 8	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	B060129	三田貝の沢 9	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	B060130	三田貝の沢 10	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	B060131	三田貝の沢 11	門	下三田貝	R3. 3. 19
小川	B060132	南沢の沢	穴沢	南沢	R3. 3. 19
小川	B060133	南沢の沢 2	穴沢	南沢	R3. 3. 19
小川	B060134	南沢の沢 3	穴沢	南沢	R3. 3. 19
小川	B060135	南沢の沢 4	穴沢	南沢	R3. 3. 19
小川	B061101	大石沢	門	倉脇口	R2. 3. 31
小川	B061102	大石沢 2	門	倉脇口	R2. 3. 31
小川	B061103	大石沢 3	門	倉脇口	R2. 3. 31
小川	B061104	大久保の沢 2	門	倉脇口	R2. 3. 31
小川	B061105	大久保の沢 3	門	横道	R2. 3. 31
小川	B061106	横道の沢 2	門	横道	R2. 3. 31
小川	B061107	中瀬の沢 5	門	中瀬	R2. 3. 31
小川	B061108	中瀬の沢 6	門	中瀬	R2. 3. 31
小川	B061109	南沢口の沢	門	下三田貝	R2. 3. 31
小川	B061110	南沢口の沢 2	門	下三田貝	R3. 3. 19
小川	B061111	救沢 2	門	上救沢	R2. 3. 31
小川	B061112	救沢 3	門	上救沢	R2. 3. 31
小川	B061113-1	救沢 4-1	門	上救沢	R2. 3. 31
小川	B061113-2	救沢 4-2	門	上救沢	R2. 3. 31
小川	B061113-3	救沢 4-3	門	上救沢	R2. 3. 31
小川	B061114	救沢 5	門	上救沢	R2. 3. 31
小川	B061115	救沢 6	門	上救沢	R2. 3. 31
小川	B061116	救沢 7	門	上救沢	R2. 3. 31
小川	B061117	救沢 14	門	救沢	R3. 3. 19
小川	B061118	救沢 8	門	上救沢	R2. 3. 31
小川	B061119	救沢 9	門	上救沢	R2. 3. 31

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
小川	B061120	救沢 10	門	上救沢	R2. 3. 31
小川	B061121	救沢 11	門	町	R2. 3. 31
小川	B061122	救沢 12	門	滝ノ上	R2. 3. 31
小川	B061123	救沢 13	門	滝ノ上	R2. 3. 31
小川	B061124	町の沢	門	町	R2. 3. 31
小川	B061125	谷内間の沢	穴沢	礫	R3. 3. 19
小川	B061126	日蔭の沢 3	穴沢	小川	R3. 3. 19
小川	B061127	日蔭の沢 4	穴沢	小船	R3. 3. 19
小川	B061128	田山の沢	穴沢	田山	R3. 3. 19
小川	B061129	田山の沢 2	穴沢	田山	R3. 3. 19
小川	B061130	袈錦の沢	袈綿	山本	R3. 3. 19
小川	B061131	山本の沢 2	袈綿	山本	R3. 3. 19
小川	B061132	浦場の沢	袈綿	浦場	R3. 3. 19
小川	B061133	泉沢の沢 2	袈綿	碁石峠	R3. 3. 19
小川	B061134	泉沢の沢 3	袈綿	碁石峠	R3. 3. 19
小川	B061135	田畑の沢	袈綿	本銅	R3. 3. 19
小川	B061136	馬立の沢	袈綿	碁石峠	R3. 3. 19
小川	J050101	国境の沢 9	門	国境	R3. 3. 19
小川	J050102	国境の沢 10	門	国境	R3. 3. 19
小川	J050103	国境の沢 11	門	国見	R3. 3. 19
小川	J060104	見内川の沢 8	門	見内川	R2. 3. 31
小川	J060112	三田貝の沢 12	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	J060114	三田貝の沢 14	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	J060121	権現の沢 4	釜津田	権現	R3. 3. 19
小川	J060125	南三田貝の沢 8	門	南三田貝	R3. 3. 19
小川	J061101	大石沢 4	門	倉脇口	R2. 3. 31
小川	J061103	大石沢 6	門	横道	R3. 3. 19
小川	J061107	救沢の沢	門	救沢	R3. 3. 19
小川	J061109	救沢の沢 3	門	滝ノ上	R3. 3. 19
小川	J061110	山岸の沢 3	門	山岸	R3. 3. 19
小川	J061119	田山の沢 9	穴沢	田山	R3. 3. 19
小川	J061122	上野の沢 2	穴沢	上野	R3. 3. 19
小川	J061123	上野の沢 3	穴沢	上野	R3. 3. 19
小川	J061124	泉沢の沢	袈綿	泉沢	R3. 3. 19
小川	J061125	馬立の沢 2	袈綿	馬立	R3. 3. 19
小川	J061126	馬立の沢 3	袈綿	馬立	R3. 3. 19
小川	N483009	本銅口の沢 2	袈綿	本銅	R3. 3. 19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
大川	A060005	田麦の沢	釜津田	権現	R3. 3. 19
大川	A070001	仲居村の沢	釜津田	中居村	H22. 11. 26
大川	A070002	外椀の沢	釜津田	沢口	H22. 11. 26
大川	A070003	外山の沢	大川	上外山	R3. 3. 19
大川	A070101	唐地の沢	釜津田	唐地	H24. 3. 30
大川	A070102	唐地の沢 2	釜津田	唐地	H24. 3. 30
大川	A070103	釜沢	釜津田	釜沢	H22. 11. 26
大川	A070104	釜沢 2	釜津田	釜沢	H22. 11. 26
大川	A070105	釜沢 3	釜津田	釜沢	H22. 11. 26
大川	A070106-1	釜沢 4-1	釜津田	中居村	R3. 3. 19
大川	A070106-2	釜沢 4-2	釜津田	中居村	R3. 3. 19
大川	A070106-3	釜沢 4-3	釜津田	中居村	R3. 3. 19
大川	A070106-4	釜沢 4-4	釜津田	中居村	R3. 3. 19
大川	A070107	釜沢 5	釜津田	中居村	H22. 11. 26
大川	A070108	仲居村の沢 2	釜津田	中居村	H22. 11. 26
大川	A070109	沢口の沢	釜津田	沢口	R3. 3. 19
大川	A071001	大広の沢	大川	寺庭	R3. 3. 19
大川	A071002	日蔭の沢	大川	日蔭道ノ上	H24. 3. 30
大川	A071003	日蔭の沢 2	大川	日蔭道ノ上	H24. 3. 30
大川	A071004	本町の沢	大川	寺庭	H24. 3. 30
大川	A071005	本町の沢 2	大川	下町	H24. 3. 30
大川	A071006	本町の沢 3	大川	下町	H24. 3. 30
大川	A071007	下町の沢	大川	下町	H24. 3. 30
大川	A071008	大沢	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	A071009	大沢 2	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	A071010	大沢 3	浅内	大沢日蔭	R2. 3. 31
大川	A071011	大沢 4	浅内	大沢日蔭	H24. 3. 30
大川	A071012	大沢 5	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	A071013	大沢 6	浅内	大沢日蔭	H24. 3. 30
大川	A071014	大沢 7	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	A071015	浅内の沢	浅内	上糸坪	R2. 3. 31
大川	A071101	大広の沢 2	大川	寺庭	R3. 3. 19
大川	A071102	大広の沢 3	大川	寺庭	R3. 3. 19
大川	A071103	大沢 8	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	A071104	滝鳴の沢	大川	長田	R3. 3. 19
大川	A071105	滝鳴の沢 2	大川	滝鳴	R3. 3. 19
大川	B070101	尾和田の沢	釜津田	尾和田	R3. 3. 19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
大川	B070102	尾和田の沢 2	釜津田	尾和田	R3. 3. 19
大川	B070103	唐地の沢 3	釜津田	唐地	R3. 3. 19
大川	B070104	唐地の沢 4	釜津田	唐地	R3. 3. 19
大川	B070105	唐地の沢 5	釜津田	唐地	R3. 3. 19
大川	B070106	唐地の沢 6	釜津田	釜沢	R3. 3. 19
大川	B070107	釜沢の沢	釜津田	釜沢	R3. 3. 19
大川	B070108	釜沢の沢 6	釜津田	中居村	R3. 3. 19
大川	B070109	中居村の沢 3	釜津田	八重沢	R3. 3. 19
大川	B070110	八重沢	釜津田	小日蔭	R3. 3. 19
大川	B070111	小日蔭の沢	釜津田	小日蔭	R3. 3. 19
大川	B070112	外椀の沢 2	釜津田	沢口	R3. 3. 19
大川	B070113	沢口の沢 2	釜津田	小日蔭	R3. 3. 19
大川	B070114	沢口の沢 3	釜津田	塵畑	R3. 3. 19
大川	B070115	館の沢	釜津田	上種倉	R3. 3. 19
大川	B070116	館の沢 2	釜津田	上種倉	R3. 3. 19
大川	B070117	館の沢 3	釜津田	上種倉	R3. 3. 19
大川	B070118	種倉の沢	釜津田	下種倉	R3. 3. 19
大川	B070119	外山の沢 2	大川	上外山	R3. 3. 19
大川	B070120	外山の沢 3	大川	上外山	R3. 3. 19
大川	B070121	外山の沢 4	大川	下外山	R3. 3. 19
大川	B070122	外山の沢 5	大川	上外山	R3. 3. 19
大川	B070123	外山の沢 6	大川	上外山	R3. 3. 19
大川	B070124	外山の沢 7	大川	下外山	R3. 3. 19
大川	B070125	川崎の沢	大川	滝鳴	R3. 3. 19
大川	B071101	川崎の沢 2	大川	滝鳴	R3. 3. 19
大川	B071102	長田の沢	大川	長田	R3. 3. 19
大川	B071103	長田の沢 2	大川	長田	R3. 3. 19
大川	B071104	滝鳴の沢 3	大川	石立	R3. 3. 19
大川	B071105	日蔭の沢 5	大川	日蔭道ノ下	R3. 3. 19
大川	B071106	本町の沢 4	大川	寺庭	R3. 3. 19
大川	B071107	扇ノ沢	大川	扇ノ沢	R3. 3. 19
大川	B071108-1	扇ノ沢 2	大川	扇ノ沢	R3. 3. 19
大川	B071108-2	扇ノ沢 2	大川	扇ノ沢	R3. 3. 19
大川	B071109	扇ノ沢 3	大川	扇ノ沢	R3. 3. 19
大川	B071110	扇ノ沢 4	大川	扇ノ沢	R3. 3. 19
大川	B071111	扇ノ沢 5	大川	扇ノ沢	R3. 3. 19
大川	B071112	扇ノ沢 6	大川	扇ノ沢	R3. 3. 19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
大川	B071113	上通の沢	大川	下町向	R3. 3. 19
大川	B071114	上通の沢 2	大川	下町向	R3. 3. 19
大川	B071115	下町の沢 2	大川	舞ノ子	R3. 3. 19
大川	B071116	伏屋の沢	大川	舞ノ子	R3. 3. 19
大川	B071117	寄部沢	大川	大家	R3. 3. 19
大川	B071118	寄部沢 2	大川	大家	R3. 3. 19
大川	B071119	寄部沢 3	大川	大家	R3. 3. 19
大川	B071120	寄部沢 4	大川	大家	R3. 3. 19
大川	B071121	寄部沢 5	大川	大家	R3. 3. 19
大川	B071122	宇津野沢	大川	大家	R3. 3. 19
大川	B071123	宇津野沢 2	大川	大家	R3. 3. 19
大川	B071124	平井の沢	大川	大家	R3. 3. 19
大川	B071125	平井の沢 2	大川	大家	R3. 3. 19
大川	B071126	日蔭舞ノ子の沢	大川	日蔭舞ノ子	R3. 3. 19
大川	B071127	舞の子の沢	大川	舞ノ子	R3. 3. 19
大川	B071128	川代の沢	浅内	下川代	R2. 3. 31
大川	B071129	川代の沢 2	浅内	下川代	R2. 3. 31
大川	B071130	川代の沢 3	浅内	下川代	R2. 3. 31
大川	B071131	大沢 9	浅内	大沢日蔭	R3. 3. 19
大川	B071132	大沢 10	浅内	大沢日蔭	R3. 3. 19
大川	B071133	大沢 11	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	J070102	滝の上の沢 3	釜津田	滝ノ上	R3. 3. 19
大川	J070104	尾和田の沢 3	釜津田	尾和田	R3. 3. 19
大川	J070107	小日蔭の沢 2	釜津田	小日蔭	R3. 3. 19
大川	J070108	沢口の沢 4	釜津田	沢口	R3. 3. 19
大川	J070109	沢口の沢 5	釜津田	沢口	R3. 3. 19
大川	J070110	上種倉の沢	釜津田	上種倉	R3. 3. 19
大川	J071103	長田の沢 3	大川	長田	R3. 3. 19
大川	J071107	大家の沢 2	大川	大家	R3. 3. 19
大川	J071108	平井の沢 4	大川	平井	R3. 3. 19
大川	J071113	日蔭舞ノ子の沢 2	大川	日蔭舞ノ子	R3. 3. 19
大川	J071116	下川代の沢 2	浅内	川代日蔭	R2. 3. 31
大川	J071117	下川代の沢 3	浅内	川代日蔭	R2. 3. 31
大川	J071118	大沢日向の沢	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	J071119	大沢日蔭の沢	浅内	大沢日蔭	R3. 3. 19
大川	J071120	大沢日蔭の沢 2	浅内	大沢日蔭	R2. 3. 31
大川	J071121	大沢日蔭の沢 3	浅内	大沢日蔭	R3. 3. 19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
大川	J071122	大沢日蔭の沢 4	浅内	大沢日蔭	R3. 3. 19
大川	J071123	大沢日蔭の沢 5	浅内	大沢日蔭	R3. 3. 19
大川	J071124	大沢日蔭の沢 6	浅内	大沢日蔭	R3. 3. 19
大川	J071125	大沢日蔭の沢 7	浅内	大沢日蔭	R2. 3. 31
大川	J071126	大沢日蔭の沢 8	浅内	大沢日蔭	R2. 3. 31
大川	J071127	大沢日向の沢 2	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	J071128	大沢日向の沢 3	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	J071129	大沢日向の沢 4	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	J071130	大沢日向の沢 5	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	J071132	下先祖畑の沢	浅内	栗畑日蔭	R2. 3. 31
大川	J071133	下先祖畑の沢 2	浅内	栗畑日蔭	R2. 3. 31
大川	J071134	下先祖畑の沢 3	浅内	下先祖畑	R2. 3. 31
大川	J071135	二升石の沢 5	浅内	浅内向	R2. 3. 31
大川	N483002	小焼巻の沢	釜津田	小焼巻	R3. 3. 19
大川	N483003	平井の沢 7	大川	大家	R3. 3. 19
大川	N483004	平井の沢 8	大川	大家	R3. 3. 19
大川	N483005	釜津田沢	釜津田	沢口	R3. 3. 19
大川	N483011	滝の上の沢 7	釜津田	滝ノ上	R3. 3. 19
小本	A063001	赤鹿の沢	袈野	赤鹿	H20. 11. 21
小本	A063002	宮本の沢	袈野	宮本	H20. 11. 21
小本	A063003	宮本の沢 2	袈野	宮本	H20. 11. 21
小本	A063004	日向の沢	袈野	赤鹿	H20. 11. 21
小本	A063005	日向の沢 2	袈野	赤鹿	H20. 11. 21
小本	A063006	中岸の沢	中里	林ノ下	H20. 11. 21
小本	A063007	岸の沢	中里	岸	H20. 11. 21
小本	A063008	垂水の沢	中島	中島	H20. 11. 21
小本	A063009	卒郡の沢	中島	卒郡	H20. 11. 21
小本	A063010	卒郡の沢 2	中島	卒郡	H20. 11. 21
小本	A063011	南中野の沢	小本	上中野	H19. 3. 16
小本	A063012	下中野の沢	小本	中野	H19. 3. 16
小本	A063013	下中野の沢 2	小本	中野	H19. 3. 16
小本	A063014	下中野の沢 3	小本	鼻保	H19. 3. 16
小本	A063015	小本の沢	小本	内ノ沢	H19. 3. 16
小本	A063016	小本の沢 2	小本	内ノ沢	H19. 3. 16
小本	A063017	小本の沢 3	小本	小本	H19. 3. 16
小本	A073009	中里の沢	中里	中里	H20. 11. 21
小本	A073010	上小成の沢	小本	小成	H20. 11. 21

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
小本	A073011	茂師の沢	小本	茂師	H20. 11. 21
小本	A073101	中里の沢 2	中里	中里	H20. 11. 21
小本	B063104	袈野の沢	袈野	袈野	R2. 3. 31
小本	B063105	袈野の沢 2	袈野	袈野	R2. 3. 31
小本	B063106	袈野の沢 3	袈野	愛羅	R2. 3. 31
小本	B063107	林ノ下の沢	中里	林ノ下	R2. 3. 31
小本	B063108	垂水の沢 2	中島	中島	H24. 3. 30
小本	B063109	垂水の沢 3	中島	中島	H24. 3. 30
小本	B063110	下中野の沢 4	小本	鼻保	R2. 3. 31
小本	B073107	中里の沢 3	中里	下中里	R2. 3. 31
小本	B073108	小成の沢	小本	小成	R2. 3. 31
小本	J063113	愛羅の沢	袈野	愛羅	R2. 3. 31
小本	J063114	乙茂の沢 10	袈野	赤鹿	R2. 3. 31
小本	J063115	赤鹿の沢 2	袈野	赤鹿	R2. 3. 31
小本	J063116	中里の沢 4	中里	田屋地	R2. 3. 31
小本	J063117	鼻保の沢	小本	鼻保	R2. 3. 31
小本	J063118	鼻保の沢 2	小本	大牛内	R2. 3. 31
小本	J063119	鼻保の沢 3	小本	大牛内	R2. 3. 31
小本	J073110	中里の沢 4	中里	下中里	R2. 3. 31
小本	J073111	中里の沢 5	中里	下中里	R2. 3. 31
小本	J073112	中里の沢 6	中里	下中里	R2. 3. 31
小本	J073113	中島の沢	中島	外川目	R2. 3. 31
小本	N483001	小本の沢 4	小本	内の沢	R2. 3. 31
安家	A042001	半城子の沢	安家	半城子	H24. 3. 30
安家	A042002	半城子の沢 2	安家	半城子	H24. 3. 30
安家	A042003	半城子の沢 3	安家	半城子	H24. 3. 30
安家	A042004	半城子の沢 4	安家	半城子	H24. 3. 30
安家	A042005	半城子の沢 5	安家	半城子	H24. 3. 30
安家	A042006	半城子の沢 6	安家	半城子	H24. 3. 30
安家	A051001	大平の沢	安家	氷渡	H24. 3. 30
安家	A051002	大平の沢 2	安家	大平	H24. 3. 30
安家	A051003	大平の沢 3	安家	大平	H24. 3. 30
安家	A051004	元村の沢	安家	松林	H24. 3. 30
安家	A051101-1	氷渡の沢	安家	氷渡	H24. 3. 30
安家	A051101-2	氷渡の沢	安家	大平	H24. 3. 30
安家	A051102	大平の沢 4	安家	大平	R3. 3. 19
安家	A052001	高須賀の沢	安家	高須賀	H22. 11. 26

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
安家	A052002	高須賀の沢 2	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	B042201	茂井の沢	安家	茂井	R3. 3. 19
安家	B042202	茂井の沢 2	安家	茂井	R3. 3. 19
安家	B042203	茂井の沢 3	安家	茂井	R3. 3. 19
安家	B050103	大坂本の沢	安家	大坂本	R3. 3. 19
安家	B050104	大坂本の沢 2	安家	大坂本	R3. 3. 19
安家	B051101	折壁の沢	安家	折壁	R3. 3. 19
安家	B051102	大平の沢 5	安家	大平	R3. 3. 19
安家	B051103	折壁の沢 2	安家	折壁	R3. 3. 19
安家	B051104	氷渡の沢 2	安家	氷渡	R3. 3. 19
安家	B051105	氷渡の沢 3	安家	氷渡	R3. 3. 19
安家	B051106	氷渡の沢 4	安家	氷渡	R3. 3. 19
安家	B051107	氷渡の沢 5	安家	氷渡	R3. 3. 19
安家	B051108	大平の沢 6	安家	大平	R3. 3. 19
安家	B051109	大平の沢 7	安家	大平	R3. 3. 19
安家	B051110	松ヶ沢の沢	安家	松ヶ沢	R3. 3. 19
安家	B051111	松ヶ沢の沢 2	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	B051112	氷渡の沢 6	安家	氷渡	R1. 7. 9
安家	B051113	氷渡の沢 7	安家	氷渡	R1. 7. 9
安家	B051114	氷渡の沢 8	安家	氷渡	R1. 7. 9
安家	B051115	松ヶ沢の沢 3	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	B051116	松ヶ沢の沢 4	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	B051117	松林の沢	安家	松林	R3. 3. 19
安家	B051118	松林の沢 2	安家	松林	R3. 3. 19
安家	B051119	年々の沢	安家	年々	R3. 3. 19
安家	B051120	年々の沢 2	安家	年々	R3. 3. 19
安家	B051121	年々の沢 3	安家	年々	R3. 3. 19
安家	B051122	元村の沢 2	安家	日蔭	R3. 3. 19
安家	B051123	松林の沢 3	安家	松林	R3. 3. 19
安家	B051124	松林の沢 4	安家	松林	R3. 3. 19
安家	B051125	江川の沢	安家	江川	R3. 3. 19
安家	B052201	高須賀の沢 3	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	B052202	高須賀の沢 4	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	B052203	高須賀の沢 5	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	B052204	高須賀の沢 6	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	B052205	高須賀の沢 7	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	B052206	高須賀の沢 8	安家	高須賀	R3. 3. 19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
安家	B052207	年々の沢 4	安家	年々	R3. 3. 19
安家	B052208	年々の沢 5	安家	年々	R3. 3. 19
安家	B052209	年々の沢 6	安家	年々	R3. 3. 19
安家	B052210	年々の沢 7	安家	年々	R3. 3. 19
安家	B052211	年々の沢 8	安家	年々	R3. 3. 19
安家	J042103	茂井の沢 4	安家	茂井	R3. 3. 19
安家	J042104	茂井の沢 5	安家	茂井	R3. 3. 19
安家	J042105	茂井の沢 6	安家	茂井	R3. 3. 19
安家	J042106	茂井の沢 7	安家	茂井	R3. 3. 19
安家	J042107	年々の沢 9	安家	年々	R3. 3. 19
安家	J042108	茂井の沢 8	安家	茂井	R3. 3. 19
安家	J042201	半城子の沢 7	安家	半城子	R3. 3. 19
安家	J042202	半城子の沢 8	安家	半城子	R3. 3. 19
安家	J050107	大坂本の沢 5	安家	大平	R3. 3. 19
安家	J051102	大平の沢 11	安家	折壁	R3. 3. 19
安家	J051107	燃壁沢の沢	安家	氷渡	R3. 3. 19
安家	J051108	燃壁沢の沢 2	安家	氷渡	R3. 3. 19
安家	J051109	氷渡の沢 9	安家	氷渡	R1. 7. 9
安家	J051110	松ヶ沢の沢 5	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	J051111	松ヶ沢の沢 6	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	J051112	松ヶ沢の沢 7	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	J051113	松ヶ沢の沢 8	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	J051114	松ヶ沢の沢 9	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	J051115	日蔭の沢 6	安家	日蔭	R3. 3. 19
安家	J051115	日蔭の沢 6	安家	日蔭	R3. 3. 19
安家	J051116	日蔭の沢 7	安家	江川	R3. 3. 19
安家	J051116	日蔭の沢 7	安家	日蔭	R3. 3. 19
安家	J051117	日蔭の沢 8	安家	江川	R3. 3. 19
安家	J051117	日蔭の沢 8	安家	日蔭	R3. 3. 19
安家	J052101	江川の沢 2	安家	江川	R3. 3. 19
安家	J052102	江川の沢 3	安家	江川	R3. 3. 19
安家	J052103	高須賀の沢 9	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	J052104	高須賀の沢 10	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	J052105	高須賀の沢 11	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	J052106	高須賀の沢 12	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	J052107	高須賀の沢 13	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	J052108	高須賀の沢 14	安家	高須賀	R3. 3. 19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
安家	J052109	高須賀の沢 15	安家	高須賀	H22. 11. 26
安家	J052110	高須賀の沢 16	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	J052111	高須賀の沢 17	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	J052112	高須賀の沢 18	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	J052113	年々の沢 10	安家	年々	R3. 3. 19
安家	J052114	年々の沢 11	安家	年々	R3. 3. 19
安家	J052115	年々の沢 12	安家	年々	R3. 3. 19
安家	J052116	年々の沢 13	安家	年々	R3. 3. 19
安家	J052117	茂井の沢 9	安家	茂井	R3. 3. 19
安家	N483006	松ヶ沢の沢 10	安家	松ヶ沢	R3. 3. 19
安家	N483007	茂井の沢 10	安家	茂井	R3. 3. 19
安家	N483010	大平の沢 15	安家	大平	R3. 3. 19
有芸	A072001	皆ノ川の沢	上有芸	中平	H22. 11. 26
有芸	A072002	皆ノ川の沢 2	上有芸	中平	H22. 11. 26
有芸	A072004	栃ノ木の沢	下有芸	後	H22. 11. 26
有芸	A072008	上有芸の沢	上有芸	上角地	H22. 11. 26
有芸	A072009	上有芸の沢 2	上有芸	運名根	H22. 11. 26
有芸	A072102	高清水の沢	下有芸	高清水	H22. 11. 26
有芸	A072104	栃ノ木の沢 2	下有芸	栃ノ木	H22. 11. 26
有芸	A073008	肘葛の沢	下有芸	白石畑	H22. 11. 26
有芸	B072101	松屋敷の沢	上有芸	上構	R3. 3. 19
有芸	B072102	長者の沢	下有芸	栃ノ木	R3. 3. 19
有芸	B072103	皆ノ川の沢 3	上有芸	風吹平	R3. 3. 19
有芸	B072104	皆ノ川の沢 4	上有芸	中平	R3. 3. 19
有芸	B072105	栃ノ木の沢 3	下有芸	栃ノ木	R3. 3. 19
有芸	B072106	栃ノ木の沢 4	下有芸	後	R3. 3. 19
有芸	B072107	栃ノ木の沢 5	下有芸	後	R3. 3. 19
有芸	B072108	目倉梨の沢	下有芸	目倉梨	R3. 3. 19
有芸	B072109	肘葛の沢 4	下有芸	肘葛	R3. 3. 19
有芸	B072110	肘葛の沢 5	下有芸	肘葛	R3. 3. 19
有芸	B072124	水堀の沢	上有芸	水堀	R3. 3. 19
有芸	B072124-1	水堀の沢 1	上有芸	水堀	R3. 3. 19
有芸	B072125	平張の沢	上有芸	大石平角地	R3. 3. 19
有芸	B072126	平張の沢 2	上有芸	大石平角地	R3. 3. 19
有芸	B072127	下有芸の沢	下有芸	下有芸	R3. 3. 19
有芸	B072128	高清水の沢 2	下有芸	高清水	R3. 3. 19
有芸	B072129	高清水の沢 3	下有芸	高清水	R3. 3. 19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
有芸	B073101	肘葛の沢 2	下有芸	肘葛	R3. 3. 19
有芸	B073101-1	肘葛の沢 2-1	下有芸	肘葛	R3. 3. 19
有芸	B073102	田茂宿の沢	下有芸	立石	R3. 3. 19
有芸	B073103	槻ノ橋の沢	下有芸	長下	R3. 3. 19
有芸	B073104	長下の沢	下有芸	長下	R3. 3. 19
有芸	B073105	長下の沢 2	下有芸	長下	R3. 3. 19
有芸	B082101	皆ノ川の沢 5	上有芸	中苧坪	R3. 3. 19
有芸	B082101-1	皆ノ川の沢 5-1	上有芸	中苧坪	R3. 3. 19
有芸	B082101-2	皆ノ川の沢 5-1	上有芸	中苧坪	R3. 3. 19
有芸	J072117	水堀の沢 2	上有芸	水堀	R3. 3. 19
有芸	J072119	上有芸の沢 3	上有芸	上角地	R3. 3. 19
有芸	J072121	上有芸の沢 4	上有芸	運名根	R3. 3. 19
有芸	J072123	鉢神の沢	下有芸	鉢神	R3. 3. 19
有芸	J072126	高清水の沢 4	下有芸	高清水	R3. 3. 19
有芸	J072148	千足の沢 2	下有芸	川向	R3. 3. 19
有芸	J072155	目倉梨の沢 2	下有芸	目倉梨	R3. 3. 19
有芸	J073103	砂合の沢	下有芸	砂合	R3. 3. 19
有芸	J073104-1	白石畑の沢	下有芸	砂合	R3. 3. 19
有芸	J073104-2	白石畑の沢	下有芸	砂合	R3. 3. 19
有芸	J073105	白石畑の沢 2	下有芸	白石畑	R3. 3. 19
有芸	J073106	肘葛の沢 3	下有芸	肘葛	R3. 3. 19
有芸	J073109	晴板の沢	下有芸	晴板	R3. 3. 19

2 急傾斜地

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
岩泉	061A1009	日蔭	二升石	日蔭	H22. 11. 26
岩泉	061B1050	滝野	二升石	滝野	R3. 3. 19
岩泉	061B1056	日蔭 1 号	二升石	日蔭	R3. 3. 19
岩泉	062A0626	大館	岩泉	大館	R3. 3. 19
岩泉	062A0627	片畑	岩泉	片畑	H19. 3. 16
岩泉	062A0628	中家	岩泉	中家	R3. 3. 19
岩泉	062A0629	幅坂	岩泉	中家	H22. 11. 26
岩泉	062A0815	向町	岩泉	向町	R3. 3. 19
岩泉	062A0816	惣畑	岩泉	惣畑	R2. 3. 31
岩泉	062A1001	細入	尼額	細入	H24. 3. 30
岩泉	062B1001	本田	岩泉	本田	R1. 7. 9
岩泉	062B1002	本田 1 号	岩泉	本田	R1. 7. 9

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
岩泉	062B1003	本田 2 号	岩泉	本田	R1. 7. 9
岩泉	062B1004	夏節	岩泉	夏節	R1. 7. 9
岩泉	062B1005	根玉	岩泉	根玉	R1. 7. 9
岩泉	062B1006	小屋敷	岩泉	小屋敷	R1. 7. 9
岩泉	062B1007	沢廻	岩泉	沢廻	R3. 3. 19
岩泉	062B1008	沢廻 1 号	岩泉	沢廻	R3. 3. 19
岩泉	062B1009	沢廻 2 号	岩泉	府金	R3. 3. 19
岩泉	062B1010	大北川	岩泉	大北川	R3. 3. 19
岩泉	062B1011	大北川 1 号	岩泉	大北川	R3. 3. 19
岩泉	062B1012	外川目	岩泉	外川目	R3. 3. 19
岩泉	062B1013	和乙茂 4 号	乙茂	和乙茂	R1. 7. 9
岩泉	062B1014	上 3 号	乙茂	上	R1. 7. 9
岩泉	062B1015	上 1 号	乙茂	上	R1. 7. 9
岩泉	062B1016	和乙茂 3 号	乙茂	乙茂	R1. 7. 9
岩泉	062B1017	指畑	岩泉	指畑	R3. 3. 19
岩泉	062B1018	和乙茂 2 号	乙茂	乙茂	R1. 7. 9
岩泉	062B1019	和乙茂 1 号	乙茂	和乙茂	R1. 7. 9
岩泉	062B1020	上	乙茂	上	R1. 7. 9
岩泉	062B1021	和乙茂	乙茂	上	R1. 7. 9
岩泉	062B1022	上 2 号	乙茂	上	R1. 7. 9
岩泉	062B1023	坂本	岩泉	坂本	R3. 3. 19
岩泉	062B1024	貝内野	二升石	貝内野	R3. 3. 19
岩泉	062B1025	日向ノ沢	尼額	日向ノ沢	R3. 3. 19
岩泉	071B1031	甲地 4 号	鼠入	甲地	R2. 3. 31
岩泉	071B1032	甲地 3 号	鼠入	甲地	R2. 3. 31
岩泉	071B1033	甲地 2 号	鼠入	甲地	R2. 3. 31
岩泉	071B1035	甲地	鼠入	甲地	R3. 3. 19
岩泉	071B1036	甲地 1 号	鼠入	甲地	R2. 3. 31
岩泉	072B1001	日向ノ沢 1 号	尼額	日向ノ沢	R2. 3. 31
岩泉	072B1002	日向ノ沢 2 号	尼額	日向ノ沢	R2. 3. 31
岩泉	072B1003	白土	岩泉	白土	R3. 3. 19
岩泉	072B1004	大平 5 号	岩泉	大平	R3. 3. 19
岩泉	072B1005	大平 2 号	岩泉	大平	R3. 3. 19
岩泉	072B1006	大平 1 号	岩泉	大平	R3. 3. 19
岩泉	072B1007	大向 1 号	猿沢	大向	R3. 3. 19
岩泉	072B1009	大向 2 号	猿沢	大向	R3. 3. 19
岩泉	072B1010	山屋 2 号	岩泉	山屋	R2. 3. 31

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
岩泉	072B1011	竹野	猿沢	竹野	R3. 3. 19
岩泉	072B1012	山屋 1 号	岩泉	山屋	R2. 3. 31
岩泉	072B1013	堤	猿沢	堤	R3. 3. 19
岩泉	072B1014	月出 1 号	岩泉	穴ノ沢	R3. 3. 19
岩泉	072B1015	山屋 3 号	岩泉	山屋	R2. 3. 31
岩泉	072B1016	山屋 4 号	岩泉	山屋	R2. 3. 31
岩泉	072B1017	月出	岩泉	月出	R3. 3. 19
岩泉	072B1018	月出 2 号	岩泉	月出	R3. 3. 19
岩泉	072B1019	山屋	岩泉	山屋	R2. 3. 31
岩泉	072B1020	穴ノ沢	岩泉	穴ノ沢	R3. 3. 19
岩泉	072B1021	穴ノ沢 2 号	岩泉	穴ノ沢	R3. 3. 19
岩泉	072B1022	穴ノ沢 1 号	岩泉	穴ノ沢	R3. 3. 19
岩泉	072B1023	穴ノ沢 3 号	岩泉	月出	R3. 3. 19
岩泉	072B1024	日向森山 4 号	鼠入	日向森山	R2. 3. 31
岩泉	072B1025	日向森山 3 号	鼠入	日向森山	R2. 3. 31
岩泉	072B1026	日向森山 2 号	鼠入	日向森山	R2. 3. 31
岩泉	072B1027	日向前 1 号	猿沢	日向前	R3. 3. 19
岩泉	072B1028	日向森山 1 号	鼠入	日向森山	R2. 3. 31
岩泉	072B1029	日向森山	鼠入	日向森山	R2. 3. 31
岩泉	072B1030	鼠入 5 号	鼠入	下鼠入	R2. 3. 31
岩泉	072B1031	鼠入 4 号	鼠入	下鼠入	R2. 3. 31
岩泉	072B1032	鼠入 3 号	鼠入	下鼠入	R2. 3. 31
岩泉	072B1033	鼠入 7 号	鼠入	下鼠入	R2. 3. 31
岩泉	072B1034	鼠入 2 号	鼠入	中鼠入	R2. 3. 31
岩泉	072B1035	鼠入 6 号	鼠入	中鼠入	R2. 3. 31
岩泉	072B1036	鼠入	鼠入	上鼠入	R2. 3. 31
岩泉	072B1038	日向前	猿沢	日向前	R3. 3. 19
岩泉	072B1039	日向前 2 号	猿沢	日向前	R3. 3. 19
岩泉	072B1041	鼠入 1 号	鼠入	甲地	R2. 3. 31
岩泉	072B1042	中日向	下有芸	中日向	R3. 3. 19
岩泉	073B1008	外山	猿沢	外山	R3. 3. 19
岩泉	483N0007	中野	岩泉	中野	R3. 3. 19
小川	050B2001	沢川目	門	国見	R3. 3. 19
小川	060A0631	国見 1 号	門	国見	R3. 3. 19
小川	060A2001	下見内川	門	下見内川	H22. 11. 26
小川	060A2002	見内川	門	見内川	H22. 11. 26
小川	060B2001	国境	門	国境	R3. 3. 19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
小川	060B2002	湯沢鹿	門	湯沢鹿	R3. 3. 19
小川	060B2003	湯沢鹿 1 号	門	湯沢鹿	R3. 3. 19
小川	060B2004	国見	門	見内川	R3. 3. 19
小川	060B2005	見内川 1 号	門	見内川	R3. 3. 19
小川	060B2006	見内川 2 号	門	見内川	R3. 3. 19
小川	060B2007	見内川 3 号	門	見内川	R3. 3. 19
小川	060B2008	見内川 4 号	門	上見内川	R3. 3. 19
小川	060B2009	三田貝	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	060B2010	三田貝 1 号	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	060B2011	三田貝 3 号	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	060B2012	三田貝 5 号	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	060B2013	三田貝 4 号	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	060B2014	下三田貝 2 号	門	下三田貝	R3. 3. 19
小川	060B2015	下三田貝 1 号	門	下三田貝	R3. 3. 19
小川	060B2016	三田貝 2 号	門	三田貝	R3. 3. 19
小川	060B2017	南沢 1 号	穴沢	南沢	R3. 3. 19
小川	060B2018	南沢 2 号	穴沢	南沢	R3. 3. 19
小川	060B2019	権現 7 号	釜津田	権現	R3. 3. 19
小川	060B2020	権現	釜津田	権現	R3. 3. 19
小川	060B2021	権現 1 号	釜津田	権現	R3. 3. 19
小川	060B2022	権現 6 号	釜津田	権現	R3. 3. 19
小川	060B2023	権現 2 号	釜津田	権現	R3. 3. 19
小川	060B2024	権現 3 号	釜津田	権現	R3. 3. 19
小川	060B2025	南沢 3 号	穴沢	南沢	R3. 3. 19
小川	060B2026	権現 4 号	釜津田	権現	R3. 3. 19
小川	060B2027	南沢	穴沢	南沢	R3. 3. 19
小川	060B2028	権現 5 号	釜津田	権現	R3. 3. 19
小川	061A0632	横道 4 号	門	横道	H24. 3. 30
小川	061A0633	横道 3 号	門	横道	H24. 3. 30
小川	061A0634	名目入 2 号	門	名目入	H24. 3. 30
小川	061A0635	滝の上	門	滝の上	H24. 3. 30
小川	061A1001	救沢 15 号	門	救沢	H24. 3. 30
小川	061A1002	横道 5 号	門	横道	H24. 3. 30
小川	061A1003	名目入	門	名目入	H24. 3. 30
小川	061A1004	道ノ上 1 号	門	滝の上	H24. 3. 30
小川	061A1005	上平 5 号	門	上平	H24. 3. 30
小川	061A1006	稻荷 8 号	袈綿	稻荷	H22. 11. 26

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
小川	061A1007	稲荷 3 号	袈綿	稲荷	H22. 11. 26
小川	061A1008	稲荷 7 号	袈綿	稲荷	H22. 11. 26
小川	061A1010	田山	穴沢	田山	H22. 11. 26
小川	061B1001	湯沢鹿 2 号	門	湯沢鹿	R3. 3. 19
小川	061B1002	救沢 16 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1003	救沢 14 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1004	救沢 13 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1005	救沢 12 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1006	救沢 11 号	門	救沢	H24. 3. 30
小川	061B1007-1	救沢 10 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1007-2	救沢 10 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1008	救沢 9 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1009	救沢 8 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1010	救沢 7 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1011	救沢 5 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1012	救沢	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1013-1	救沢 1 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1013-2	救沢 1 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1014	横道	門	横道	R2. 3. 31
小川	061B1015	横道 2 号	門	横道	R2. 3. 31
小川	061B1016	救沢 17 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1017	救沢 2 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1018	横道 1 号	門	横道	R2. 3. 31
小川	061B1019	救沢 3 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1020	救沢 6 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1021	救沢 4 号	門	救沢	R2. 3. 31
小川	061B1023	名目入 3 号	門	名目入	R2. 3. 31
小川	061B1024	道ノ上 3 号	門	滝の上	R2. 3. 31
小川	061B1025	下三田貝 3 号	門	下三田貝	R2. 3. 31
小川	061B1026	道ノ上	門	滝の上	R2. 3. 31
小川	061B1027	道ノ上 2 号	門	町	H24. 3. 30
小川	061B1028	下三田貝 4 号	門	下三田貝	R2. 3. 31
小川	061B1029	黒森	袈綿	泉沢	R3. 3. 19
小川	061B1030	下三田貝 5 号	門	下三田貝	R3. 3. 19
小川	061B1031	下三田貝	門	下三田貝	R3. 3. 19
小川	061B1033	上平 4 号	門	上平	H24. 3. 30
小川	061B1034	上平 6 号	門	上平	R2. 3. 31

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
小川	061B1035	上平 2 号	門	上平	R2. 3. 31
小川	061B1036	上平 1 号	門	上平	R2. 3. 31
小川	061B1037	小船 3 号	穴沢	小船	R3. 3. 19
小川	061B1038	小船 1 号	穴沢	小船	R3. 3. 19
小川	061B1039	小船 2 号	穴沢	小船	R3. 3. 19
小川	061B1040	小船 4 号	穴沢	小船	R3. 3. 19
小川	061B1041	小船 5 号	穴沢	小船	R3. 3. 19
小川	061B1042	稲荷 6 号	袈綿	碁石峠	R3. 3. 19
小川	061B1043	小船 6 号	穴沢	小船	R3. 3. 19
小川	061B1044	稲荷 5 号	袈綿	山本	R3. 3. 19
小川	061B1045	小船	穴沢	小船	R3. 3. 19
小川	061B1046	稲荷 4 号	袈綿	稲荷	R3. 3. 19
小川	061B1047	田山 1 号	穴沢	田山	R3. 3. 19
小川	061B1048	田山 2 号	穴沢	田山	R3. 3. 19
小川	061B1051	馬立	袈綿	馬立	R3. 3. 19
小川	061B1052	稲荷 2 号	袈綿	稲荷	R3. 3. 19
小川	061B1053	稲荷 1 号	袈綿	一ツ苗代	R3. 3. 19
小川	061B1054	中島 4 号	袈綿	中島	R3. 3. 19
小川	061B1055	本銅	袈綿	本銅	R3. 3. 19
小川	061B1057	稲荷	袈綿	田畑	R3. 3. 19
小川	061B1058	田山 4 号	穴沢	田山	R3. 3. 19
大川	061A1011	松野	浅内	松野	H22. 11. 26
大川	070A0636	沢口 7 号	釜津田	沢口	H22. 11. 26
大川	070A2001	上種倉 1 号	釜津田	上種倉	H22. 11. 26
大川	070A2002	小焼巻 3 号	釜津田	上種倉	H22. 11. 26
大川	070A2003	上外山	大川	上外山	H24. 3. 30
大川	070B2001	下種倉	釜津田	下種倉	R3. 3. 19
大川	070B2002	下種倉 1 号	釜津田	下種倉	R3. 3. 19
大川	070B2003	釜沢 6 号	釜津田	釜沢	R3. 3. 19
大川	070B2004	釜沢 7 号	釜津田	釜沢	R3. 3. 19
大川	070B2005	小焼巻 1 号	釜津田	小焼巻	R3. 3. 19
大川	070B2006	釜沢	釜津田	釜沢	R3. 3. 19
大川	070B2007	釜沢 5 号	釜津田	釜沢	R3. 3. 19
大川	070B2008	釜沢 4 号	釜津田	釜沢	R3. 3. 19
大川	070B2009	小焼巻	釜津田	上種倉	R3. 3. 19
大川	070B2010	上種倉	釜津田	館	R3. 3. 19
大川	070B2011	小焼巻 2 号	釜津田	上種倉	R3. 3. 19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
大川	070B2012	釜沢 3 号	釜津田	中居村	R3. 3. 19
大川	070B2013	上種倉 2 号	釜津田	上種倉	R3. 3. 19
大川	070B2014	釜沢 2 号	釜津田	中居村	R3. 3. 19
大川	070B2015	沢口 2 号	釜津田	塵畑	R3. 3. 19
大川	070B2016	下外山 1 号	大川	下外山	R3. 3. 19
大川	070B2018	下外山 2 号	大川	下外山	R3. 3. 19
大川	070B2019	釜沢 1 号	釜津田	中居村	R3. 3. 19
大川	070B2020	沢口 1 号	釜津田	塵畑	R3. 3. 19
大川	070B2022	沢口 6 号	釜津田	小日蔭	R3. 3. 19
大川	070B2023	塵畑	釜津田	沢口	R3. 3. 19
大川	070B2024	沢口	釜津田	沢口	R3. 3. 19
大川	070B2025	小日陰	釜津田	小日陰	R3. 3. 19
大川	070B2026	唐地 2 号	釜津田	釜沢	R3. 3. 19
大川	070B2029	唐地	釜津田	釜沢	R3. 3. 19
大川	070B2031	唐地 1 号	釜津田	八重沢	R3. 3. 19
大川	070B2032	唐地 3 号	釜津田	釜沢	R3. 3. 19
大川	070B2034	八重沢	釜津田	日蔭	R3. 3. 19
大川	070B2036	尾和田	釜津田	尾和田	R3. 3. 19
大川	070B2037	上外山 1 号	大川	上外山	R3. 3. 19
大川	070B2038	尾和田 1 号	釜津田	唐地	R3. 3. 19
大川	070B2039	上外山 3 号	大川	上外山	R3. 3. 19
大川	070B2040	滝の上	釜津田	尾和田	R3. 3. 19
大川	071A0637	上川代	浅内	上川代	H22. 11. 26
大川	071A1001	下町	大川	下町	H24. 3. 30
大川	071A1002	大沢日向	浅内	大沢日向	H24. 3. 30
大川	071A1003	日蔭道ノ上	大川	日蔭道ノ上	H24. 3. 30
大川	071B1001	下栗畑 1 号	浅内	下栗畑	R3. 3. 19
大川	071B1002	下栗畑	浅内	下栗畑	R2. 3. 31
大川	071B1003	上糸坪	浅内	上野	R2. 3. 31
大川	071B1004	下川代 2 号	浅内	下川代	R2. 3. 31
大川	071B1005	下川代	浅内	下川代	R2. 3. 31
大川	071B1006	扇ノ沢 1 号	大川	扇ノ沢	R3. 3. 19
大川	071B1007	下川代 1 号	浅内	大沢日蔭	R2. 3. 31
大川	071B1008	扇ノ沢	大川	扇ノ沢	R3. 3. 19
大川	071B1009	上川代 1 号	浅内	上川代	R2. 3. 31
大川	071B1010	大沢日向 4 号	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	071B1011	寺庭	大川	寺庭	R3. 3. 19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
大川	071B1012	大沢日向 3 号	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	071B1013	寺庭 1 号	大川	寺庭	R3. 3. 19
大川	071B1014	石立	大川	石立	R3. 3. 19
大川	071B1015	大沢日蔭 2 号	浅内	大沢日蔭	R2. 3. 31
大川	071B1016	長田	大川	長田	R3. 3. 19
大川	071B1017	下町向	大川	下町向	R3. 3. 19
大川	071B1018	大沢日蔭	浅内	大沢日蔭	R2. 3. 31
大川	071B1019	舞ノ子 2 号	大川	舞ノ子	R3. 3. 19
大川	071B1020	下町向 1 号	大川	下町向	R3. 3. 19
大川	071B1021	大沢日蔭 3 号	浅内	大沢日蔭	R2. 3. 31
大川	071B1022	舞ノ子 1 号	大川	舞ノ子	R3. 3. 19
大川	071B1023	舞ノ子	大川	舞ノ子	R3. 3. 19
大川	071B1024	大沢日蔭 1 号	浅内	大沢日蔭	R2. 3. 31
大川	071B1025	大家 2 号	大川	大家	R3. 3. 19
大川	071B1026	大沢日蔭 4 号	浅内	大沢日蔭	R2. 3. 31
大川	071B1027	大沢日向 2 号	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	071B1028	日蔭舞ノ子	大川	日蔭舞ノ子	R3. 3. 19
大川	071B1029	日蔭舞ノ子 1 号	大川	日蔭舞ノ子	R3. 3. 19
大川	071B1030	大沢日向 1 号	浅内	大沢日向	R2. 3. 31
大川	071B1034	平井	大川	平井	R3. 3. 19
大川	071B1037	大家 1 号	大川	大家	R3. 3. 19
大川	071B1038	大家	大川	大家	R3. 3. 19
小本	063A0630	小本	小本	小本	H19. 3. 16
小本	063A1009	中野 2 号	小本	中野	H19. 3. 16
小本	063A1010	小本	小本	小本	H20. 11. 21
小本	063A1011	中野 1 号	小本	中野	H22. 11. 26
小本	063A1012	小本 1 号	小本	小本	H20. 11. 21
小本	063B1003	中野	小本	中野	R2. 3. 31
小本	063B1004	中野 3 号	小本	中野	R2. 3. 31
小本	063B1005	中島 3 号	中島	中島	R2. 3. 31
小本	063B1006	中島 5 号	中島	中島	R2. 3. 31
小本	063B1007	中島 6 号	中島	中島	R2. 3. 31
小本	063B1008	中島	中里	岸	R2. 3. 31
小本	063B1009	中島 1 号	中島	中島	H24. 3. 30
小本	063B1010	中島 2 号	中島	中島	R2. 3. 31
小本	063B1011	長内	小本	長内	R2. 3. 31
小本	063B1012	内の沢 1 号	小本	内の沢	R2. 3. 31

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
小本	063B1013	袈野 1 号	袈野	袈野	R2. 3. 31
小本	063B1014	袈野	袈野	愛羅	R2. 3. 31
小本	063B1015	赤鹿 1 号	袈野	赤鹿	R2. 3. 31
小本	063B1016	長内 1 号	小本	長内	H22. 11. 26
小本	063B1017	内の沢	小本	内の沢	R2. 3. 31
小本	063B1018	中岸	中里	岸	R2. 3. 31
小本	063B1019	赤鹿	袈野	赤鹿	R2. 3. 31
小本	063B1020	卒郡	中島	卒郡	R2. 3. 31
小本	063B1021	林ノ下	中里	林ノ下	R2. 3. 31
小本	073A0817	本茂師	小本	本茂師	H20. 11. 21
小本	073A1001	本茂師 1 号	小本	本茂師	H20. 11. 21
小本	073A1002	本茂師 2 号	小本	本茂師	H20. 11. 21
小本	073A1003	本茂師 3 号	小本	本茂師	H20. 11. 21
小本	073A1004	小成 1 号	小本	小成	H20. 11. 21
小本	073A1005	小成 2 号	小本	小成	H20. 11. 21
小本	073A1006	小成	小本	小成	H20. 11. 21
小本	073B1001	中里 1 号	中里	中里	R2. 3. 31
小本	073B1002	中里	中里	下中里	R2. 3. 31
小本	073B1004	外川目 1 号	中島	外川目	R2. 3. 31
小本	073B1005	外川目 2 号	中島	外川目	R2. 3. 31
小本	073B1006	外川目 4 号	中島	外川目	R2. 3. 31
小本	073B1007	外川目 3 号	中島	外川目	R2. 3. 31
小本	483N0008	長内 1	中島	長内	R2. 3. 31
小本	483N0014	長内 2	中島	長内	R2. 3. 31
安家	042B2001	半城子	安家	半城子	R3. 3. 19
安家	042B2002	半城子 1 号	安家	半城子	R3. 3. 19
安家	042B2003	茂井	安家	茂井	R3. 3. 19
安家	042B2004	茂井 1 号	安家	茂井	R3. 3. 19
安家	042B2005	茂井 2 号	安家	茂井	R3. 3. 19
安家	051A0638	大平	安家	大平	H24. 3. 30
安家	051A0639	松林	安家	松林	H24. 3. 30
安家	051A1001	松林 2 号	安家	松林	H24. 3. 30
安家	051A1002	年々	安家	年々	H24. 3. 30
安家	051A1004	大平 3 号	安家	大平	H24. 3. 30
安家	051B1001	松ヶ沢	安家	松ヶ沢	R3. 3. 19
安家	051B1002	松ヶ沢 1 号	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	051B1003	松林 3 号	安家	松林	R3. 3. 19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
安家	051B1004	松ヶ沢 2 号	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	051B1005	松ヶ沢 3 号	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	051B1006	松林 1 号	安家	氷渡	R3. 3. 19
安家	051B1007	松ヶ沢 4 号	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	051B1008	松ヶ沢 5 号	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	051B1009	年々 2 号	安家	年々	H24. 3. 30
安家	051B1010	松ヶ沢 6 号	安家	松ヶ沢	R1. 7. 9
安家	051B1011	大平 4 号	安家	大平	R3. 3. 19
安家	051B1012	折壁	安家	折壁	R3. 3. 19
安家	051B1013	折壁 1 号	安家	折壁	R3. 3. 19
安家	052B1001	年々 3 号	安家	年々	R3. 3. 19
安家	052B1002	年々 4 号	安家	年々	R3. 3. 19
安家	052B1003	年々 5 号	安家	年々	R3. 3. 19
安家	052B1004	年々 6 号	安家	年々	R3. 3. 19
安家	052B1005	年々 7 号	安家	年々	R3. 3. 19
安家	052B1006	江川	安家	高須賀	R3. 3. 19
安家	483N0001	大平 6 号	安家	大平	R3. 3. 19
有芸	072B1037	高清水	下有芸	高清水	R3. 3. 19
有芸	072B1043	高清水 2 号	下有芸	高清水	R3. 3. 19
有芸	072B1044	高清水 1 号	下有芸	高清水	R3. 3. 19
有芸	072B1045	中田角地 1 号	上有芸	中田角地	R3. 3. 19
有芸	072B1046	中田角地	上有芸	中田角地	R3. 3. 19
有芸	072B1047	上有芸	上有芸	大石平角地	R3. 3. 19
有芸	072B1048	運名根	上有芸	運名根	R3. 3. 19
有芸	072B1049	栃ノ木 1 号	下有芸	栃ノ木	R3. 3. 19
有芸	072B1050	栃ノ木 2 号	下有芸	栃ノ木	R3. 3. 19
有芸	072B1051	肘葛 3 号	下有芸	肘葛	R3. 3. 19
有芸	072B1052	肘葛	下有芸	肘葛	R3. 3. 19
有芸	072B1053	栃ノ木	下有芸	栃ノ木	R3. 3. 19
有芸	072B1054	栃ノ木 3 号	下有芸	栃ノ木	R3. 3. 19
有芸	072B1055	上構 1 号	上有芸	上構	R3. 3. 19
有芸	072B1056	上構	上有芸	上構	R3. 3. 19
有芸	072B1057	目倉梨 1 号	下有芸	目倉梨	R3. 3. 19
有芸	072B1058	目倉梨	下有芸	目倉梨	R3. 3. 19
有芸	072B1059	中平 1 号	上有芸	中平	R3. 3. 19
有芸	072B1060	風吹平	上有芸	風吹平	R3. 3. 19
有芸	072B1061	中平	上有芸	中平	R3. 3. 19

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
有芸	072B1062	中苧坪	上有芸	中苧坪	R3. 3. 19
有芸	072B1063	中苧坪 1 号	上有芸	中苧坪	R3. 3. 19
有芸	073B1009	長下 2 号	下有芸	長下	R3. 3. 19
有芸	073B1010	立石 3 号	下有芸	立石	R3. 3. 19
有芸	073B1011	長下	下有芸	長下	R3. 3. 19
有芸	073B1012	長下 1 号	下有芸	長下	R3. 3. 19
有芸	073B1013	立石 2 号	下有芸	長下	R3. 3. 19
有芸	073B1014	立石 1 号	下有芸	立石	R3. 3. 19
有芸	073B1015	立石	下有芸	立石	R3. 3. 19
有芸	073B1016	晴板	下有芸	晴板	R3. 3. 19
有芸	073B1017	肘葛 1 号	下有芸	肘葛	R3. 3. 19
有芸	073B1018	肘葛 2 号	下有芸	肘葛	R3. 3. 19

3 地すべり

地区	箇所番号	箇所名	大字	小字	指定年月日
小川	38	浅不動	門	中家	R3. 3. 19
小川	39	袈綿	袈綿	稻荷	R3. 3. 19

資料13 山地災害危険箇所

国有林地内崩壊土砂流出危険地区

調査番号	地区名	位置	崩壊土砂流出危険度	被災危険度	危険地区の危険度判定	危険地区面積(ha)	保安林	治山事業進捗状況
483-1	困沢	岩泉字夏節国有林 563 林班	a1	c2	B	1.26	無	無
483-2	滝沢	岩泉字夏節国有林 564 林班	a1	c2	B	1.62	無	未成
483-3	遅沢	釜津田字権現国有林 549 林班	a1	a2	A	2.64	有	一部概成
483-4	野沢	釜津田字権現国有林 550 林班	b1	c2	C	1.26	有	一部概成
483-5	ウトウゲ沢	釜津田字権現国有林 551 林班	a1	c2	B	3.36	無	未成
483-6	板の股沢	釜津田字中居村国有林 594 林班	b1	b2	B	1.20	有	一部概成
483-7	青松沢	大川字兜森・上外山国有林 507 林班	b1	c2	C	5.52	有	一部概成
483-7	青松沢	大川字兜森・上外山国有林 509 林班	b1	c2	C	5.52	有	一部概成
483-7	青松沢	大川字兜森・上外山国有林 511 林班	b1	c2	C	5.52	有	一部概成
483-7	青松沢	大川字兜森・上外山国有林 512 林班	b1	c2	C	5.52	有	一部概成
483-8	ウエノジ沢	釜津田字滝ノ上国有林 532 林班	b1	b2	B	3.60	有	無
483-9	滝ノ上1	釜津田字下大板屋・滝ノ上国有林 516 林班	b1	c2	C	2.16	有	無
483-9	滝ノ上1	釜津田字下大板屋・滝ノ上国有林 533 林班	b1	c2	C	2.16	有	無
483-10	滝ノ上2	釜津田字滝ノ上国有林 535 林班	b1	c2	C	4.32	有	未成
483-11	上の又沢	釜津田字滝ノ上国有林 533 林班	b1	c2	C	4.32	有	一部概成
483-11	上の又沢	釜津田字滝ノ上国有林 534 林班	b1	c2	C	4.32	有	一部概成
483-12	医者待沢	釜津田字下大板屋国有林 516 林班	b1	c2	C	4.80	有	一部概成
483-12	医者待沢	釜津田字下大板屋国有林 517 林班	b1	c2	C	4.80	有	一部概成
483-12	医者待沢	釜津田字下大板屋国有林 519 林班	b1	c2	C	4.80	有	一部概成
483-12	医者待沢	釜津田字下大板屋国有林 520 林班	b1	c2	C	4.80	有	一部概成
483-13	岩の渡沢	釜津田字滝ノ上国有林 535 林班	a1	c2	B	1.44	有	無
483-14	ローギ沢	釜津田字滝ノ上国有林 535 林班	a1	c2	B	2.16	無	無
483-14	ローギ沢	釜津田字滝ノ上国有林 536 林班	a1	c2	B	2.16	無	無
483-15	セッカ沢	釜津田字滝ノ上国有林 536 林班	b1	c2	C	3.12	無	無
483-16	オトコ沢	釜津田字下大板屋国有林 521 林班	b1	c2	C	5.52	有	一部概成
483-16	オトコ沢	釜津田字下大板屋国有林 523 林班	b1	c2	C	5.52	有	一部概成
483-17	南の沢	釜津田字下大板屋国有林 525 林班	b1	c2	C	2.16	有	未成
483-18	駒ヶ沢	釜津田字滝ノ上国有林 537 林班	b1	c2	C	4.56	無	無
483-19	大馬ヶ沢	釜津田字滝ノ上国有林 538 林班	b1	c2	C	2.64	有	無
483-19	大馬ヶ沢	釜津田字滝ノ上国有林 539 林班	b1	c2	C	2.64	有	無
483-20	藪川沢	釜津田字滝ノ上国有林 540 林班	b1	c2	C	4.80	無	一部概成
483-20	藪川沢	釜津田字滝ノ上国有林 541 林班	b1	c2	C	4.80	無	一部概成
483-21	上大板屋	釜津田字下大板屋国有林 526 林班	c1	c2	C	0.96	有	無
483-22	大曲沢	釜津田字上大板屋国有林 527 林班	a1	c2	B	1.20	有	無

調査番号	地区名	位置	崩壊土砂流出危険度	被災危険度	危険地区の危険度判定	危険地区面積 (ha)	保安林	治山事業進捗状況
483-23	一の又沢	釜津田字上大板屋国有林 528 林班	b1	a2	A	2.16	有	一部概成
483-24	櫃取	釜津田字上大板屋国有林 545 林班	a1	c2	B	1.20	有	無
483-25	三の又沢	釜津田字上大板屋国有林 529 林班	c1	c2	C	0.96	有	一部概成
483-26	獅子ヶ沢	釜津田字上大板屋国有林 545 林班	b1	c2	C	1.44	有	無
483-27	寄部沢	大川字兜森国有林 501 林班	b1	c2	C	6.96	無	一部概成

※1 危険度の順位 $c1 < b1 < a1$

※2 危険度判定の順位 $C < B < A$

民有林地内崩壊土砂流出危険地区

■山腹崩壊危険地区

調査番号	地区名	位置	崩壊土砂流出危険度	被災危険度	危険地区の危険度判定	危険地区面積 (ha)	保安林	治山事業進捗状況	
025-047-032	龍泉洞	岩泉 神成	206	a1	a2	A	6	有	未成
025-047-001	乙茂	岩泉 三田市	253	a1	c2	B	2	有	無
025-047-002	乙茂	岩泉 三田市 49-4	253	a1	c2	B	2	有	一部概成
025-047-003	乙茂	岩泉	253	a1	c2	B	1	無	無
025-047-004	二升石	岩泉 貝内野	200	b1	a2	A	3	有	無
025-047-005	二升石	岩泉 貝内野	199	a1	a2	A	2	有	無
025-047-006	二升石	岩泉 貝内野	199	a1	c2	B	2	有	概成
025-047-007	名目入	小川 門	545	b1	a2	A	3	有	概成
025-047-008	名目入	小川 三田貝	494	c1	c2	C	1	有	概成
025-047-009	中沢	門 中瀬	495	c1	a2	B	1	有	概成
025-047-010	浅内	大川 上野	397	a1	a2	A	2	無	無
025-047-011	下町	大川 下町	381	a1	a2	A	2	無	無
025-047-012	日蔭	大川 大川第4地割	294	a1	a2	A	1	無	無
025-047-013	日蔭	大川 大川第5地割	296	c1	a2	B	1	無	無
025-047-014	中居村	釜津田 釜沢	354	a1	a2	A	4	有	概成
025-047-015	卒郡	小本 卒郡	12	a1	b2	A	7	有	概成
025-047-016	権現	釜津田 上栗宿	427	a1	c2	B	2	有	概成
025-047-017	褰綿	小川 稻荷	579	a1	a2	A	1	無	概成
025-047-018	落合	大川 松野	400	a1	c2	B	1	有	概成
025-047-019	救沢	門 救沢	551	b1	c2	C	2	無	概成
025-047-020	二升石	二升石 橋の下	188	a1	c2	B	2	有	概成
025-047-021	名目入	門 名目入	545	c1	a2	B	4	有	概成
025-047-022	中沢	門 横道	543	a1	c2	B	1	無	概成
025-047-023	権現	釜津田 上栗宿	428	a1	c2	B	5	有	概成

調査 番号	地区名	位置	崩壊土砂 流出危険度	被災 危険度	危険地区の 危険度判定	危険地 区 面積 (ha)	保安 林	治山 事業 進捗 状況	
025-047-024	中野	小本 中野	40	a1	a2	A	1	無	概成
025-047-025	種倉	釜津田 種倉	367	a1	a2	A	1	無	概成
025-047-026	三田貝	門 南三田貝	484	a1	a2	A	2	無	無
025-047-027	小本	小本 須賀	9995	c1	c2	C	1	有	一部 概成
025-047-028	川代	浅内 猿走	391	a1	c2	B	1	有	概成
025-047-029	茂師	小本 小成	2	a1	c2	B	1	無	無
025-047-030	国境	岩泉 府金	516	c1	b2	C	1	無	一部 概成

※1 危険度の順位 c1 < b1 < a1

※2 危険度判定の順位 C < B < A

■崩壊土砂流出危険地区

調査 番号	地区名	位置			崩壊土砂 流出危険度	被災 危険度	危険地区の 危険度判定	危険地 区 面積 (ha)	保安 林	治山 事業 進捗 状況
025-047-177	大沢日陰	浅内	大沢日陰	257 他	a1	c2	B	1.72	無	未成
025-047-175	尾和田	釜津田	尾和田	345	b1	c2	C	0.74	有	未着手
025-047-174	尼額	刈屋	尼額	183	c1	c2	C	0.27	無	概成
025-047-173	下和野	二升石	下和野	193	b1	c2	C	4.05	無	未成
025-047-172	南沢	穴沢	南沢	474	b1	c2	C	0.27	無	未成
025-047-171	南沢	穴沢	南沢	474	a1	b2	A	0.58	有	概成
025-047-001	年々	安家	茂井	657	a1	b2	A	1.5	無	無
025-047-002	川口	安家	半城子	657	b1	a2	A	2.27	無	無
025-047-003	川口	安家	半城子	657	c1	a2	B	0.32	無	無
025-047-004	川口	安家	半城子	652	a1	b2	A	1.16	無	無
025-047-005	川口	安家	川口	658	c1	b2	C	0.91	無	無
025-047-006	川口	安家	半城子	658	b1	b2	B	0.22	無	無
025-047-007	川口	安家	半城子	657	a1	a2	A	0.46	無	無
025-047-008	川口	安家	半城子	656	b1	a2	A	0.34	無	無
025-047-009	川口	安家	川口	655	c1	c2	C	0.16	無	無
025-047-010	元村	安家	元村	653	b1	a2	A	0.36	無	無
025-047-011	元村	安家	元村	9996	b1	a2	A	0.26	無	無
025-047-012	元村	安家	松林	9996	c1	b2	C	0.04	無	無
025-047-013	元村	安家	松林	9996	c1	c2	C	0	無	無
025-047-014	松ヶ沢	安家	栗山	9996	a1	c2	B	1.11	無	無
025-047-015	松ヶ沢	安家	松ヶ沢	9996	a1	c2	B	1.03	無	無
025-047-016	大平	安家	高屋敷	9996	b1	a2	A	0.2	無	無
025-047-017	大平	安家	安家大平	9996	a1	a2	A	0.47	無	無
025-047-018	元村	安家	元村	618	b1	c2	C	0.41	無	無
025-047-019	高須賀	安家	高須賀	615	b1	c2	C	0.65	無	無
025-047-020	高須賀	安家	江川	9996	a1	c2	B	2.83	無	無
025-047-021	高須賀	安家	高須賀	592	a1	a2	A	0.6	無	無
025-047-022	高須賀	安家	高須賀	594	a1	c2	B	0.74	無	無
025-047-023	江川	安家	江川	599	b1	c2	C	1.69	無	無
025-047-024	江川	安家	江川	603	a1	c2	B	1.1	無	無
025-047-025	江川	安家	江川	9996	a1	c2	B	0.8	無	無
025-047-026	江川	安家	江川	9996	a1	c2	B	1.02	無	無
025-047-027	国境	小川	国境	332	b1	a2	A	0.43	有	無
025-047-028	国境	小川	沢川目	517	b1	a2	A	0.94	有	無
025-047-029	見内川	小川	雷峠	520	a1	a2	A	3.96	無	無

調査 番号	地区名	位置			崩壊土砂 流出危険度	被災 危険度	危険地区の 危険度判定	危険地 区 面積 (ha)	保安 林	治山 事業 進捗 状況
		小川	国境	332						
025-047-030	国境	小川	国境	332	c1	a2	B	0.98	無	無
025-047-031	国境	小川	国境	509	a1	c2	B	0.93	有	無
025-047-032	見内川	小川	落合	508	a1	b2	A	2.18	無	無
025-047-033	浅不動	小川	浅不動	526	a1	b2	A	1.55	無	無
025-047-034	浅不動	小川	浅不動	524	b1	a2	A	1.78	無	無
025-047-035	小松山	小川	大久保	537	a1	a2	A	0.92	無	無
025-047-036	浅不動	小川	大久保	535	a1	c2	B	2.76	有	一部概成
025-047-037	中沢	門	横道	543	b1	a2	A	0.18	無	無
025-047-038	名目入	門	名目入	544	a1	a2	A	0.62	無	無
025-047-039	中沢	門	横道	494	b1	a2	A	0.68	有	一部概成
025-047-040	救沢	門	救沢	550	a1	c2	B	1.62	無	一部概成
025-047-041	救沢	門	救沢	9996	b1	a2	A	2.32	無	無
025-047-042	救沢	門	救沢	544	a1	a2	A	0.34	無	一部概成
025-047-043	救沢	門	救沢	546	b1	b2	B	0.22	無	概成
025-047-044	救沢	門	救沢	546	c1	b2	C	0.04	無	概成
025-047-045	救沢	門	救沢	559	a1	b2	A	0.89	無	概成
025-047-046	石畑	小川	石畑	561	b1	a2	A	0.29	無	概成
025-047-047	石畑	小川	石畑	561	a1	a2	A	0.83	無	無
025-047-048	穴沢	小川	穴沢	564	a1	a2	A	0.37	無	無
025-047-049	穴沢	小川	穴沢	564	b1	b2	B	0.29	無	概成
025-047-050	褰綿	褰綿	泉沢	9996	a1	c2	B	0.7	無	一部概成
025-047-051	褰綿	褰綿	泉沢	571	a1	c2	B	2.09	無	無
025-047-052	一ツ苗代	小川	松石	578	b1	a2	A	0.25	無	無
025-047-053	三田貝	小川	三田貝	491	b1	a2	A	0.23	無	無
025-047-054	三田貝	小川	三田貝	402	b1	b2	B	1.73	無	無
025-047-055	南沢	小川	穴沢	480	a1	a2	A	0.65	無	概成
025-047-056	南沢	小川	穴沢	406	a1	c2	B	2.71	有	一部概成
025-047-057	田山	小川	穴沢	378	b1	b2	B	2.1	無	無
025-047-058	田山	小川	穴沢	448	a1	c2	B	1.22	無	無
025-047-059	一ツ苗代	小川	穴沢	384	a1	c2	B	0.86	無	無
025-047-060	一ツ苗代	小川	穴沢	393	a1	a2	A	2.08	有	無
025-047-061	権現	大川	釜津田	402	a1	b2	A	2.4	無	無
025-047-062	権現	大川	釜津田	403	b1	c2	C	6.73	有	一部概成
025-047-063	中居村	大川	釜津田	356	b1	a2	A	1.9	有	概成
025-047-064	滝の上	大川	釜津田	9996	a1	b2	A	2.24	無	無

調査 番号	地区名	位置			崩壊土砂 流出危険度	被災 危険度	危険地区の 危険度判定	危険地 区 面積 (ha)	保安 林	治山 事業 進捗 状況
		大川	釜津田	345						
025-047-065	唐地	大川	釜津田	345	b1	a2	A	0.6	有	無
025-047-066	中居村	大川	釜津田	9996	a1	a2	A	1.5	無	無
025-047-067	舘沢口	大川	釜津田	360	a1	b2	A	0.49	有	概成
025-047-068	舘沢口	大川	釜津田	359	a1	a2	A	1.3	有	一部概成
025-047-069	種倉	大川	釜津田	409	a1	b2	A	1.72	有	無
025-047-070	外山	大川	大川	312	a1	b2	A	0.78	無	無
025-047-071	外山	大川	外山	9996	c1	c2	C	1.79	有	概成
025-047-072	大広	大川	大広	377	a1	a2	A	1.42	有	概成
025-047-073	下町	大川	下町	382	b1	b2	B	0.65	無	無
025-047-074	日蔭	大川	大川	9996	a1	b2	A	1.83	無	無
025-047-075	日蔭	大川	大川	9996	a1	c2	B	1.22	無	無
025-047-076	日蔭	大川	大川	296	c1	a2	B	0.23	無	無
025-047-077	平井	大川	宇津野	9996	a1	b2	A	1.21	無	無
025-047-078	平井	大川	宇津野	280	a1	c2	B	0.84	有	無
025-047-079	平井	大川	平井	273	a1	c2	B	1.78	無	無
025-047-080	川代	大川	浅白	385	a1	c2	B	3.09	無	無
025-047-081	落合	岩泉	二升石	400	a1	c2	B	0.35	有	概成
025-047-082	大沢	浅内	大沢	105	a1	a2	A	0.98	無	無
025-047-083	大沢	浅内	大沢	270	a1	a2	A	1.41	無	無
025-047-084	本田	岩泉	新田	9996	a1	c2	B	0.6	無	無
025-047-085	本田	岩泉	新田	224	a1	c2	B	0.68	無	無
025-047-086	本田	岩泉	本田	213	a1	a2	A	0.81	無	無
025-047-087	二升石	岩泉	二升石	194	a1	c2	B	0.85	無	無
025-047-088	二升石	岩泉	二升石	193	a1	a2	A	1.59	無	一部概成
025-047-089	尼額	岩泉	尼額	213	b1	c2	C	1.74	有	一部概成
025-047-090	二升石	岩泉	二升石	198	c1	c2	C	0.04	無	無
025-047-091	上下町	岩泉	後山	202	a1	c2	B	5.59	無	一部概成
025-047-092	上下町	岩泉	岩泉	206	b1	a2	A	0.13	無	無
025-047-093	沢廻	岩泉	小屋敷	233	b1	a2	A	0.62	無	無
025-047-094	沢中	岩泉	下岩泉	234	c1	c2	C	2.65	無	無
025-047-095	沢中	岩泉	下岩泉	9996	c1	a2	B	1.26	有	無
025-047-096	下岩泉	岩泉	神滝	239	c1	c2	C	4.42	有	無
025-047-097	乙茂	岩泉	乙茂	241	b1	c2	C	1.36	有	無
025-047-098	乙茂	岩泉	乙茂	245	b1	b2	B	3.94	無	無
025-047-099	尼額	岩泉	尼額	137	a1	c2	B	1.14	有	無

調査 番号	地区名	位置			崩壊土砂 流出危険度	被災 危険度	危険地区の 危険度判定	危険地 区 面積 (ha)	保安 林	治山 事業 進捗 状況
		岩泉	尼額	181						
025-047-100	向町	岩泉	尼額	181	c1	b2	C	0.53	無	無
025-047-101	三本松 上の山	岩泉	大平	175	b1	c2	C	0.68	無	無
025-047-102	月出	岩泉	大平	177	b1	c2	C	0.49	無	無
025-047-103	月出	岩泉	山屋	180	a1	c2	B	1.61	無	無
025-047-104	下岩泉	岩泉	猿沢	169	b1	c2	C	0.55	無	概成
025-047-105	月出	岩泉	穴ノ沢	131	a1	a2	A	0.63	無	無
025-047-106	月出	岩泉	穴ノ沢	172	a1	a2	A	0.47	有	無
025-047-107	乙茂	岩泉	乙茂	171	a1	c2	B	2.21	無	概成
025-047-108	乙茂	岩泉	乙茂	161	b1	c2	C	0.97	有	無
025-047-109	猿沢	岩泉	猿沢	163	c1	a2	B	0.29	無	無
025-047-110	猿沢	岩泉	猿沢	144	c1	a2	B	0.57	無	無
025-047-111	猿沢	岩泉	猿沢	147	c1	a2	B	0.23	無	無
025-047-112	猿沢	岩泉	猿沢	150	b1	c2	C	1.73	無	無
025-047-113	褒野	褒野	褒野	252	a1	a2	A	1.42	有	概成
025-047-114	褒野	小本	褒野	29	b1	c2	C	1.94	有	一部 概成
025-047-115	岸	小本	中島	35	b1	c2	C	3.64	無	無
025-047-116	褒野	小本	日向	32	a1	a2	A	0.96	有	無
025-047-117	岸	小本	小本中里	32	c1	a2	B	0.32	有	概成
025-047-118	岸	小本	中島	32	b1	a2	A	0.85	有	概成
025-047-119	中島	小本	中島	37	c1	a2	B	0.35	有	無
025-047-120	中野	小本	小本中里	40	c1	a2	B	0.03	無	概成
025-047-121	中野	小本	小本	41	c1	c2	C	0.02	無	無
025-047-122	褒野	褒野	褒野	27	c1	a2	B	3.66	無	無
025-047-123	褒野	岩泉	中里	24	b1	c2	C	0.29	無	無
025-047-124	中里	岩泉	中里	15	b1	a2	A	0.42	無	無
025-047-125	豊岡	岩泉	中里	7	b1	c2	C	2.41	無	一部 概成
025-047-126	豊岡	小本	外川目	7	b1	a2	A	3.24	有	概成
025-047-127	豊岡	岩泉	阿津羅	7	c1	c2	C	2.03	有	無
025-047-128	卒郡	小本	中島	12	c1	c2	C	0.17	無	無
025-047-129	卒郡	小本	中島	12	a1	b2	A	0.55	無	一部 概成
025-047-130	小成	小本	小成	6	c1	a2	B	1.13	無	無
025-047-131	小本	小本	小本	10	b1	c2	C	0.68	無	無
025-047-132	小本	小本	小本	1	c1	c2	C	0.3	無	無
025-047-133	小本	小本	小本	1	b1	b2	B	0.19	無	無
025-047-134	高清水	有芸	高清水	173	a1	a2	A	0.76	有	無

調査 番号	地区名	位置			崩壊土砂 流出危険度	被災 危険度	危険地区の 危険度判定	危険地 区 面積 (ha)	保安 林	治山 事業 進捗 状況
		有芸	馬飼野	126						
025-047-135	下有芸	有芸	馬飼野	126	a1	b2	A	1.59	無	無
025-047-136	甲地	有芸	崩入	2700	b1	c2	C	0.98	有	一部概成
025-047-137	水堀	有芸	上有芸	108	c1	b2	C	0.94	無	無
025-047-138	松屋敷	有芸	松屋敷	93	b1	b2	B	1.97	有	無
025-047-139	皆の川	有芸	皆ノ川	76	b1	c2	C	1.32	無	無
025-047-140	皆の川	有芸	皆ノ川	73	b1	b2	B	0.77	無	無
025-047-141	上有芸	有芸	上有芸	118	a1	a2	A	1.47	無	一部概成
025-047-142	上有芸	有芸	平張	69	c1	a2	B	0.81	無	無
025-047-143	栃の木	有芸	栃の木	69	a1	a2	A	1.13	無	無
025-047-144	上中倉	有芸	上中倉	47	b1	a2	A	2.16	有	無
025-047-145	上中倉	有芸	上中倉	50	a1	c2	B	2.48	有	概成
025-047-146	救沢	門	救沢	543	a1	c2	B	0.5	有	一部概成
025-047-147	救沢	門	救沢	544	a1	c2	B	0.41	有	一部概成
025-047-148	救沢	門	救沢	544	b1	a2	A	0.15	無	一部概成
025-047-149	中沢	門	中瀬	495	c1	a2	B	0.48	有	概成
025-047-150	中沢	門	中瀬	494	b1	a2	A	0.78	有	概成
025-047-151	中沢	門	中瀬	494	b1	a2	A	0.31	有	一部概成
025-047-152	中沢	門	中瀬	494	c1	a2	B	0.08	有	一部概成
025-047-153	大沢	浅内	大沢	111	b1	b2	B	0.78	無	無
025-047-154	大渡	大川	大渡	269	b1	c2	C	0.17	有	一部概成
025-047-155	平井	大川	宇津野	281	c1	c2	C	0.08	有	無
025-047-156	寄部	大川	大家	9996	a1	c2	B	5.48	有	未成
025-047-157	見内川	岩泉	二升石	527	c1	c2	C	1.25	無	無
025-047-158	見内川	小川	見内川	504	b1	b2	B	1.11	有	一部概成
025-047-159	田茂宿	大川	有芸	43	c1	b2	C	0.41	有	概成
025-047-160	一ツ苗代	和田	松橋	195	c1	b2	C	0.51	無	無
025-047-161	二升石	二升石	下和野	193	c1	a2	B	1.02	無	無
025-047-162	種倉	釜津田	上種倉	363	a1	c2	B	2.16	無	無
025-047-163	尼額	尼額	追形	203	c1	a2	B	0.33	無	概成
025-047-164	尼額	尼額	合地	138	c1	c2	C	1.05	無	無
025-047-165	褰綿	褰綿	泉沢	565	c1	c2	C	0.12	有	一部概成
025-047-166	松橋	二升石	滝野	9996	b1	c2	C	6.14	有	概成
025-047-167	種倉	釜津田	下種倉	370	a1	c2	B	0.92	有	概成
025-047-168	田茂宿	有芸	下有芸	54	c1	a2	B	0.12	無	概成
025-047-169	乙茂	乙茂	三田市	248	c1	a2	B	0.07	無	無

調査 番号	地区名	位置			崩壊土砂 流出危険度	被災 危険度	危険地区の 危険度判定	危険地 区 面積 (ha)	保安 林	治山 事業 進捗 状況
025-047-170	乙茂	乙茂	乙茂	248	b1	a2	A	0.22	無	一部概 成

※1 危険度の順位 $c1 < b1 < a1$

※2 危険度判定の順位 $C < B < A$

■地すべり危険地区

調査 番号	地区名	位置			崩壊土砂 流出危険度	被災 危険度	危険地区の 危険度判定	危険地 区 面積 (ha)	保安 林	治山 事業 進捗 状況
025-047-001	小松山	門	中沢	531	a1	a2	A	28.07	有	概成
025-047-002	中居村	釜津田	釜沢	354	a1	c2	B	1.98	有	一部概 成

※1 危険度の順位 $c1 < b1 < a1$

※2 危険度判定の順位 $C < B < A$

資料14 砂防指定地一覧

(岩手県 令和4年12月31日現在)

No.	指定年月日	水系名	河川溪流名	支渓名	面積(h)
1	S 15. 7. 6	小本川	大川	種倉沢	2.3800
2	S 15. 7. 6	小本川	大川	沢口沢	3.0000
3	S 17. 9. 4	小本川	大川	釜沢	2.2300
4	S 36.12. 8	小本川	小本川	三田市川	4.7000
5	S 38. 9.14	摂待川	摂待川	摂待川	4.1000
6	S 40. 7.10	その他	小成川	小成川、境沢	2.2700
7	S 41. 8. 9	その他	小成川	茸沢	3.4000
8	S 44. 1.16	小本川	小本川	荷内川	10.2000
9	S 44. 1.16	小本川	大川	野津辺沢	16.8000
10	S 45.10. 6	小本川	大川	大沢	7.2000
11	S 47.11.16	小本川	小本川	中沢	3.7000
12	S 48.12. 7	小本川	小本川	見内川	4.5000
13	S 48.12. 7	小本川	小本川	田山沢、萩牛沢	3.2000
14	S 48.12. 7	小本川	小本川	泉沢	2.8000
15	S 50. 1.30	その他	小成川	小成川、オオカン沢	2.8000
16	S 50. 1.30	小本川	小本川	雷峠沢、鬼久保沢	5.0000
17	S 53. 4.17	小本川	小本川	才の神沢	5.2600
18	S 54. 3. 5	小本川	大川	野津辺沢	1.6500
19	S 56. 4.23	小本川	小本川	才の神沢、ヨッチノ沢	8.9700
20	S 57. 5.25	その他	小成川	小成川、オオカン沢	1.0200
21	S 58. 3.23	小本川	小本川	見内川	2.2100
22	S 58.12.15	小本川	大川	沢口沢	0.8000
23	S 58.12.15	その他	小成川	小成川	0.1100
24	S 58.12.15	小本川	小本川	鼠入川	2.2400
25	S 60. 9.18	小本川	大川	小焼巻沢	0.4600
26	S 62. 2.12	小本川	小本川	三田市川	12.0000
27	S 62.12. 5	小本川	小本川	三田貝沢	0.5400
28	S 63. 1.16	小本川	小本川	才の神沢	0.4000
29	S 63.11.18	小本川	小本川	堤ヶ沢	0.8500
30	H 1.10. 6	小本川	小本川	大石沢	3.5700
31	H 2.12.12	小本川	小本川	三田貝沢	24.5300
32	H 2.12.12	小本川	小本川	堤ヶ沢	27.9900
33	H 4. 2. 4	小本川	小本川	本銅沢	3.6500
34	H 4. 2. 4	小本川	小本川	長内沢	8.1600
35	H 4.12.25	小本川	小本川	三田貝沢	0.0700

No.	指定年月日	水系名	河川溪流名	支溪名	面積(h)
36	H 7. 2.13	小本川	小本川	石畑沢	2.0800
37	H 7. 2.13	小本川	小本川	山岸の沢	0.5000
38	H 8. 4. 9	小本川	小本川	長内沢	0.9900
39	H 8. 4. 9	小本川	小本川	山岸の沢(2)	0.4000
40	H11.3.17	小本川	小本川	乙茂の沢	0.9900
41	H12.5.10	小本川	小本川	本銅沢	0.3300
42	H14.5.29	小本川	小本川	堤ヶ沢	0.7400
43	H15.2.13	小本川	小本川	浅内の沢	0.2900
44	H16.10.5	小本川	小本川	浅内の沢	0.0644
45	H25.3.13	小本川	長内川	長内沢	0.0118
46	H26.3.24	小本川	小本川	国境の沢(4)	0.3631
47	H27.7.28	小本川	小本川	上町の沢2	0.9031
48	H28.11.16	小本川	小本川	沢川目の沢2	2.5864
49	H30.12.26	小本川	松橋川	松橋の沢(5)	0.9324
50	H30.12.26	小本川	小本川	大久保の沢	0.3210
51	H30.12.26	小本川	三田貝川	三田貝の沢(9)	0.4961
52	H30.12.26	小本川	三田貝川	三田貝の沢(7)	0.3554
53	H30.12.26	小本川	三田貝川	三田貝の沢(11)	0.2316
54	H30.12.26	小本川	大川	釜沢(2)	0.1997
55	H30.12.26	小本川	小本川	伏屋の沢	0.5046
56	H30.12.26	小本川	大川	唐地の沢(3)	0.3792
57	H30.12.26	小本川	大川	釜津田沢	0.2178
58	H30.12.26	小本川	小本川	上乙茂の沢(4)	0.8070
59	H30.12.26	安家川	安家川	大平の沢	0.4459
60	H31.4.10	小本川	小本川	国境の沢(4)	0.7381
61	R2.7.3	小本川	松橋川	松橋の沢(6)	1.5750
62	R2.7.3	小本川	松橋川	松橋川	2.9489
63	R2.7.3	小本川	大川	大沢(11)	0.6985
64	R2.7.3	小本川	小本川	上町の沢	0.6083
65	R2.8.3	小本川	大川	下町の沢(2)	0.3368
66	R2.8.3	小本川	大川	本町の沢	0.6140
67	R2.8.3	小本川	大川	大沢(7)	0.1556
68	R2.8.3	小本川	大川	大沢(6)	0.6035
69	R2.8.3	小本川	大川	大沢	0.2986
70	R2.8.3	小本川	大川	大沢(2)	0.5228
71	R2.8.3	小本川	大川	大沢(8)	0.9891
72	R3.1.21	安家川	安家川	松林の沢(4)	0.1568

No.	指定年月日	水系名	河川溪流名	支溪名	面積(h)
73	R3.1.21	小本川	三田貝川	南三田貝の沢(2)	0.7722
74	R3.3.5	安家川	安家川	松林の沢(新)	1.0619
75	R3.3.5	小本川	小本川	垂水の沢(3)	0.1684
76	R3.5.31	小本川	小本川	上町の沢2	0.0408
77	R3.5.31	小本川	小本川	本銅口の沢	2.9199
78	R4.8.10	小本川	小本川	上町の沢(追加指定)	0.0034
79	R4.8.10	小本川	大川	大沢(7)	0.0093
80	R4.11.25	小本川	大川	日蔭の沢(2)	0.4107
81	R4.11.25	小本川	小本川	下中野の沢2	0.2798
82	R4.12.14	小本川	大川	浅内の沢	0.3781

資料15 気象警報発表基準等

警報・注意報発表基準一覧表

令和4年5月26日現在
発表官署 盛岡地方気象台

岩泉町	府県予報区	岩手県			
	一次細分区域	沿岸北部			
	市町村等をまとめた地域	宮古地域			
警報	大雨 (浸水害)	表面雨量指数基準	13		
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	82		
	洪水	流域雨量指数基準	安家川流域=16, 年々沢流域=6.5, 折壁川流域=9.1, 小本川流域=42.2, 長内川流域=3.8, 鼠入川流域=13.8, 清水川流域=11.8, 宇津野沢流域=7.2, 大川流域=24.7, 松橋川流域=8.8, 撰待川流域=12.2, 小成川流域=8.3		
		複合基準*1	安家川流域=(6, 16), 年々沢流域=(6, 5.8), 折壁川流域=(6, 8.1), 小本川流域=(6, 37.9), 長内川流域=(6, 3.4), 鼠入川流域=(6, 12.4), 清水川流域=(6, 10.6), 宇津野沢流域=(6, 6.4), 大川流域=(6, 22.2), 松橋川流域=(6, 7.9)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風	平均風速	陸上	16m/s	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	16m/s 雪を伴う	
			海上	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ 30cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ 50cm	
	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	1.3m		
	注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
土壌雨量指数基準			53		
洪水		流域雨量指数基準	安家川流域=11.5, 年々沢流域=5.2, 折壁川流域=7.2, 小本川流域=21.1, 長内川流域=3, 鼠入川流域=11, 清水川流域=9.4, 宇津野沢流域=5.7, 大川流域=19.7, 松橋川流域=7, 撰待川流域=9.7, 小成川流域=6.6		
		複合基準*1	安家川流域=(6, 10.2), 年々沢流域=(6, 4.2), 折壁川流域=(6, 5.8), 小本川流域=(5, 12.6), 長内川流域=(6, 2.4), 鼠入川流域=(6, 8.8), 清水川流域=(5, 9.4), 宇津野沢流域=(6, 4.6), 大川流域=(6, 15.8), 松橋川流域=(5, 7), 小成川流域=(5, 6.6)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
強風		平均風速	陸上	10m/s	
			海上	15m/s	
風雪		平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う	

		海上	15m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	平野部	12 時間降雪の深さ 15cm
		山沿い	12 時間降雪の深さ 20cm
波浪	有義波高	3.0m	
高潮	潮位	0.9m	
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪	融雪により被害が予想される場合		
濃霧	視程	陸上	100m
		海上	500m
乾燥	①最小湿度 40%、実効湿度 65%、風速 7m/s 以上が 2 時間継続 ②最小湿度 35%、実効湿度 60%		
なだれ	①山沿いで 24 時間降雪の深さが 40cm 以上 ②積雪が 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上の日が継続		
低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が氷点下 6℃以下であって、最低気温が平年より 4℃以上低いとき ②最低気温が氷点下 6℃以下であって、最低気温が平年より 2℃以上低い日が数日続くとき		
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)		
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100mm	

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

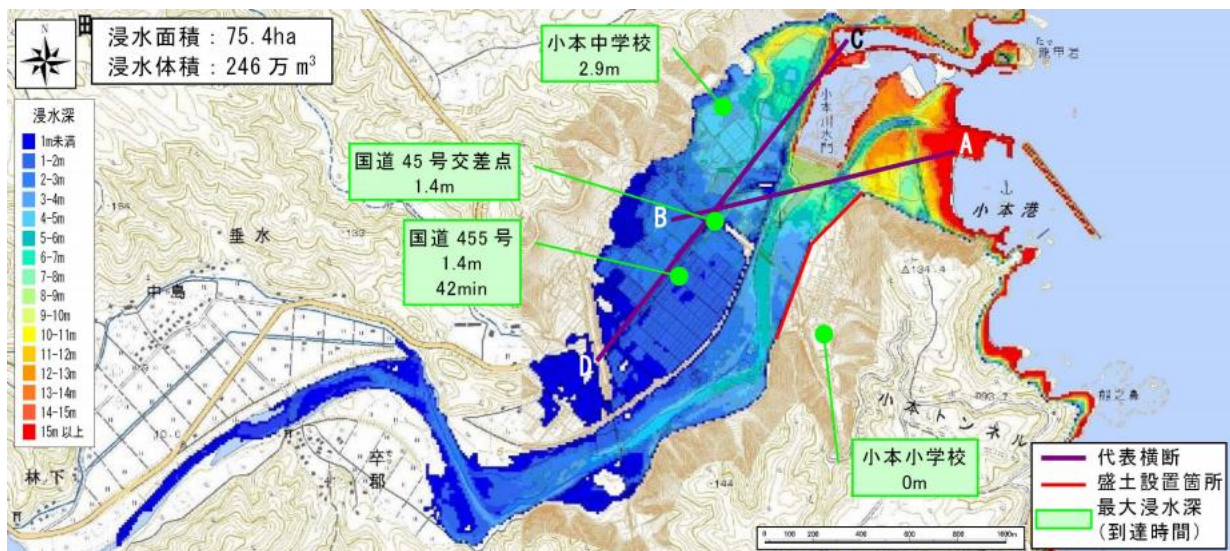
資料16 岩手県津波浸水シミュレーション(東日本大震災復興)

(資料：岩手県 平成 24 年 1 月 10 日公表)

以下の津波浸水シミュレーションは、海岸堤防等の復旧・整備が完了後に最大クラスの津波が来襲した場合に想定される浸水範囲及び最大の浸水深を示したものです。

■計算条件

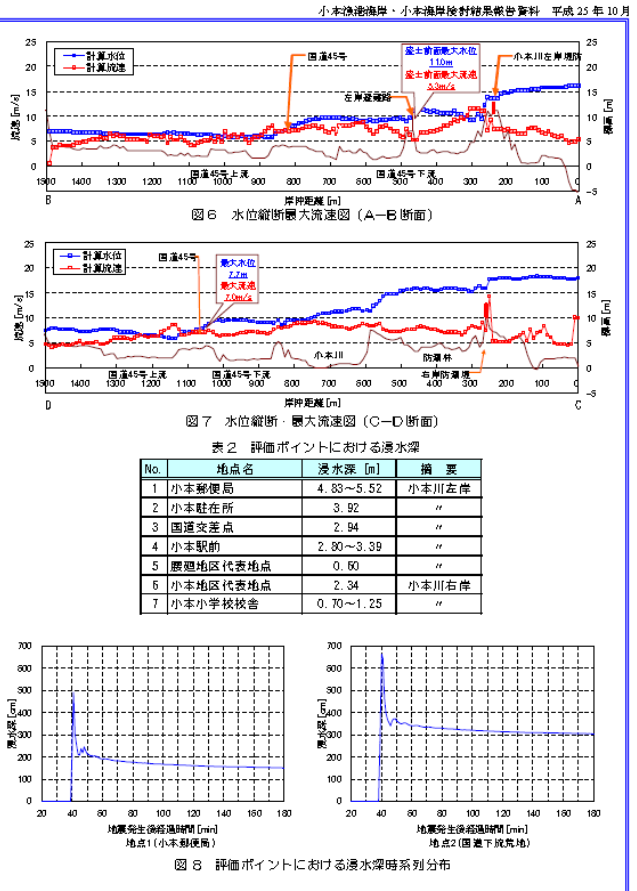
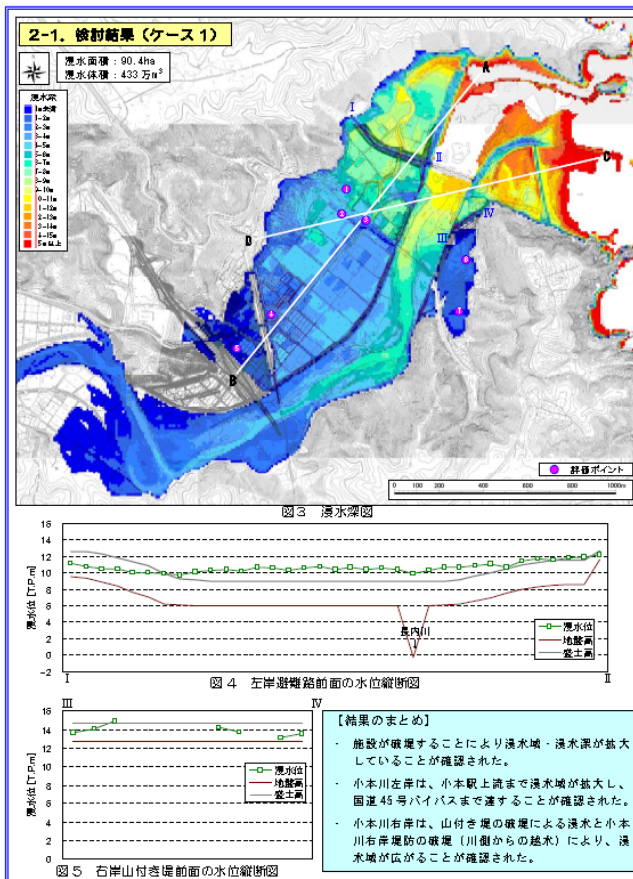
堤防高	海岸堤防及び水門：T.P.+12.69m 河川堤防(右岸)：山付け堤 T.P.+11.0 m 程度
最大クラスの津波	東日本大震災津波
地盤高	東日本大震災津波前の地盤高から東日本大震災による地盤沈下量(0.239m)を考慮した地形を基に、地震による地盤変位を考慮する
潮位	遡望平均満潮位 T.P.+0.71m
海岸堤防等の構造	最大クラスの津波による越流に対して決して壊れない構造ではないが、当シミュレーションでは、越流した場合でも壊れないという条件で計算を行っている。
まちづくりにおける盛土等	考慮しない



浸水面積	75ha
浸水体積	246万m ³

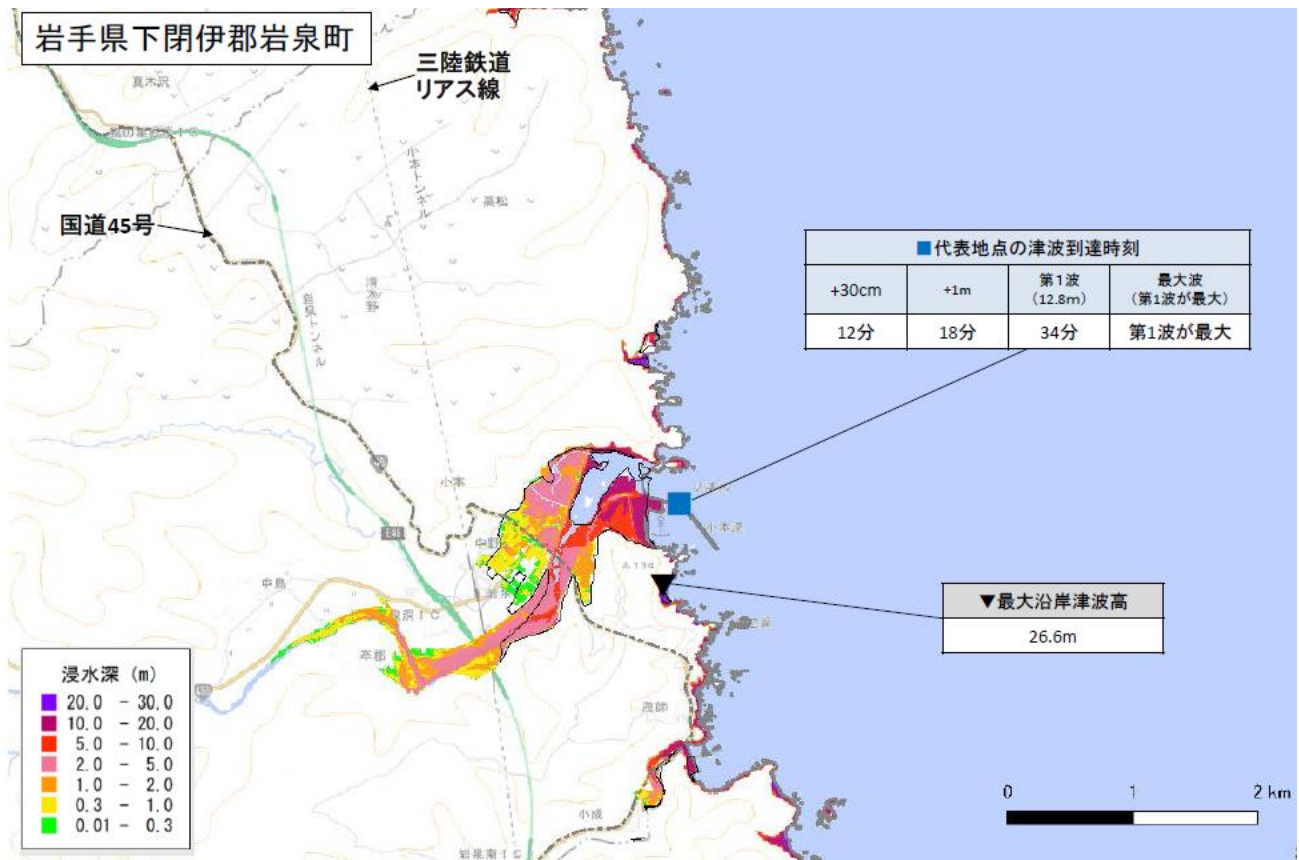
資料17 岩泉町津波浸水シミュレーション(東日本大震災復興計画)

(資料：岩手県 平成 25 年 10 月公表)



資料18 日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定

(資料：内閣府 令和2年9月11日公表)

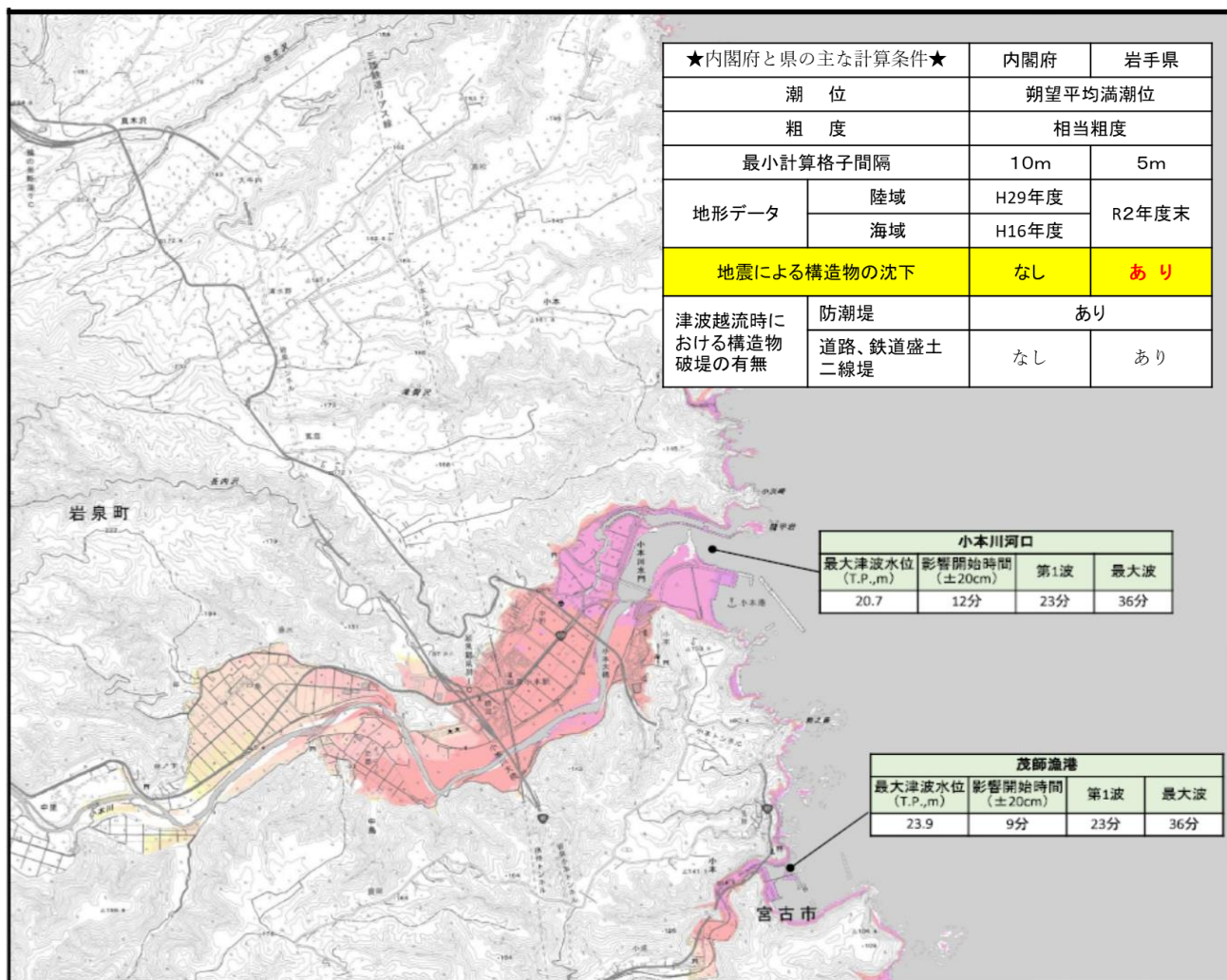


【留意事項】

- ・今回推計した津波高・浸水域は、広範囲の領域の全体を捉えた防災対策の参考とするために推計したものであり、必ずしも各地先において最大となる津波高・浸水域を示しているものではない。
- ・例えば、津波計算については便宜上最小 10m メッシュの計算格子で表現した地形データと堤防データによって構成したシミュレーションモデルを用いて計算しており、このような一定条件下における計算モデルによる推計結果であることに留意する必要がある（建物による津波の影響は粗度係数と呼ばれる摩擦係数に置き換えて計算している）。
- ・使用した地形や堤防データが作成された時期により、現状とは異なる場合があることに留意する必要がある。
- ・地震、津波は自然現象で、不確実性を伴うものであることから、今回推計した津波高・浸水域はある程度幅を持ったものであり、必ずしも今回の推計結果通りになるとは限らず、場合によっては、ここで示した時間よりも早く津波が到来したり、津波高が高くなったり、浸水範囲以外でも浸水する可能性があり得ることに注意が必要である。
- ・今回推計した津波高・浸水域は、避難を軸にした総合的な津波対策を検討するためのものである。
- ・津波高・浸水域は、被害想定を検討する過程において、改めて検証した結果、修正されることがある。

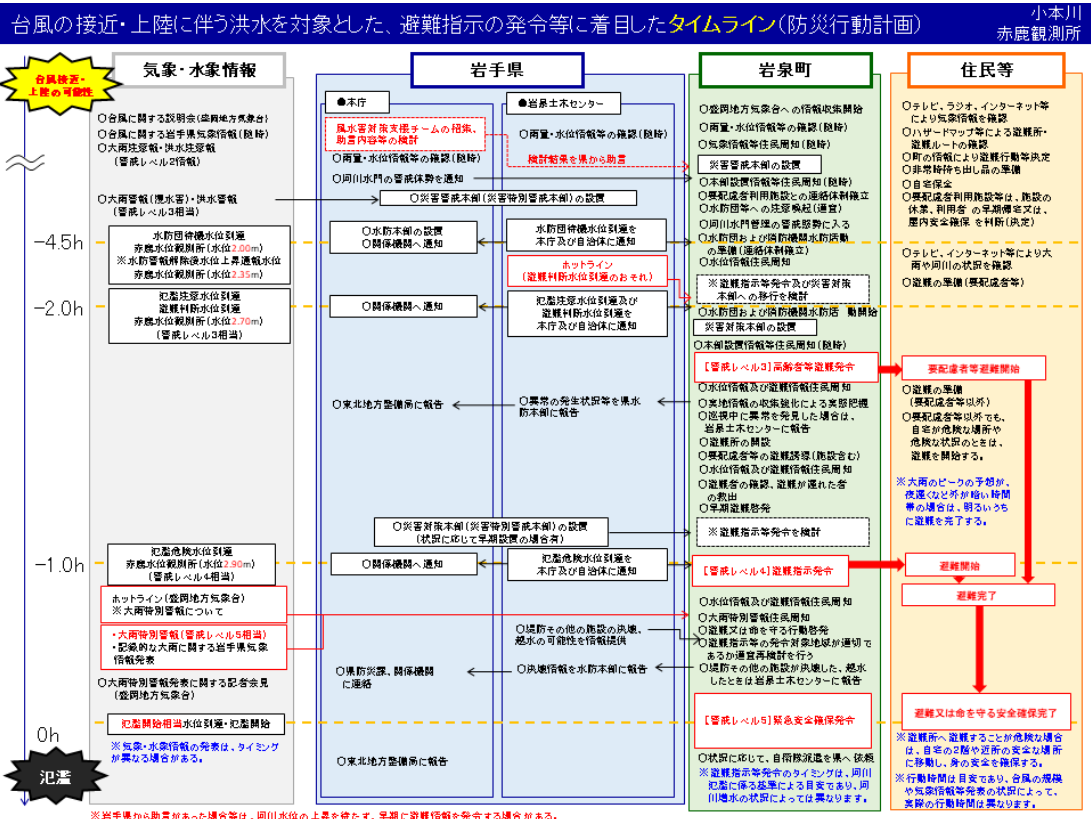
資料19 最大クラスの津波を包括した津波浸水想定

(資料：岩手県 令和4年3月29日公表)

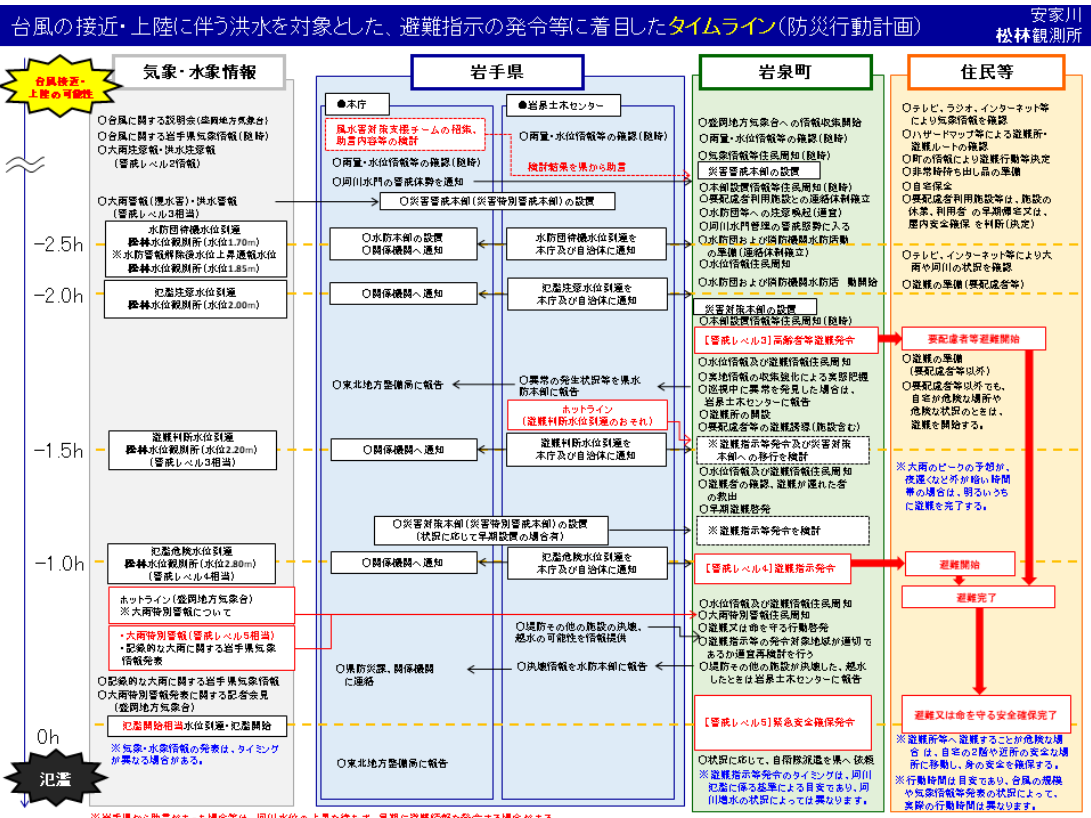


資料20 避難指示等の発令に着目したタイムライン(防災行動計画)

1 小本川



2 安家川



避難情報の発令基準

平成26年 7月18日策定
平成26年 8月 1日適用
令和 2年 3月 9日改定
令和 3年 6月 3日改定
令和 4年 3月 3日改定
令和 4年 4月 1日改定

I 目的

国では、平成 17 年 3 月に「避難勧告等の判断・伝達のマニュアル作成ガイドライン」を策定した。その後、平成 17 年 9 月土砂災害警戒情報の運用開始、平成 18 年 9 月指定河川洪水予報見直し、平成 23 年 3 月東日本大震災発生、平成 25 年 6 月災害対策基本法^{注1}の改正（住民の円滑かつ安全な避難の確保に関する事項等）、平成 25 年 8 月の特別警報の運用開始などの背景を受け、平成 26 年 4 月に当該ガイドラインの全面改定を行い、平成 28 年台風第 10 号の教訓等を踏まえ、平成 29 年 1 月に「避難勧告等に関するガイドライン」に名称変更し、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確化するために、避難情報の名称変更などの改定を行った。

さらに、「令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」の提言を踏まえ、令和 3 年 5 月災害対策基本法の改正が行われ新たな避難情報が施行され、避難情報に関するガイドラインが新たに策定された。

町は、新たな国のガイドラインに基づき、現在定めている津波災害における避難勧告等の判断基準を見直し、そのほかの災害における避難勧告等の判断基準を新たに策定し、発令のための指標を示し、自らの判断のための参照基準とするとともに、町民自らが災害時のリスクをあらかじめ把握し、自らの命を守るための行動のきっかけづくりとするため、「避難情報の発令基準^{注2}」を策定する。

注 1：災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「災対法」という。）

注 2：岩泉町地域防災計画本編 第 3 章 災害応急対策計画 第 14 節 避難・救助計画 第 3 実施要領 1 避難勧告等（2）避難勧告等の基準及び報告 アに規定する「避難勧告等の基準」※7月改訂予定

II 定義

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

「高齢者等避難」は、災対法第 56 条第 2 項を根拠規定としており、町長が、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとしている。この規定に基づき、町長は警戒レベル 3 高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促すこととなる。

「避難指示」は、災対法第 60 条第 1 項を根拠規定としており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示することができる。この規定に基づき、町長は警

戒レベル4避難指示を発令し危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求めることとなる。

「緊急安全確保」は、災対法第60条第3項を根拠規定としており、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（すなわち、「切迫」している状況）において、町長は、指定緊急避難場所等への「立退き避難」をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、緊急安全確保を指示することができる。この規定に基づき、町長は警戒レベル5緊急安全確保を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求めることとなる。

2 避難行動

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とし、次の全ての行動を避難行動とする。

- ① 指定避難場所への移動
- ② 自宅等から移動しての安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）
- ③ 近隣の高い建物等への移動
- ④ 建物内の安全な場所での退避

上記避難行動のうち、①～③の行動は「立退き避難」と呼び、④の行動は「屋内安全確保」と呼ぶこととする。また、急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を「緊急安全確保」という。

3 緊急避難場所と避難所

「緊急避難場所」とは、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所をいう。「避難所」とは、災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所をいう。

町が指定する緊急避難場所及び避難所は、町地域防災計画 資料編「指定緊急避難場所・指定避難所」のとおりとする。

IV 避難情報の発令基準

1 津波災害

1) 立退き避難が必要な災害の事象

- ① 津波による浸水が予想される場合
- ② 津波により浸水しないものの、沿岸部や沿岸近くの海中・海面において強い流れが予想される場合

2) 判断基準情報

気象庁から発表される津波警報等の種類（図表1）を判断基準とする。

ただし、遠地地震に伴う津波及び海外での大規模な噴火の発生等を起因とする津波が予報される場合の発令時刻は、図表1の種類ごとに津波警報等が発表される時刻又は到達予想時刻を基準として、それより前の時刻で決定する。

図表1 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

3) 避難対象地域及び避難情報の発令基準

別表1のとおり

4) 避難指示の縮小

津波警報が発表になった場合で、小本川河川水門が閉鎖となり、地震動等によって津波防護施設（水門、陸閘及び防潮堤等）が崩壊せずに有効的に機能している場合にあっては、避難指示の範囲を縮小するものとする。

ただし、津波警報が発表されている間は、情報に注意するように十分に周知することとする。

5) 避難指示の解除

避難指示の解除については、当該地域の大津波警報、津波警報、津波注意報が全て解除された段階を基本として、解除するものとする。

浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等が全て解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

6) 海外での大規模な噴火の発生等を起因とする津波の注意点

海外での大規模な噴火の発生等を起因とする津波は、地震に起因するもの以外は、国内での潮位観測において津波に関する情報を発表することから、津波がすでに到達していることに注意する。

2 水害（河川の氾濫・浸水の被害）の避難情報

1) 立退き避難が必要な災害の事象

- ① 比較的大きな河川において、堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらす場合
- ② 山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより、川岸の家屋の流失をもたらす場合
- ③ 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物でさらに浸水の深さがこれを上回ることにより、屋内安全確保では、身体に危険が及ぶ可能性のある場合
- ④ 浸水により、地下、半地下に氾濫した水が流入する場合
- ⑤ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続する場合

○ 立退き避難の対象とならない事象

- ・ 短時間で局地的な大雨
⇒ 下水道や側溝が溢れ、浸水する場合もあるが、局所的に浸水している箇所に近づかなければ、命を脅かす危険性はない。
- ・ 中小河川の氾濫で浸水の深さが浅い地域
⇒ 屋内安全確保で命を脅かす危険性がない。
- ・ 浸水の深さが浅い内水
⇒ 屋内安全確保で命を脅かす危険性がほとんどない。

2) 判断基準情報

- ① 避難判断水位・氾濫危険水位到達情報（県水位周知河川）
 - …小本川（赤鹿水位観測所）
 - …安家川（松林水位観測所）
- ② 実地水位（県設置水位計、危機管理型水位計）
- ③ 大雨警報（浸水害）・大雨特別警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）、大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）
- ④ 洪水警報、洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）
- ⑤ 記録的短時間大雨情報
- ⑥ 実地雨量（アメダス、県設置雨量計、町設置雨量計）
- ⑦ 消防団等からの異常を知らせる情報
- ⑧ 住民自らの通報

3) 避難情報の発令基準

別表2のとおり

4) 避難情報の解除

避難情報の解除については、河川の氾濫の恐れがなくなった段階を基本として、解除するものとする。

3 土砂災害の避難情報

1) 立退き避難が必要な災害の事象

- ① 背後に急傾斜地があり、降雨により崩壊のおそれがある場合
- ② 土石流が発生し、被害が予想される場合
- ③ 地すべりが発生し、被害が予想される場合

2) 対象地域

土砂災害防止法に基づき指定された「土砂災害警戒区域」は、同法により、土砂災害警戒区域毎に、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒避難体制に関する事項について、地域防災計画に定めることとなっており、避難情報の対象範囲は、土砂災害警戒区域が基本となっているが、孤立の防止の観点から地区自主防災協議会単位を基本として発令し、3) 判断基準情報を参酌してその範囲を限定していく。

① 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき地域

② 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

3) 判断基準情報

- ① 大雨警報（土砂災害）・大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害、土砂災害）、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）
- ② 土砂災害警戒情報
- ③ 記録的短時間大雨情報
- ④ 土砂災害警戒判定メッシュ情報
- ⑤ 県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報
- ⑦ 消防団等からの異常を知らせる情報
- ⑧ 住民自らの通報

4) 避難情報の発令基準

別表3のとおり

5) 避難情報の解除

避難情報の解除については、当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として、解除するものとする。ただし、土砂災害が発生した場合には、慎重に解除の判断を行う。

4 高潮災害の避難情報

高潮時に波浪等が海岸堤防等を越えるなどにより、家屋等に直撃する地域及び浸水する地域がないことから、海岸線及び防潮堤、小本水門より海側に警戒を促すのみとし、避難情報の発令基準は事前には定めないこととする。ただし、小本浜漁業協同組合、消防団等から異常を知らせる情報があった場合においては、1 津波災害に準じて避難情報の発令を行うこととする。

別表 1

区 分	津波注意報	津波警報 ・ 大津波警報
基本の想定範囲	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、観光客等を念頭に海岸堤防等より海側の地域を対象とする。	発生頻度は極めて低いが、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2津波）により浸水が想定される地域を対象とする。
発令内容	避難指示 「海岸堤防より海側」	避難指示 「津波浸水想定区域」
対象行政区区域		
小 成	—	津波浸水想定区域 ^{注1}
茂 師	海岸線（茂師漁港含む）	津波浸水想定区域
小 本	防潮堤、小本水門より海側	津波浸水想定区域
中 野	防潮堤、小本水門より海側	津波浸水想定区域
岸	—	津波浸水想定区域
中 島	—	津波浸水想定区域
卒 郡	—	津波浸水想定区域
中 里	—	津波浸水想定区域

注1) 浸水想定区域は、「津波防災地域づくりに関する法律」において、岩手県が公表した「津波浸水想定区域」とする。

注2) 自らの場所が危険と判断される場合は、直ちに避難行動を起こすこと。

注3) 遠地地震の場合は、津波警報発表時刻前に「高齢者等避難」を発令する場合がある。

図1 最大津波による浸水想定区域 略

別表2

水害（河川の氾濫）に係る避難情報の発令基準

区 分	水位周知河川 (小本川、安家川)	その他河川
警戒レベル3 高齢者等避難	<p>1～4のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>1 小本川、安家川の基準水位観測所（赤鹿、松林）の水位が避難判断水位に到達し、さらに、水位上昇が見込まれる次のいずれかの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域で時間雨量40mm以上の降雨が予想される場合又は雨量観測所の実況雨量が時間40mm以上の場合 ・小本川、安家川の洪水警報の危険度分布が「警戒（赤）」以上である場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準（基準Ⅱ単独）で洪水警報基準に到達する場合） ・流域の水位観測計に急激な上昇が見られる場合 <p>2 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>3 堤防等から漏水が発見された場合</p> <p>4 その他消防団等からの異常を知らせる情報があった場合</p>	<p>つぎのいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>1 流域雨量指数基準河川で洪水警報の危険度分布が「警戒」以上である場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準（基準Ⅱ単独）で洪水警報基準に到達する場合）で、さらに3時間以内に基準Ⅲに到達する恐れがある場合</p> <p>2 左記2、4と同じ</p>
警戒レベル4 避難指示	<p>1～6のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令するものとする。</p> <p>1 小本川、安家川の基準水位観測所（赤鹿、松林）の水位が氾濫危険水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれる次のいずれかの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域で3時間雨量80mm以上の降雨が予想される場合又は雨量観測所の実況雨量が3時間80mm以上の場合 ・小本川、安家川の洪水警報の危険度分布が「危険（紫）」以上の場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準（基準Ⅱ単独）を大きく超過する場合） <p>2 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>3 岩手県気象情報等において、事前に沿岸北部で日雨量300mmを超える降雨が予想される場合</p> <p>4 堤防等から異常な漏水が発見された場合</p> <p>5 その他消防団等からの異常を知らせる情報があった場合</p> <p>6 住民等から広域に被害の情報があった場合</p>	<p>つぎのいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令するものとする。</p> <p>1 流域雨量指数基準河川で洪水警報の危険度分布が「危険（紫）」以上の場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準（基準Ⅱ単独）を大きく超過する場合）</p> <p>2 左記3～6と同じ</p>
警戒レベル5 緊急安全確保 (切迫状況)	<p>1～3のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5 緊急安全確保を発令するものとする。</p> <p>1 越水・溢水のおそれのある場合</p>	左記と同じ

	<p>2 異常な漏水の進行や亀裂・地すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3 その他消防団等からの異常を知らせる情報があった場合</p>		
警戒レベル5 緊急安全確保 (災害発生)	決壊や越流が発生した場合等の既に災害が発生している状況で、上記切迫した状況で警戒レベル5緊急安全確保の発令をできなかった場合は、直ちに発令するものとする。	左記と同じ	
備考	■雨量観測所及び水位観測所		
	河川	雨量観測所	水位観測所
	小本川	国：アメダス（岩泉・小本） 県：岩泉、山岸 町：国境、小川支所、 地域整備課、小本支所	国：ふれあい橋 県：穴沢、赤鹿
	安家川	県：鈴峠 町：坂本、安家支所	県：松林
	三田貝川	町：権現	
	大川	県：種倉 町：櫃取、外椀、大川支所	国：唐地橋、館1号橋 県：下町
	長内川		県：新長内橋
	清水川		国：神成橋
	猿沢川	町：有芸支所	
	撰待川	町：栃の木	

別表 3

土砂災害に係る避難情報の発令基準

区 分	判断基準
警戒レベル3 高齢者等避難	<p>1～3のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大雨警報（土砂災害）の危険度分布が「警戒（赤）」かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の観測値又は予報値が「非情に危険（うす紫）」となり「極めて危険（濃い紫）」となる恐れがある場合 2 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 3 その他消防団等から異常を知らせる情報があった場合
警戒レベル4 避難指示	<p>1～4のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大雨警報（土砂災害）の危険度分布が「危険（紫）」かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の観測値又は予報値が「極めて危険（濃い紫）」となる場合で、3時間雨量予測80mmが予測される場合 2 警戒レベル4 日避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 3 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 4 その他消防団及び住民等から異常を知らせる情報があった場合
警戒レベル5 緊急安全確保 （切迫状況）	<p>1～4のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5 緊急安全確保を発令するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大雨警報（土砂災害）の危険度分布が「災害切迫（黒）」となり、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 2 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 3 その他消防団及び住民等から異常を知らせる情報があった場合 4 避難指示による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民に促す必要がある場合
警戒レベル5 緊急安全確保 （災害発生）	<p>土砂災害が発生した場合等の既に災害が発生している状況で、上記切迫した状況で警戒レベル5 緊急安全確保の発令をできなかった場合は、直ちに発令するものとする。</p>

資料22 避難路の指定について

避難路の指定について

(平成 31 年 3 月 1 日現在)

No.	区 間	延 長	幅 員	管理	緊急避難場所
1	小本山付堤防 ～小本川右岸堤防 ～国道45号	200m	3.5m	県	小本トンネル前広場
2	小本川水門 ～小本川左岸堤防 ～国道45号	350m	3.5m	県	小本トンネル前広場

資料23 指定緊急避難場所・指定避難所

(令和5年3月16日現在)

番号	施設・場所名	住所	避難所	一次開設	指定緊急避難場所(対象災害)									
					洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水	火山	国民保護	
1	松橋地区生涯学習会館	二升石字日蔭55番地2									●			
2	旧二升石小学校	二升石字大根13番地	1	○	●	●		●			●			●
3	二升石多目的集会施設	二升石字坂の下10番地5	2		●						●			
4	尼額公民館	尼額字山崎2番地3	3		●	●		●			●			
5	岩泉基幹集落センター	岩泉字天間17番地7	4					●			●			●
6	岩泉町立岩泉小学校	岩泉字和川原4番地2	5		●			●			●			●
7	雲岩寺	岩泉字村木16番地1			●	●					●			
8	龍ちゃんドーム	岩泉字中野8番2	6		●	●		●			●			●
9	岩泉町 B&G 海洋センター	岩泉字中家55番地1	7					●			●			●
10	岩泉町民会館・町立図書館	岩泉字松橋21番地1	8	◎	●	●		●	●		●			●
11	岩泉町立岩泉中学校	岩泉字一ツ石4番地	9	◎	●	●		●			●			●
12	老人福祉センター	岩泉字三本松52番地1			●	●		●			●			
13	いわいずみこども園	岩泉字三本松7番地6	10		●	●		●			●			
14	下岩泉公民館	岩泉字新町37番地	11		●	●		●			●			
15	月出森山公民館	岩泉字山屋1番2	12		●	●		●			●			
16	鼠入自治会館	鼠入字中鼠入43番地2			●			●			●			
17	乙茂公民館	乙茂字和乙茂10番地24						●			●			
18	猿沢公民館	猿沢字林の下14番地7			●			●			●			
19	国境公民館	門字国境28番地2						●			●			
20	旧国見小学校	門字雷峠44番地25	13	○				●			●			●
21	見内川公民館	門字見内川100番地	14		●	●					●			
22	横道公民館	門字中瀬10番地2	15		●	●		●			●			
23	旧中沢小学校	門字横道53番地2	16	○				●			●			●
24	中沢公民館	門字横道48番地	17								●			
25	小川生活改善センター	門字町66番地1	18	◎	●	●		●			●			●
26	岩泉町立小川小学校	門字町32番地3	19	○	●	●		●			●			●
27	岩泉町立小川中学校	門字町向39番地	20					●			●			●
28	小川屋内多目的運動場	門字町向31番地1	21		●			●			●			●

番号	施設・場所名	住所	避難所	一次開設	指定緊急避難場所(対象災害)									
					洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水	火山	国民保護	
29	不昧庵	門字町107番地			●	●								
30	旧小川小学校	袈綿字関屋57番地1	22	○	●			●		●				●
31	老人憩の家栢白荘	袈綿字本町66番地			●					●				
32	洞岩寺	袈綿字本町63番地			●									
33	穴沢多目的集会施設	穴沢字道の下75番地1								●				
34	一ツ苗代自治会館	袈綿字馬立52番地						●		●				
35	権現岩谷地区交流センター	釜津田字権現7番地1	23		●	●				●				
36	三田貝公民館	門字三田貝47番地2	24	○	●	●		●		●				
37	旧浅内小学校	浅内字上野82番地	25	○	●			●		●				●
38	浅内多目的集会施設	浅内字上糸坪48番地1	26		●					●				
39	大川基幹集落センター	大川字下町117番4	27	◎	●			●		●				●
40	旧大川小学校	大川字下町112番地	28		●			●		●				●
41	大川寺	大川字日蔭道の上114番地			●									
42	大川地区総合交流センター	大川字下町65番地1	29	○	●	●		●		●				●
43	岩泉町立釜津田小学校	釜津田字沢口37番地	30	◎	●	●		●		●				●
44	釜津田総合コミュニティーセンター	釜津田字沢口36-2						●		●				
45	旧釜津田中学校	釜津田字上種倉27番地6	31	○	●	●		●		●				●
46	唐地公民館	釜津田字唐地24番地2	32	○	●	●				●				
47	小成津波防災センター	小本字小成133番地2	33		●		●	●	●	●				
48	外川目公民館	中島字外川目86番地	34		●	●				●				
49	茂師生活改善センター	小本字本茂師92番地	35					●		●				
50	小本生活改善センター	小本字家の向52番地1	36 津波不可					●		●				●
51	宗得寺	小本字小本 21 番地イ								●				
52	中野交流館	小本字鉦244番地			●			●		●				
53	小本津波防災センター(津波避難ビル)	小本字南中野239番地1	37 津波不可	◎	●	●	●	●	●	●	●			
54	岩泉町立小本小・中学校(津波避難ビル)	小本字南中野145番地	38	◎	●	●	●	●	●	●	●			
55	中島地区多目的集会施設	中島字中島62番地								●				

番号	施設・場所名	住所	避難所	一次開設	指定緊急避難場所(対象災害)								
					洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水	火山	国民保護
56	中里公民館	中里字下中里12番地1	39					●	●	●			
57	褰野公民館	褰野字赤鹿11番地1								●			
58	茂師消防屯所付近	小本字茂師1番付近							●				
59	宗得寺裏山付近	小本字小本21番付近							●				
60	小本トンネル前広場(避難施設)	小本字内の沢79番148付近							●				
61	中野坂東側高台	小本字中野10番12付近							●				
62	NTT小本交換所北側高台	小本字上中野31番3付近							●				
63	小本小・中学校脇高台	中島字長内53番32付近							●				
64	中島・八坂神社付近	中島字中島115番54付近							●				
65	岸公民館付近	中里字岸11付近							●				
66	卒郡ポンプ場	中島字卒郡57付近							●				
67	卒郡公民館奥高台	中島字卒郡21付近							●				
68	道の駅いわいずみ駐車場	乙茂字乙茂90番1付近							●				
69	小本小学校旧大牛内分校	小本字大牛内318番地1	40		●	●		●	●	●			●
70	坂本地区集会施設	安家字大坂本15番地2	41		●					●			●
71	旧大平小中学校	安家字大平115番地2	42	◎	●	●		●		●			●
72	松ヶ沢公民館	安家字松ヶ沢249番地2	43	○	●					●			
73	安家地区総合交流センター	安家字日蔭66番地	44	◎	●	●		●		●			●
74	岩泉町立安家小学校	安家字松林 157 番地 2	45					●		●			●
75	安家寺	安家字松林127番地			●					●			
76	江川公民館	安家字高須賀39番地3	46		●	●		●		●			
77	農業体験交流施設	上有芸字向平75番地	47		●	●				●			●
78	有芸生活改善センター	上有芸字猿ヶ淵5番地4	48	◎	●	●		●		●			●
79	岩泉町立有芸小学校	上有芸字運名根27番地21	49		●			●		●			●
80	栃の木皆の川ふれあいセンター	下有芸字千足6番地1	50		●	●		●		●			
81	肘葛地区生涯学習センター	下有芸字肘葛11番地	51		●					●			

※一次開設欄は、「◎」=職員配置避難所、「○」=自治会等への開設運営依頼避難所。

資料24 災害危険区域内要配慮者利用施設一覧

令和5年3月16日現在

No.	施設名	所在地	施設区分	災害危険		
				土砂	浸水	津波
1	小川診療所	門字町 66-1	医療	—	◎	—
2	大川診療所	大川字下町 65-1	医療	◎	—	—
3	釜津田診療所	釜津田字沢口 36-1	医療	△	—	—
4	小本診療所	小本字南中野 239-1	医療	—	○	○
5	安家診療所	安家字日蔭 66	医療	—	◎	—
6	グループホームいわいずみ	尼額字下坪 51-8	福祉	—	◎	—
7	介護老人保健施設 ふれんどりー岩泉	乙茂上 9-12	福祉	△	○	—
8	いきいきホームこがわ	門字町向 32-1	福祉	—	◎	—
9	デイサービスセンター すずらん	浅内字下栗畑 80-6	福祉	◎	—	—
10	大川デイサービスセンター	大川字下町 65-1	福祉	◎	—	—
11	あお空グループホーム小本	小本字南中野 285	福祉	△	○	○
12	小規模多機能センターあお空	小本字南中野 289	福祉	△	○	○
13	こがわこども園	門字町 32-6	保育	—	○	—
14	おもとこども園	中島字長内 212-1	保育	—	○	○
15	いわいずみ放課後児童クラブ	岩泉字和川原 19	支援	△	—	—
16	おもと放課後児童クラブ	中島字長内 212-1	支援	—	○	○
17	こがわ放課後児童クラブ	門字町 66-1	支援	—	○	—
18	岩泉小学校	岩泉字和川原 4-2	学校	△	—	—
19	釜津田小学校	釜津田字沢口 37	学校	●△	—	—
20	小川小学校	門字町 32-3	学校	—	○	—
21	有芸小学校	上有芸字運名根 3-4	学校	△	—	—
22	小川中学校	門字町向 39-1	学校	—	○	—
23	小本小・中学校	小本字南中野 145	学校	—	○	○

(注1) 「土砂」欄の記号は、次の危険箇所・区域にかかることを示す。

◎：土砂災害警戒区域（急傾斜）、●：土砂災害警特別警戒区域（急傾斜）

△：土砂災害警戒区域（土石流）、▲：土砂災害警特別警戒区域（土石流）

○：急傾斜崩壊危険区域、◇：土石流危険渓流

(注2) 「浸水」欄の記号は、次の危険箇所・区域にかかることを示す。

◎：最大想定洪水浸水区域。○：計画想定洪水浸水区域

(注3) 「津波」欄の記号は、最悪な条件下で発生した最大の津波による浸水区域にかかることを示す。

資料25 町内危険物施設一覧表

(令和5年3月1日現在)

地区	施設名	電話	給油取扱所	一般取扱所	屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	自家用給油取扱所	移動タンク貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	ミニローリー
岩泉	(有)サカモト給油所	22-3255	1					3			1
	(株)協栄商会	22-2564	1	1				1		1	2
	泉金商事(株)	22-3220	1	1				6		2	2
	岩泉合同庁舎	22-3116								1	
	岩泉土木事務所 (ロードヒーティング)	22-4212								1	
	岩泉高等学校	22-2721								1	
	ホテル龍泉洞愛山	22-4111								2	
	岩泉自動車運輸(株)	22-2365					1				
	済生会岩泉病院	22-2151								1	
	百楽苑	22-4511								1	
	岩泉産業開発(株) ミネラルハウス	22-5177								1	
	龍泉洞温泉ホテル	22-4141								1	
	岩泉小学校	22-2739		1							
	岩泉警察署	31-0110		1							
	ふれんどりー岩泉	22-5100								1	
	岩泉乳業(株)本社工場	22-3800							1		
岩泉乳業(株)第2工場	22-3009							1			
清水畑商事(株)	22-4412	1		1			1			1	
安家	嘉村商店	24-2332	1					1			
大川	赤坂商店	26-2318	1					2			1

地区	施設名	電話	給油取扱所	一般取扱所	屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	自家用給油取扱所	移動タンク貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	ミニローリー	船舶給油取扱所
小川	皆川石油(有)	25-5623	1	2				5	1	1		
	(有)前野商店	25-5454	1		1						1	
	中村運送(有)	25-4181	1					1			2	
	小野新建設(株)	25-5228					2			2		
	カメイ(株)岩泉営業所	25-4694									1	
小本	竹花石油	28-2051	1	1						1	1	
	岩手アライ(株)	28-2332			2				1			
	小本浜漁業協同組合	28-2125			1		1		1			1
	清水川クリーニング小本工場	32-3077							1			
	小本運送(有)	28-2836					1					
	三陸資材(株)	0193-62-5757		1		1						
	小野新建設(株)小本工場	38-1077					1					

資料26 防火対象物(消防法第8条)

(令和5年3月1日 資料：消防防災課)

業 態 別			
(1)	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場	1
	ロ	公会堂・集会場	25
(2)	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブその他これらに類するもの	1
	ロ	遊戯場・ダンスホール	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗	
(3)	イ	待合・料理店その他これらに類するもの	2
	ロ	飲食店	
(4)		百貨店・マーケットその他の物品販売業を営む店舗・展示場	14
(5)	イ	旅館・ホテル・宿泊所その他これらに類するもの	10
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	28
(6)	イ	病院・診療所・助産所	3
	ロ	老人短期入居施設・重症心身障害児施設等	6
	ハ	老人デイサービスセンター・児童養護施設等	13
	ニ	幼稚園・特殊支援学校	
(7)		小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・大学・各種学校	9
(8)		図書館・博物館・美術館その他これらに類するもの	3
(9)	イ	蒸気浴場・熱気浴場	
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
(10)		車両の停車場・船舶又は航空機の発着場	
(11)		神社・寺院・教会その他これらに類するもの	8
(12)	イ	工場・作業所	53
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	
(13)	イ	自動車車庫・駐車場	8
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
(14)	イ	倉庫	29
(15)	ロ	前号に該当しない事業場	77
(16)	イ	(1)～(4)、(5)イ、(6)、(9)イが存する複合用途防火対象物	28
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	12
(16)の2		地下街	
(16)の3		準地下街	
(17)		重要文化財・重要有形民俗文化財・史跡等の建造物	
(18)		延長50メートル以上のアーケード	
(19)		市町村長の指定する山林	
(20)		総務省令で定める舟車	
合計			330

資料27 岩泉町火入れに関する条例

(昭和 60 年 3 月 20 日条例第 2 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、岩泉町の森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 21 条の許可の手續その他必要な事項を定めることを目的とする。

(許可の申請)

第 2 条 森林法第 21 条第 1 項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の 10 日前までに、申請書(様式第 1 号)に、次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
- (2) 火入地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
- (3) 申請者が、請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負(委託)契約書の写し

2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)を定め、申請書に明示しなければならない。

(許可の要件)

第 3 条 町長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が、森林法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
- (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(許可証の交付等)

第 4 条 町長は、火入れの許可をするときは、森林法第 21 条第 1 項の規定に基づき、第 8 条から第 15 条まで及び第 16 条第 4 項の規定を遵守してこれを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した許可証(様式第 2 号。以下「火入許可証」という。)を交付するものとする。

2 町長は、火入れを不許可とするときは、その旨及び理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第 5 条 町長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、森林法第 21 条の規定に基づき火入れの差し止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第 6 条 火入れの許可の対象期間は、1 件につき 10 日以内とする。

(許可の対象面積)

第7条 1 団地における1回の火入れの許可の対象面積は、1ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を1ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあっては、町長はこれを超えて許可することができる。

(火入れの通知)

第8条 火入れの許可を受けた者(以下「火入者」という。)は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を町長に通知しなければならない。

(火入許可証の返納)

第9条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに町長に火入許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第10条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第12条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅3メートル以上(火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については6メートル以上)の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰等によつて防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者(以下「火入従事者」という。)を配置しなければならない。

(1) 1ヘクタールまでは10人以上

(2) 1ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積0.2ヘクタールにつき1人を(1)の人数に加えて得た人数以上

2 火入者は、鋸、鎌、鍬、スコップ、火たたき等の消火に必要な器具を、火入従事者に携行させなければならない。

3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火入れの方法)

第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かつて行わなければならない。

2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第 14 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行つてはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第 15 条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たつては、町長及び消防署長に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。

(消防署長への通知等)

第 16 条 町長は、火入れの許可を行つた場合には、消防署長にその旨通知するものとする。

2 町長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。

3 町長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち合わせるができる。

4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

附 則

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条関係) 〈略〉

様式第 2 号(第 4 条関係) 〈略〉

資料28 米穀等販売業者一覧表

(令和5年3月1現在)

店名	住所	摘要
エスマート(有)	二升石字中田 66 番地	22-5025
砂子商店	尼額字細入 31 番地 2	22-2003
(有)鍵屋商店	岩泉字中家 31 番地 5	22-3378
(有)たけや	岩泉字村木 62 番地 10	22-3155
ローソン	岩泉字三本松 22 番地 1	22-2575
ツルハドラック岩泉店	岩泉字太田 18 番地 1	22-8701
JA 新いわて岩泉地区担当課	岩泉字天間 15 番地 1	22-2315
薬王堂岩手岩泉店	岩泉字三本松 42 番地 11	22-2437
(有)松屋商店	岩泉字中家 30 番地	22-2624
コメリハード&グリーン岩泉店	乙茂字和乙茂 22 番地 11	31-1311
大柏商店	褰綿字本町 1 番地	25-4167
槌屋商店	褰綿字本町 52 番地	25-5107
よってけ市場組合	褰綿字馬立 64 番地	25-4582
赤川商店	門字町 80 番地	25-5762
たちばな薬店	門字町 27 番地	25-4040
くまばやし	門字中瀬 49 番地 3	25-5054
エスマート(有)小川屋	門字町 27 番地	25-5211
正和屋	釜津田字沢口 46 番地 16	29-2327
早野商店	小本字小本 61 番地	28-2005
(有)山口屋	小本字小本 14 番地 11	28-2611
百泉商店	小本字大牛内 73 番地 5	28-2348
(有)玉辨	安家字日蔭 43 番地 2 号	24-2316

災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号 総合食料局長通知）第 4 章 I 第 10（以下「要領」という。）の 2 に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続きについては、下記のとおりとする。

記

1. 災害救助用米穀の供給に係る要請

(1) 要請の連絡（第 1 報）

- ① 市町村の災害救助用米穀の緊急引渡しに係る担当部署（以下「市町村」という。）は、災害救助用米穀の供給が必要な場合は、岩手県農林水産部流通課流通改善担当（以下「県」という。）（別紙 1 の担当者）に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せて、F A X 又はメールで連絡する。
- ② 市町村は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合には、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）（別紙 2 の担当者）に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せて、F A X 又はメールで連絡する。
- ③ 市町村が直接、政策統括官に連絡した場合は、必ず、県に連絡すること。

(2) 要請書の送付

- ① 市町村は、(1) の①の電話連絡後は、速やかに別紙 3 の要請書を岩手県農林水産部長に郵送により提出する。
- ② 市町村は、(1) の②の電話連絡後は、速やかに別紙 3 の要請書を政策統括官に郵送により提出する。

2. 災害救助用米穀の供給に係る調整

政策統括官は、1 の要請を受け、県または市町村と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

3. 災害救助用米穀の引渡し

市町村は、災害救助用米穀を、政府が所有する米穀の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業体」という。）から直接引渡しを受けた際は、受託事業体が発行する受領書と、市町村長が発行する受領書（別紙 4）を交換する。

4. 保管料の負担

災害救助用米穀の保管料は、引渡しの当日分から、災害救助用米穀の引渡しを受けた市町村長が負担する。

5. 災害救助用米穀の受領数量の報告

市町村長は、災害救助用米穀の受領が完了したときは、県に対し別紙5により速やかに受領数量を報告する。

6. 代金納付契約の締結

- (1) 岩手県知事は、市町村長が災害救助用米穀の引渡しを受けた場合、市町村長に代わってその代金を政策統括官に支払う。
- (2) 岩手県知事と市町村長は、災害救助用米穀の引取代金について別紙6により「災害救助用米穀等代金納付契約」（以下「代金納付契約」という。）を締結する。
- (3) 災害救助用米穀の価格は、要領の1の(2)ウにより決定される。
- (4) 岩手県知事は、政策統括官と「政府所有主要米穀売買契約」を締結後、速やかに、代金納付契約書（別紙6）を市町村長に2部送付する。
- (5) 市町村長は、送付された代金納付契約書の内容を確認し、記名、押印の上、岩手県知事に返送する。
- (6) 岩手県知事は、返送された代金納付契約書に、契約日、記名、押印を行い、1部を市町村長に送付する。
- (7) 岩手県知事は、代金納付契約の締結後、速やかに納額告知書の発行手続きを行う。

7. 災害救助用米穀の取引代金の納付

市町村長は、岩手県知事が発行する納額告知書によって、納付期限までに取引代金を納付する。

なお、納付期限は、岩手県知事が定める。

資料30 支給物資の種類、支給基準数量等

(岩手県地域防災計画 資料編 3-17-1)

[供給食料の種類]

区分	供給食料
主食用	米穀、炊き出しによる米飯、弁当等、パン、うどん、そば、乳幼児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等
副食物	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等（※副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。）
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等

[1人当たりの供給数量]

区分	供給基準数量
米穀	被災者 1食当たり 精米 200グラム以内 応急供給受配者 1日当たり 精米 400グラム以内 被害救助従事者 1食当たり 精米換算 300グラム以内

区分	支給物資
外衣	洋服、作業衣、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着類
寝具	タオルケット、毛布、布団等
見回品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等
炊事用具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等
食器	はし、茶わん、皿等
日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート等
光熱材料	マッチ、ローソク、木炭、灯油、プロパンガス等

資料31 火葬地・公葬地調べ

(平成30年3月1月現在)

公葬地名称	公葬地所在地	面積 (㎡)
雲岩寺墓地	岩泉字村木 4-1・5・11・16-2	5,485.00
新田公葬地	岩泉字館市 58番 7-2	495.86
本田公葬地	岩泉字本田 19-5-イ	198.00
夏節公葬地	岩泉字夏節 199	730.00
小屋敷公葬地	岩泉字小屋敷 39番地 27	179.00
沢廻公葬地	岩泉字一ツ石 22-1-1	436.00
松橋公葬地	二升石字滝野 41-4 イ号	363.00
長安寺公葬地	二升石字坂の下 20番 イ号外	2,260.00
尼額公葬地	尼額字細入 75番 2 イ号	694.00
鼠入川公葬地	岩泉字坂本 1-3-1	323.00
月出公葬地	岩泉字月出 3番イ	198.00
森山公葬地	鼠入字上森山 66番 9号 2	238.00
鼠入公葬地	鼠入字中鼠入 74-3	26.00
甲地公葬地	鼠入字甲地向 12番 4	66.00
三沢公葬地	鼠入字甲地 19-3	6.61
下岩泉公葬地	岩泉字西構 6-4-イ	555.37
下向公葬地	岩泉字指畑 75番 2	66.11
荷内川公葬地	乙茂字上 101-6	49.00
乙茂公葬地	乙茂字和乙茂 17番 1号 1	528.00
猿沢公葬地	猿沢字竹野 70-3-1	396.00
下中倉公葬地	猿沢字滝ノ上 79-49-イ	198.00
上中倉公葬地	下有芸字中日向 65番	300.00
肘葛公葬地	下有芸字肘葛 38番 1	277.00
栃の木公葬地	下有芸字栃の木 99番 2号	185.00
長下公葬地	下有芸字長下 10-2	39.00
皆の川公葬地	上有芸字中平 30番 6号 1	198.00
松屋敷公葬地	上有芸字蝦夷館 44番 1号 1	178.00
下有芸公葬地	下有芸字高清水 115-4-1	264.00
沢中公葬地	岩泉字沢中 11	13.20
水堀公葬地	上有芸字水堀 109番	495.00
上有芸公葬地	上有芸字大石平角地 50-2-1	238.00
白土公葬地	岩泉字白土 48番 2	66.11
室場公葬地	岩泉字室場 18番 1-1	39.00
岩泉町沢廻墓地	岩泉字一ツ石 22-42	3,057.00
外山公葬地 (猿沢)	猿沢字外山 98-18-ロ	66.00
国境公葬地	門字国境 76番 28	347.10
雷峠公葬地	門字雷峠 41番 5-1	105.00
見内川公葬地	門字見内川 75-20	300.00
小松公葬地	門字下見内川 119	254.00
湯沢鹿公葬地	門字湯沢鹿 87番 2	455.00
横道公葬地	門字横道 97番 18-2	119.00
中沢公葬地	門字中家 139番 96	1,089.00
南沢公葬地	穴沢字南沢 92-8	187.00
下三田貝公葬地	門字三田貝 18	446.28
上三田貝公葬地	門字三田貝 109-37	198.34
救沢公葬地	門字上救沢 104番 83	589.00
不昧庵公葬地	門字町 108番	4,436.36
田山公葬地	穴沢字金成 56番 57	843.00
穴沢公葬地	穴沢字上野 61・62・67	1,599.00
洞岩寺公葬地	蓑綿字本町 65番	1,527.00
一ツ苗代公葬地(長ヶ森)	蓑綿字長ヶ森 78-5	330.57

公葬地名称	公葬地所在地	面積 (㎡)
本銅公葬地	斐綿字本銅 93 番 10	
泉沢公葬地	斐綿字泉沢 170 番 15	66.00
新小松山霊園	門字下見内川 54 番地 24	153.76
栗畑公葬地	浅内字松野 57 番 1-イ号	208.00
小森公葬地	浅内字小森 58-イ号	476.33
大沢公葬地	浅内字大沢日蔭 130 番イ号	238.01
川代公葬地	浅内字上川代代 69-イ	
舞ノ子公葬地	大川字日蔭舞ノ子 33-7-8	158.67
宇津野・平井公葬地	大川字大家 245-89-ニ	214.87
扇ノ沢公葬地	大川字扇ノ沢 78 番 23 号イ	85.95
寄部公葬地	大川字大家 245 番 33 号イ	92.56
日蔭行政区の大川寺公葬地	大川字日蔭道の上 115	790.00
妙法院公葬地	大川字日蔭道の上 48 番	290.00
長田公葬地	大川字長田 86-32 イ号-1	218.00
砂子公葬地	釜津田字上種倉 27-3 イ号	264.00
外山公葬地 (名称は無し)	大川字上外山 84 番 12 号イ-1	148.00
釜沢公葬地	釜津田字釜沢 55 番 33 号イ	555.00
滝ノ上公葬地	釜津田字唐地 35-30 イ-1	105.00
大板屋公葬地	釜津田字滝ノ上 35-イ号	52.00
権現岩屋部落公葬地	釜津田字権現 44-11-イ	118.80
宗得寺公葬地	小本字小本 16 番, 20 番, 29 番	1,059.00
新茂師公葬地	小本字本茂師 71-39	748.00
旧茂師公葬地	小本字小成 53・54-1	1,263.00
茂師・小成公葬地	小本字小成	
外川目公葬地	中島字外川目 133 番 2	2,475.00
豊岡公葬地	中島字外川目 97 番	849.00
中野墓地組合・旧墓地公葬地	小本字中野 57・58-1・58-2・61	3,370.00
高松公葬地	小本字大牛内 306 番・105-11	1,136.00
大牛内公葬地・清水野公葬地	小本字大牛内 439 番 1	2,552.00
中島公葬地	中島字中島 53・54	2,049.00
岸・林ノ下共同公葬地	中里字林の下 138 番 12	2,948.00
赤岩山正徳寺公葬地	中里字中里 21 番, 下中里 22 番	3,199.00
斐野公葬地	斐野字斐野 80 番 4, 80 番 6, 80 番 7	1,897.00
卒郡公葬地	中島字卒郡 52 番	1,068.00
大坂本公葬地	安家字坂本 76 番 1	59.00
安家寺坂本地区新墓地	安家字大平 27 番地 12	670.00
大鳥公葬地	安家字折壁 37-4	80.00
折壁公葬地	安家字折壁 102-6	310.00
大平公葬地	安家字大平 247-1-イ号	198.00
安家寺大平地区新墓地	安家字大平 219 番地	1,420.00
松ヶ沢公葬地	安家字松ヶ沢 210-1	172.00
安家寺松ヶ沢地区新墓地	安家字松ヶ沢 239 番地 2	884.00
氷渡、松林、栗山共同公葬地	安家字氷渡 236-6	724.00
元村公葬地	安家字松林 127 番 1	330.00
小田瀬公葬地	安家字年々 277 番	212.00
半城子公葬地	安家字茂井 73-8	299.00
年々公葬地	安家字年々 117-18	232.00
安家寺川口地区新墓地	安家字茂井 181 番地 5	727.00
茂井公葬地	安家字茂井 247-1	61.00
新高須賀公葬地	安家字江川 62-8	176.00
旧高須賀公葬地	安家字江川 62-9	198.00
江川公葬地	安家字高須賀 53 番 2	331.00

資料32 ヘリポートの現状

(令和5年3月1日現在)

所在地	名称	大きさ(m)		利用可能機				林野火災 対策用の可 否
		縦	横	自衛隊のヘリコプター			県防災ヘ リコプター	
				小型	中型	大型		
岩泉字一ツ石 4	岩泉中学校	95	92	○	○		○	◎
岩泉字神成 12	龍泉洞青少年旅行村 グラウンド	95	95	○	○		○	◎
乙茂字大向 48	ふれあいらんど岩泉	185	145	○	○	○	○	◎
褰綿字関屋 57-1	旧小川小学校	90	60	○	○		○	◎
釜津田字種倉 27-6	旧釜津田中学校	90	50	○			○	◎
小本字南中野 145	小本小学校・小本中 学校屋外運動場	240	78	○	○		○	◎
小本字大牛内 62-23	大牛内育成牧場	500	300	○	○	○	○	◎
安家字日陰 181	旧安家中学校	125	65	○	○		○	◎
上有芸字運名根 27-21	有芸小中学校	120	50	○			○	◎

※林野火災対策用の可否欄の◎印は自衛隊ヘリコプター及び県防災ヘリコプターのいずれも可、○印は自衛隊ヘリコプターのみ可である。

※旧安家中学校は周辺の河川工事のため使用不可。近隣の安家小学校へ変更する方向で調整中。

資料33 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、岩手県内の市町村(以下単に「市町村」という。)間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあつせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあつせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあつせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員等(以下「応援職員等」という。)の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援調整市町村)

第3条 市町村は、被災した市町村(以下「被災市町村」という。)及び応援を行う市町村(以下「応援市町村」という。)の間の連絡調整等を行う市町村(以下「応援調整市町村」という。)を、地域ごとに定めるものとする。

(応援要請等)

第4条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる物資及び資機材の品名、数量等
- (3) 第2条第4号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 応援職員等の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、他の市町村及び岩手県と十分連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

(自主応援)

第5条 市町村は、甚大な被害が発生したと認められる場合においては、被災市町村との連絡がとれないとき又は被災市町村から応援の要請を待ついとまがないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村から応援要請を受けたものとみなす。

(応援要請の負担等)

第6条 応援市町村が応援に要した費用は、原則として、被災市町村の負担とする。

2 被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成8年10月7日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書 59 通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成8年10月7日

資料34 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定(以下「協定」と基う。)第9条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整市町村)

第2条 協定第3条に規定する応援調整市町村は、別表第1のとおりとする。

2 応援調整市町村の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村の被害状況に関する情報の収集及び提供
- (2) 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び各市町村との連絡調整等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の方法)

第3条 協定第4条第1項の親定による応援の要請は、電話、ファクシミリ等により行うものとし、後日、文書を提出するものとする。

2 ファクシミリ又は文書による応援要請は、別紙様式によるものとする。

(応援職員等の派遣に要した費用の負担)

第4条 協定第6条第1項の規定する費用のうち、応援職員等の派遣に要した費用の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する費用は、応援市町村が定める規程により算定した応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村が、それぞれ賠償する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員等の派遣に要した費用については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(応援費用の請求等)

第5条 応援市町村が、協定第6条第2項の規定により応援に要した費用を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する費用
 - (2) 備蓄物資については、提供した当該物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) 車両、資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
 - (6) 協定第2条第7号に規定するものについては、その実施に要した額
- 2 前項の規定による請求は、応援市町村長による請求書(関係書類を添付)により、連絡担当課を経由して、被災市町村長に請求するものとする。

3 前2項により難いときは、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。
(費用負担の協議)

第6条 協定第6条第1項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災市町村及び応援市町村の間で協議して定めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 協定第7条に規定する連絡担当課は、別表第2のとおりとする。

(訓練の実施)

第8条 市町村は、協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(協定等の見直し)

第9条 協定及びこの実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、応援調整市町村が持ち回りで担当する。

附 則

この実施細目は、平成8年10月7日から施行する。

別表第1(第2条関係) 〈略〉

別表第2(第7条関係) 〈略〉

別紙様式(第3条関係) 〈略〉

資料35 大規模災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、昭島市と岩泉町（以下「両市町」という。）とが、いずれかの市町域において大規模な災害が発生し、被災両市町のそれぞれが独自では十分な応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 この協定において、応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水その他生活必需品の物資並びにそれらの供給に必要な資機材及び車両の提供
- (2) 応援対策に必要な資機材及び車両の提供
- (3) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 児童及び生徒の受入れ
- (5) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を要請する市町（以下「被災市町」という。）は、第8条に定める連絡担当部課を通じ、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができる。

- (1) 被害状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の役割及び人数
- (4) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、児童及び生徒の人数
- (5) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、被災者の人数
- (6) 応援の場所及び経路
- (7) 応援の期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主的応援)

第4条 両市町は、いずれかの市町域において大規模な災害が発生し、被災両市町との連絡がとれない場合で、緊急に応援出動する必要があると判断したときは、自主的に応援するものとする。

2 自主的応援を開始した後に、前条の応援要請を受けたときは、当該要請に応じた応援を行うものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、原則として被災市町の負担とする。

2 前項の費用負担の具体的な内容は、本協定の趣旨を踏まえ、被災の程度、応援の実態等を考慮し、両市町がその都度協議して定めるものとする。

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動中、又はその活動に起因して負傷し、疾病にかかり、障害を有するに至り、又は死亡した場合における本人又はその遺族に対する補償は、応援を要請された市町が負うものとする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が被応援市町への往復途中に生じたものを除き、被応援市町がその賠償の責を負うものとする。

(情報等の交換)

第7条 両市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ防災に関する情報及び資料を相互に交換するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 両市町は、この協定に基づく応援が円滑に行うため、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両市町の長がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成23年8月6日

昭島市長 北川 穰 一

岩泉町長 伊達 勝 身

資料36 岩手県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、岩手県内の市町村、消防の一部事務組合(以下「市町村等」という。)が、災害による被害を最小限に防止するため、岩手県が所有する防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定による応援要請は、災害発生の市町村等の長が、防災ヘリの特性を十分に発揮することができるかと認められる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に岩手県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

(1) 公共性災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。

(2) 緊急性差し迫った必要性があること。

(3) 非代替性防災ヘリによる活動が最も有効であること。

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、岩手県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生現場の気象状況

(3) 災害発生現場の気象状況

(4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法

(5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

(6) 応援に要する資機材の品目及び数量

(7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生の市町村等の消防長が行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合には、災害発生在市町村等の長から防災航空隊の隊員を派遣している市町村等の長に対し、消防相互応援に関する協定書(昭和50年5月13日)締結。以下「相互応援協定」とい。)第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、岩手県が負担するものとする。

2 前条に規定する消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第12条の規定にかかわらず、岩手県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、岩手県及び市町村等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本70通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

附 則

この協定は、平成8年10月1日から施行する。

資料37 災害時における電力復旧作業の協力体制に関する協定

岩泉町（以下「甲」という。）と東北電力株式会社宮古営業所（以下「乙」という。）は、災害時における電力復旧の相互支援体制を円滑に行なうため、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に規定する災害をいう。

（電力復旧作業に関する協力）

第2条 災害により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に著しく支障がある場合は、甲は当該区間の迅速な道路復旧に努めるものとする。

（電源確保の協力）

第3条 災害により長期間の送電が困難となった場合に甲が指定する避難所等の電源を確保するため、乙は、最優先で電源車を設置するものとする。

2 電源車の設置場所は甲及び乙で事前に決定しておくものとする。

（障害物除去の協力）

第4条 甲の指定する避難所等への電源車設置のあたり、積雪、土砂崩れ及び倒木等の障害物の除去は、甲が行うこととする。

（資材置場及び駐車場確保の協力）

第5条 電力復旧作業に必要な資材、工事車両及び工事要員については乙の責任において確保、動員することとするが、復旧作業に使用する資材の仮置場及び工事車両の駐車場について、甲は乙の要請に応じ協力するものとする。

2 資材置場及び駐車場は甲の指定する場所とし、事前に乙に周知しておくこととする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲及び乙が解除の申し出を行なわない場合は、引き続き効力を有するものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年1月20日

岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59番地5
甲 岩泉町
岩泉町長 伊達勝身
岩手県宮古市築地二丁目2番33号
乙 東北電力株式会社宮古営業所
所長 外館忠一

資料38 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、岩泉町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 岩泉町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 岩泉町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協 議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成22年 2月22日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号
国土交通省 東北地方整備局長 青山 俊 行

乙 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59番地5
岩泉町長 伊達 勝 身

資料39 災害時における救助に関する協定書

岩泉町（以下「甲」という。）と、岩手県生活衛生同業組合中央会及び岩泉地区生活衛生同業組合連絡協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岩泉町地域防災計画に基づき、甲が行う災害時の救助の実施に関し、乙の協力について必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

- (1) 町内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) その他、町長が特に必要と認めるとき。

2 乙は、甲からの協力要請があった場合は、乙の会員である生活衛生同業組合の協力のもとに、可能な限り誠実に実行するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する協力は、次に掲げる事項とする。

- (1) 宿泊施設を避難場所として提供し、宿泊、入浴及び食事の提供。
なお、通常提供されるサービスの全ての提供を求めるものではない。
- (2) 食材の提供及び炊き出し。
- (3) 交通途絶のため帰宅することが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者に対する次の支援。
 - ア 水道水、トイレ等の提供
 - イ 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所等に関する情報の提供
- (4) その他、甲・乙が協議し必要と認める事項。

（要請の方法）

第4条 乙への協力の要請は、甲が、期間、場所及び人数等を文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

なお、前条第3号の乙の協力は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲で支援を実施できるものとする。

（費用負担）

第5条 協力を要する費用は、甲が負担するものとし、その費用は、災害時直前における適正価格を基準に甲・乙協議の上別途定めるものとする。

なお、第3条第3号に要した費用は、乙が負担するものとする。

(取消料)

第6条 乙は、協力要請後に取り消しがあった場合でも、甲に対し取消料は請求しないものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項に疑義の生じた事項、及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲・乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年9月26日

甲 岩泉町
代表者 岩泉町長 伊達勝身

乙 岩手県生活衛生同業組合中央会
代表者 会長 西部邦彦

乙 岩泉地区生活衛生同業組合連絡協議会
代表者 会長 中村貞司

資料40 避難所施設利用に関する協定書

岩泉町（以下「甲」という。）と「株式会社フロンティアいわいずみ」（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設「ホテル龍泉洞愛山」を避難所及び避難場所に指定することに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所及び避難場所に指定することについて、必要な事項を定める。

（避難所及び避難場所として利用できる施設の周知）

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所及び避難場所として利用できる施設の範囲を、地域住民に通知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、危機事案発生時において避難所を開設する必要がある場合は、事前に乙に対して指定した場所に避難所を開設することができる。

（開設の周知等）

第4条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する場合は、甲が指定した場所に対しその旨を避難所開設通知書（様式第1号）で、通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせず、施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

3 乙は、甲が施設に避難所を開設する以前に町民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨を通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣するものとする。

（避難所の管理運営）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、避難所運営組織について乙に事前に通知するものとする。

3 乙は、乙の定める災害時における組織体制を甲に事前に通知するものとする。

4 乙は、避難所の運営管理について甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲が行う避難所の運営管理に係る費用は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第7条 避難所の開設期間は、危機事案発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間の延長を行うことができるものとする。

（避難所の閉鎖）

第8条 甲は、乙が早期に営業再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

2 甲は、避難所を閉鎖する場合は、乙に避難所閉鎖通知書（様式第2号）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定期間）

第9条 この協定の期間は、平成26年6月2日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（協定の解除）

第10条 乙の所有する施設が、避難所として機能しない状態となった場合は、この協定を解除することができる。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年6月2日

甲 岩泉町

代 表 岩泉町長 伊 達 勝 身

乙 住 所

岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋1番地2

氏 名

株式会社 フロンティアいわいずみ

代表取締役 中 村 貞 司

資料41 岩泉町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

岩泉町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

岩泉町(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。 なお、本協定の対象となる郵便局は「別紙1」のとおり。)は、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域活性化及び住民サービスの向上等を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項(詳細は「別紙2」に定める。)について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
- (2) 地域経済活性化に関すること
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (4) 女性の活躍推進に関すること
- (5) その他、地方創生に関すること

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

(協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

(免責)

第4条 乙は、連携事項等について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、連携事項等の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年10月26日

甲 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59番地5
岩泉町
代表者 岩泉町長

乙 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字村木7番地5
日本郵便株式会社
岩泉郵便局長

「別紙 1」

協定対象局一覧

	局名	住所	電話番号
1	岩泉郵便局	岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字村木 7 - 5	0194-22-3145
2	小本郵便局	岩手県下閉伊郡岩泉町小本字下中野 2 5 9 -2	0194-28-2220
3	小川郵便局	岩手県下閉伊郡岩泉町門字町 7 1-5	0194-25-4501
4	岩手大川郵便局	岩手県下閉伊郡岩泉町大川字下町 6 4	0194-26-2400
5	安家郵便局	岩手県下閉伊郡岩泉町安家字松林 9 7	0194-24-2211
6	袈綿郵便局	岩手県下閉伊郡岩泉町袈綿字本町 5 2	0194-25-4500

「別紙 2」

「岩泉町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書」 具体的連携項目

岩泉町(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。)は、相互に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域活性化及び住民サービスの向上等に資するため、様々な取組を進めます。

なお、甲乙による定期的な協議を通じて、本別紙に定めのない連携項目(取組)等は、当該年度の具体的な取組として、下記に定める具体的連携項目も含め「年間計画書」を策定し、取り組めます。

1 日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応に関すること

平常時から防災態勢の強化に取り組むとともに、岩泉町内において災害が発生した場合は、相互に緊密に連携し、一日も早い復旧を目指して取り組めます。

(連携内容)

- (1) 平常時においては、主に次に掲げる項目について、甲乙が連携して取り組めます。
 - ア 相互の防災計画の状況等について情報交換を行うとともに、安否情報等の連絡体制を整備 するため、その方策について協議を行い、連携強化を図ります。
 - イ 防災会議や防災訓練等への参加等により、災害発生時の体制について、相互理解を深める こととします。
- (2) 岩泉町内において災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請 することができることとします。

なお、本項における「災害」とは、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号 に定める被害をいう。

 - ア 緊急車両等としての車両の提供(所持する車両に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
 - イ 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - ウ 郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - エ 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び救護対策

- (ア) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (ウ) 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
- (エ) 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除

オ 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実際に行うための必要な事項(注)

カ 株式会社ゆうちょ銀行の非常払(被災地支援のための日本赤十字社等の振替口座宛ての災害義援金の無料送金など)及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い(保険料払込猶予期間の延伸など)について、各社から要請があった場合の取扱い

キ その他、要請のあったもののうち協力できる事項

(注)避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届(郵便局様式)の配布・回収を含む。

(経費の負担)

上記に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

なお、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 高齢者や子ども等の見守り活動に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、岩泉町内の高齢者や子ども等の安全の確保を図ります。

(連携内容)

乙が、岩泉町内で業務を行う際に、高齢者や子どもの登下校等の日常生活で何らかの異変を察知した場合、甲へ情報提供を行います。

なお、特に緊急を要するときには、乙は直接消防又は警察に通報します。

3 道路損傷等の情報提供に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、岩泉町内の道路における交通の安心・安全の確保を図ります。

(連携内容)

乙が、岩泉町内で業務を行う際に、岩泉町内の道路の陥没や損傷、カーブミラーの損傷、倒木等、岩泉町内の交通の安心・安全に影響を及ぼすと思われる箇所を発見した場合に、甲へ情報提供を行います。

4 不法投棄と思われる廃棄物等の情報提供に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、岩泉町内の住民の快適で安心な生活環境の保持を図ります。

(連携内容)

乙が、岩泉町内で業務を行う際に、不法に投棄されたと思われる家電製品やタイヤ、動物の死骸等、岩泉町内における安心で快適な生活環境の保持に影響を及ぼすと思われる行為や廃棄物等を発見した場合に、甲へ情報提供を行います。

5 地域・暮らしの安心・安全に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、岩泉町内において、岩泉町内の住民が安心して生活できる地域づくりを推進します。

(連携内容)

乙が、岩泉町内で業務を行う際に、住民の何らかの異変に気付いた場合、甲へ情報提供を行います。

なお、特に緊急を要するときには、乙は直接消防又は警察に通報します。

また、住民が保護を求めて乙の事業所へ避難してきた場合には、当該住民を一時保護する等、地域社会の安心・安全に貢献します。

6 地域の経済活性化に関すること

甲及び乙の保有するネットワークを活用した他地域との交流を図ることで、連携体制を強化し、岩泉町内の経済活性化を支援します。

(主な連携内容)

ふるさと納税の取組支援、観光物産展等への協力、郵便局ネットワークを活用した地域活性化支援等。

《様式省略》

資料42 災害時における飲料の確保に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩泉町において地震、風水害、その他の災害が発生し、または発生
の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、岩泉町（以下「甲」という。）がみ
ちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）に飲料の確保について
協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(災害時の協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項の規定は、原則として、甲が災害対策基本法
（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項に基づく災害対策本部を設置し、乙に対
して要請を行った時をもって発動するものとする。

(要請の手続き)

第3条 災害時において、甲は乙に飲料の確保について協力を要請する場合は、次に掲げ
る事項を明らかにして、別紙様式1により文書で行うものとする。ただし、緊急の場合
は、電話等により行うことができるものとする。

- (1) 協力を要請する品名
- (2) 協力を要請する数量
- (3) 納入希望日時
- (4) 納入希望場所
- (5) その他必要事項

(飲料の調達)

第4条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の最寄りの倉庫、営業所及び関
連工場などの飲料の在庫を確認・調達し、可能な限り甲に協力するものとする。

(飲料の搬送)

第5条 飲料の搬送は第3条の規定に基づく甲の要請により乙が行う。この際に、乙は、
搬送先から別紙様式2の受領書を受け取るものとする。

(費用の負担)

第6条 甲からの協力の要請により、乙が供給した物資の対価については、甲が負担する
ものとし、その費用の算出は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引
については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとし、その
代金は適法な支払請求書を受領してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。

2 乙が行った物資の運搬に係る費用については、甲が負担するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定業務に関する連絡窓口は、甲においては岩泉町役場総務課、乙においてはみちのくコカ・コーラボトリング株式会社宮古営業所とする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は平成29年8月31日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙共に異議の申し出がない場合は、期間満了の翌日から引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了の時も同様とするものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めがない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成29年8月31日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年8月31日

甲 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59-5

岩泉町役場

岩泉町長

伊 達 勝 身

乙 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第1地割279番地

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 谷 村 広 和

資料43 災害時における応急対策業務に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩泉町地域防災計画に基づき、岩泉町内において災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、岩泉町（以下「町」という。）が一般社団法人岩手県建設業協会岩泉支部（以下「支部」という。）に対し、町が所管する公共土木施設等の応急対策業務等の実施について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、津波、大雨その他自然現象及び大規模な事故等によるもので、町が協力を要請する必要があると認める場合の災害とする。

(協力業務の内容)

第3条 この協定に基づく、協力業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災情報の収集及び連絡
- (2) 障害物除去用等の重機・資機材等の調達
- (3) 応急復旧工事の実施

(協力費用の負担)

第4条 災害発生時において、第3条第2号及び第3号に掲げる協力業務の実施に要した費用は、町が負担することとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定業務に関する町の連絡窓口は、総務課とする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、町及び支部が協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成28年8月31日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、町及び支部が記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年8月31日

岩泉町（岩手県下閉伊郡岩泉町）
岩泉町長 伊達勝身

岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋24番地1
一般社団法人 岩手県建設業協会 岩泉支部
支部長 工藤俊治

災害時における応急対策業務に関する協定実施細目

(趣旨)

第1 この実施細目は、災害時における応急対策業務に関する協定（以下「協定」という。）第6条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(協会員名簿の提出)

第2 一般社団法人岩手県建設業協会岩泉支部長（以下「支部長」という。）は、協定第3条に基づく協力業務の円滑な執行を確保するため、岩泉町長（以下「町長」という。）に対し、当該支部に所属する協会員（以下「支部員」という。）の名簿を速やかに提出することとし、以後、同名簿を毎年度4月30日までに、提出するものとする。

2 支部長は、前項の規定による名簿に変更が生じたときは、速やかに町長に報告するものとする。

(災害情報収集等担当会員)

第3 町長は、地域の実情等を考慮し、区域を細分し被災情報収集区域（以下「収集区域」という。）をあらかじめ定めるものとする。

2 町長は、第2の規定に基づき支部長から提出された支部協会員名簿の中から、支部長の推薦を得て、前項の規定により、あらかじめ定めた収集区域毎に災害発生時において災害情報の収集等を行う複数の被災情報収集等担当会員（以下「担当会員」という。）を選定し、支部長に対し、被災情報収集等担当会員名簿（様式第1）により通知するものとする。

3 前項の規定に基づき通知を受けた支部長は、担当会員に通知するものとする。

(被災情報収集等)

第4 担当会員は、次に掲げる場合は、自主的に担当収集区域の被災情報の収集を行うものとする。

- (1) 担当する区域内に震度5弱以上の地震が発生した場合
- (2) 担当する区域内に大津波が発生した場合
- (3) 担当する区域内に次に掲げる規模の災害が発生した場合

ア 火山噴火

イ 上記以外の自然現象等で、町が災害対策本部を設置する災害

2 前項の規定に基づき収集した被災情報は、災害情報連絡票（様式第2）により、第10に掲げる連絡窓口へ連絡するものとする。

ただし、緊急を要する判断した場合等は、電話等口頭またはファクシミリ等により連絡することができる。

3 前項の規定に基づき受領した被災情報について、第10に掲げる連絡窓口は、町長に連絡することとし、町長は必要に応じて、各関係課長等に対応等を指示することができる。

4 町長は、災害の発生に伴い、緊急かつ詳細に被災状況等を把握することが必要と認められた場合は、担当会員に対し、担当の収集区域の被災情報の詳細な収集と報告を要請することができる。

(被災情報収集等に係る費用の支払い)

第5 町長は、第4第4項の規定に基づき担当会員に被災情報の収集と報告を要請したときは、遅滞なく委託契約を締結するものとする。

(重機・資機材等の調達のあるせん)

第6 支部長は、町長から重機・資機材等の調達の要請があった場合は、速やかに支部員または重機・資機材等の販売、リース業者等（以下「リース業者等」という。）のあるせんを行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、支部長は、支部長自身の被害が著しいことなどにより、あるせんが困難と判断した場合は、その旨町長に対し通知するとともに他支部等に対し、あるせんの協力を要請するものとする。

3 町長は、調達の要請に当たっては必要とする重機・資機材等の種類、数量、場所、期間等を明示した文書（様式第3）をもって支部に要請するものとする。

ただし、緊急を要するなど文書をもって要請する暇がない場合は、電話等口頭によることができる。

(重機・資機材等の調達に係る費用の支払い)

第7 町長は、調達した重機・資機材等に係る費用について、町関係各課で定めた工事積算基準に係る設計単価表等を参考に支部員またはリース業者等と協議の上、支部員またはリース業者等からの請求に基づき支払うものとする。

(応急復旧工事の実施)

第8 町長は、速やかな応急復旧工事が必要と認めた場合は、応急復旧工事の施工箇所等を勘案し、支部員の中から、応急復旧工事施工者（以下「工事施工者」という。）を選定し、出動を要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、支部員自身の被災が著しいことなどにより、出動を要請することが適当でないと判断した場合は、区域以外の支部会員に対し出動を要請することができる。

3 工事施工者は、町長の指示に従い、速やかに応急復旧工事に着手するものとする。

(請負契約の締結)

第9 第8の協力業務に関し、町長は、工事施工者に出動を要請したときは、遅滞なく工事請負契約を締結するものとする。

(連絡窓口)

第10 この実施細目に基づく業務に関する連絡窓口は、総務課総務文書室とする。

附 則

この実施細目は、平成28年8月31日から施行する。

資料44 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

岩泉町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、住民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、岩泉町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、岩泉町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

- 第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

- 第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

- 第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

- 第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

- 第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年9月27日

甲) 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59-5 岩泉町 町長 中居 健一	乙) 岩手県盛岡市中央通 2-1-21 株式会社ゼンリン 東北第二エリアグループ 盛岡営業所 所長 平野 誠治
---	--

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

1. 趣旨

本細目は、岩泉町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

2. 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名 称	詳細	数量
住宅地図	岩泉町 B4 判住宅地図	5 冊
広域図	岩泉町を包括する広域図	5 部
ZNET TOWN	岩泉町 危機管理課 利用 閲覧地区：岩泉町	1 ID

3. 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先 1	危機管理課	住所：岩泉町岩泉字惣畑 59-5 電話：0194-22-2111 FAX：0194-22-3562
	連絡先 2		住所： 電話： FAX：
乙	連絡先 1	第一事業本部 東北第二エリアグループ 盛岡営業所	住所：盛岡市中央通 2-1-21 電話：019-622-7230 FAX：019-635-2115
	連絡先 2	第一事業本部 東北第二エリアグループ	住所：盛岡市中央通 2-1-21 電話：019-626-0048 FAX：019-635-2115

資料45 災害時における電動車両等の支援に関する協定

岩泉町（以下「甲」という。）、岩手三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岩泉町内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く町民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、乙又は丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、乙又は丙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 乙又は丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、岩泉町内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第13条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(連絡責任者)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第 13 条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第 14 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く町民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和2年1月24日

甲 岩手県岩泉町
岩泉町岩泉字惣畑 59 番地 5
岩泉町長 中居 健一

乙 岩手県盛岡市南仙北一丁目24番8号
岩手三菱自動車販売株式会社
代表取締役 千田 茂穂

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役 CEO 加藤 隆雄

資料46 災害時における物資供給に関する協定

岩泉町（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年10月23日

甲 岩泉町
岩泉町長 中 居 健 一

新潟県新潟市南区清水4501番地1
乙 NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄 一 郎

資料47 災害に係る情報発信等に関する協定

岩泉町とヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）とは、災害に係る情報発信等に関することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、岩泉町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、岩泉町が岩泉町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、岩泉町の行政機能の低下を軽減させるため、岩泉町とヤフーが互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

（取組）

第2条 本協定における取組の内容は、次に掲げるもののうち、岩泉町及びヤフーの両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- （1） ヤフーは、岩泉町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、岩泉町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - （2） 岩泉町は岩泉町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーはこれらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （3） 岩泉町は岩泉町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーはこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （4） 岩泉町は災害発生時の岩泉町内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーはこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （5） 岩泉町は岩泉町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーはこれらの必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （6） 岩泉町は、岩泉町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 岩泉町及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項については、岩泉町及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条の規定による岩泉町及びヤフーの対応は、別段の合意がない限り無償で行うものとし、それぞれの対応に係る旅費及び通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 ヤフーは、岩泉町から提供を受ける情報について、岩泉町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、

ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。)により、一般に広く周知することができるものとする。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外の目的のために二次利用してはならない。

(公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、岩泉町及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

(期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定は更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、岩泉町及びヤフーは、協議するものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、岩泉町、ヤフー記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和2年10月9日

岩泉町 代表者 岩泉町長 中 居 健 一

ヤフー 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健太郎

資料48 地域防災計画の項目と担当課(班)一覧表

1. 本編

(1) 災害予防計画

	危機管理課	総務課	政策推進課	税務出納課	町民課	健康推進課	経済観光交流課	農林水産課	地域整備課	上下水道課	消防防災課	教育委員会
第2章 災害予防計画												
第1節 防災知識普及及び自主防災組織等育成計画	●				●						●	●
第2節 防災訓練計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3節 防災気象情報収集・伝達体制整備計画	●											
第4節 通信確保計画	●											
第5節 避難計画	●				●	●						
第6節 要配慮者の安全確保計画	●				●	●					●	
第7節 孤立化対策計画	●											
第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画	●						●					
第9節 災害応急施設等整備計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第10節 建築物等安全確保計画								●			●	
第11節 ライフライン施設等安全確保計画	●									●		
第12節 風水害予防計画	●							●				●
第13節 雪害予防計画					●	●		●				
第14節 津波・高潮災害予防計画	●				●			●				●
第15節 土砂災害予防計画	●							●				●
第16節 火災予防計画	●					●	●				●	●
第17節 林野火災予防計画								●				
第18節 農業災害予防計画								●				
第19節 文化財災害予防計画												●
第20節 防災ボランティア育成・受入計画	●				●							
第21節 企業等防災対策計画	●						●					

(2) 災害応急対策計画、災害復旧・復興計画

	支本 援 室部			総 務 部	政 策 部	税 務 部	町民生活部			保 健 部	商 工 部	水農 産 部林	土 木 部	水 道 部	防 災 部	教 育 部								
	統括・対策班	防災情報・通信班	報道・広報班	庶務班	財政班	政策情報班	税務班	出納班	住民情報班	地域福祉班	衛生班	救護班	避難支援班	商工班	農業班	林業水産班	建設班	施設班	復興班	水道班	防災班	総務班	教育班	
第3章 災害応急対策計画																								
第1節	活動体制計画	●	●	●	●	●																		
第2節	気象警報・注意報等の伝達計画	●	●	●																				
第3節	情報通信計画	●	●																					
第4節	災害情報の収集・伝達計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第5節	広報広聴計画		●	●		●		●																
第6節	交通確保・輸送計画	●			●									●	●									
第7節	消防活動計画	●																				●		
第8節	水防活動計画	●	●													●						●		
第9節	県、市町村等応援協力計画	●	●	●	●	●	●	●	●		●		●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●
第10節	自衛隊災害派遣要請計画	●																				●		
第11節	防災ボランティア受入・活動計画								●															
第12節	義援物資、義援金の受付・配分計画	●							●			●											●	
第13節	災害救助法の適用計画	●																						
第14節	避難・救出計画	●	●		●				●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●		
第15節	医療・保健計画								●	●	●													
第16節	食料、生活必需品供給計画								●			●	●										●	
第17節	給水計画	●							●													●		
第18節	応急仮設住宅の建設及び応急修理計画															●	●							
第19節	感染症予防計画									●	●										●			
第20節	災害廃棄物処理・障害物除去計画	●									●					●	●							
第21節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	●									●											●		
第22節	応急対策要員確保計画											●												
第23節	文教応急対策計画																						●	●
第24節	農畜産物応急対策計画												●											
第25節	公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画															●								
第26節	ライフライン施設応急対策計画	●																				●		
第27節	危険物施設等応急対策計画	●	●											●	●							●		
第28節	応急除雪計画															●						●		
第29節	防災ヘリコプター等活動計画	●																				●		
第30節	林野火災応急対策計画	●	●						●	●	●											●		
第4章 災害復旧・復興計画																								
第1節	公共施設等の災害復旧計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●
第2節	生活の安定確保計画						●		●	●			●	●	●	●								
第3節	復興計画				●	●													●					

2. 地震・津波編

(1) 災害予防計画、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

	危機管理課	総務課	政策推進課	税務出納課	町民課	健康推進課	経済観光交流課	農林水産課	地域整備課	上下水道課	消防防災課	教育委員会
第2章 災害予防計画												
第1節 防災知識普及及び自主防災組織等育成計画	●										●	●
第2節 防災訓練計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3節 通信確保計画	●											
第4節 避難計画	●				●	●		●				
第5節 食料・生活必需品等の備蓄計画	●						●					
第6節 要配慮者の安全確保計画	●				●	●					●	
第7節 孤立化対策計画	●											
第8節 災害応急施設等整備計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第9節 ライフライン施設等安全確保計画	●									●		
第10節 津波災害予防計画	●				●				●			●
第11節 地盤災害予防計画	●								●			
第12節 火災予防計画	●					●	●				●	●
第13節 建造物等災害予防計画									●		●	
第14節 防災ボランティア育成計画	●				●							
第15節 企業等防災対策計画	●						●					
第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画												
第1節 総則	●											
第2節 委任	●											

(2) 災害応急対策計画、災害復旧・復興計画

	支本 援 室部			総 務 部	政 策 部	税 務 部	町民生活部			保 健 部	商 工 部	水農 産 部林	土 木 部	水 道 部	防 災 部	教 育 部									
	統 括 ・ 対 策 班	防 災 情 報 ・ 通 信 班	一 般 情 報 班	報 道 ・ 広 報 班	庶 務 班	財 政 班	政 策 情 報 班	税 務 班	出 納 班	住 民 情 報 班	地 域 福 祉 班	衛 生 班	救 護 班	避 難 支 援 班	商 工 班	農 業 班	林 業 水 産 班	建 設 班	施 設 班	復 興 班	水 道 班	防 災 班	総 務 班	教 育 班	
第3章 災害応急対策計画																									
第1節	活動体制計画	●	●	●	●	●																			
第2節	津波警報・地震情報等の伝達計画	●	●	●																					
第3節	情報通信計画	●	●																						
第4節	災害情報の収集・伝達計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第5節	広報広聴計画		●		●		●		●																
第6節	交通確保・輸送計画	●			●											●	●								
第7節	消防活動計画	●																					●		
第8節	津波・浸水対策計画																●						●		
第9節	県、市町村等応援協力計画	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第10節	自衛隊災害派遣要請計画	●																					●		
第11節	防災ボランティア活動計画									●															
第12節	義援物資、義援金の受け配分計画	●								●			●											●	
第13節	災害救助法の適用計画	●																							
第14節	避難・救出計画	●	●		●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第15節	医療・保健計画								●	●	●														
第16節	食料、生活必需品供給計画									●			●	●										●	
第17節	給水計画	●								●													●		
第18節	応急仮設住宅の建設及び応急修理計画																●	●							
第19節	防疫計画									●	●												●		
第20節	災害廃棄物処理・障害物除去計画	●										●					●	●							
第21節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	●										●											●		
第22節	応急対策要員確保計画													●											
第23節	文教応急対策計画																							●	●
第24節	公共土木施設・鉄道施設等 応急対策計画																	●							
第25節	ライフライン施設応急対策計画	●																					●		
第26節	危険物施設等応急対策計画	●	●											●	●								●		
第27節	防災ヘリコプター要請・活動計画	●																					●		
第4章 災害復旧・復興計画																									
第1節	公共施設等の災害復旧計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2節	生活の安定確保計画							●		●	●		●	●	●	●									
第3節	復興計画				●	●													●						

3. 原子力災害対策編

(1) 災害予防計画、災害復旧計画

	危機管理課	総務課	政策推進課	税務出納課	町民課	保健福祉課	経済観光交流課	農林水産課	地域整備課	上下水道課	消防防災課	教育委員会
第2章 災害予防計画												
第1節 防災知識普及計画	●				●							●
第2節 防災訓練計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3節 情報の収集・伝達連絡及び通信確保計画	●											
第4節 避難対策計画	●											
第5節 医療・保健計画						●						
第4章 災害復旧計画												
第1節 低減措置・廃棄物等対策計画						●						
第2節 健康確保等計画				●	●	●	●	●	●			
第3節 風評被害防止計画							●	●				

(2) 災害応急対策計画

	支本 援 室部			総務部		政策部		税務部		町民生活部			保健部		商工部			農林部		土木部			水道部		防炎部		教育部	
	統括・対策班	防災情報・通信班	一般情報班	報道・広報班	庶務班	財政班	政策情報班	税務班	出納班	住民情報班	地域福祉班	衛生班	救護班	避難支援班	商工班	農業班	林業水産班	建設班	施設班	復興班	水道班	防災班	総務班	教育班				
第3章 災害応急対策計画																												
第1節 活動体制計画	●																											
第2節 特定事象発生情報等の伝達計画	●	●																										
第3節 情報の収集・伝達及び通信情報計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第4節 住民等への情報提供・広報広聴計画		●		●		●			●																			
第5節 避難・影響回避計画	●	●			●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		●	●	●					
第6節 医療・保健計画									●	●	●	●	●															